



# インドネシア 投資ガイド 2021



2021年11月1日

—  
KPMG インドネシア  
[home.kpmg/id](https://home.kpmg/id)







# Contents

1. はじめに	3
2. 概要	5
3. 経済環境	13
4. インフラ	19
5. 投資	39
6. 事業構造と設立	57
7. 外国為替	65
8. 国内および外国貿易-ASEAN	73
9. 労働と雇用	81
10. 税務	97
付録	
1. 投資リスト	112
2. オムニバス法関連細則	117
用語集	120







# 1 はじめに

雇用創出に関するLaw No.11/2020(オムニバス法)の可決は、将来の経済成長を維持するための外国投資を呼び込むと言うインドネシアの取り組みにおける重要なマイルストーンを示しています。オムニバス法は、インドネシア全土でより多くの雇用機会を創出するために、分野をまたがる既存の78の法律の改訂を含んでいます。本ガイドの発行時点で、オムニバス法に関する51の細則が施行されています。弊所KPMGの経験上、オムニバス法による好影響が見られるまでには少なくとも2年はかかると想定しています。

インドネシアは若い労働力と大きな国内市場のために外国人投資家にとって魅力的な国ですが、他の比較対象国よりもインフラの基礎が脆弱であることは依然として大きな弊害となっています。2014年から2019年の間に、インフラ投資が前例のないほどに重要視されました。本ガイドの第4章では、2014年から現在までの主要なインフラの進展に焦点を当てています。

過去2年間、多くの国と同様に、インドネシア政府は、COVID-19のパンデミックに対応すべく、医療と社会的セーフティネットにかなりのリソースを再配分することを余儀なくされました。コロナ禍前は、政府は財政赤字を3%内に維持するという財政規律により広く賞賛されていました。コロナ禍以後、財政赤字の制限は一時的に2021年に5.82%、2022年に4.85%に拡大されました。インドネシア政府は2023年までに3%に戻ると予想しているため、財政赤字を改善する政府の手腕は注目すべき一つの重要な指標となります。

本ガイドは、主にインドネシア市場への参入を検討している新たな外国人投資家を対象に、インドネシアへの投資とビジネスのための一般的なガイドとして位置づけています。また、設立された外国および国内投資企業にも有用なガイドとなっています。“最前線の現場”での取引、外国および国内投資家へのM&Aや税務顧問サービスの提供におけるKPMGの経験に基づく実用的情報も、本ガイドで紹介いたします。

#### 注意：

本書は、法律、税務、その他の専門家の正式なアドバイスの代用となることを意図したものではありません。KPMGの知る限り、本書で言及されている法令等は、2021年11月1日時点、または特に言及されている場合にはそれ以降の状況を反映しています。







## 2 概要



正式名称	インドネシア共和国
首都	ジャカルタは、首都であり、ビジネス、政治の中心地でもあります。2019年8月、Joko Widodo大統領は、2024年に首都を東カリマンタンに移転することを発表しています。
その他の主要な都市と州	スラバヤ、メダン、バンドン。スラバヤはインドネシア第2の都市であり、主要な産業の中心地であり、港も有しています。416の県と98の市、7,246の地区、83,931の村からなる34の州があります。
政府	独立共和国 1945年8月17日独立 大統領制
地理	ロケーション: 東南アジア、インド洋と太平洋の間の群島 最大の島々: スマトラ島、ジャワ島、カリマンタン (ボルネオ)島、スラウェシ島、パプア島が総面積の90%以上を占めています。小さな島々で構成されるマルク諸島とヌサテンガラ諸島の2つの大きな群島もあります。 面積: 1,916,907平方キロメートル (陸: 1,823,862平方キロメートル、水: 93,000平方キロメートル) 地形: 16,056の島々 海岸線: 108,000 km
気候	熱帯、高温多湿だが高地では相対的に涼しい地域もあり
人種	人口: 2億6800万人、30歳未満は50.76% 民族グループ: ジャワ人: 40%、スンダ人: 16%、その他の民族グループ: 44% 宗教: イスラム教: 87%、プロテスタント: 7%、カトリック: 3%、ヒンズー教: 2%、その他: 1%



言語	インドネシア語(マレー語に類似) 英語は主要都市のビジネスマンには浸透
通貨	インドネシアルピア (IDR)
平均インフレ率(前年比)	2015年:3.4% 2016年:3.0% 2017年:3.6% 2018年:3.1% 2019年:2.7% 2020年:1.7% 中央銀行(Bank Indonesiaまたは BI)は、2021年の年間平均インフレ率を3.1%と予想しています。
天然資源	石油、スズ、天然ガス、石炭、金、銅、銀、ニッケル、ボーキサイト、木材、肥沃土
農産物	米、キャッサバ(タピオカ)、ピーナッツ、パーム油、ゴム、ココア、コーヒー、椰子実、鶏肉、牛肉、卵

## 特徴

インドネシアは東南アジアのインド洋と太平洋の間に位置し、マレーシア、シンガポール、東ティモール、パプアニューギニアと国境を接しています。ジャワ島、スマトラ島、カリマンタン、スラウェシ、パプアは、豊かな海岸平野、肥沃な溪谷、そして広大な低地に隣接した壮大な山脈が特徴です。多くの小さな島々は無人島で、素晴らしいビーチやサンゴ礁に囲まれ、熱帯のヤシの木で覆われています。


世界貿易の大部分は、インドネシアの沿岸海峡と南シナ海および太平洋を結ぶ、戦略的に重要なマラッカ海峡を通過します。

インドネシアは、石炭などの天然資源、スズ、金、銅、ニッケル、ボーキサイト、石油、ガスなどの鉱物、農産物を支える肥沃な土地が豊富です。群島の熱帯性気候と広大な陸岸は、パーム油、ゴム、コーヒー、カカオ、また人口のほとんどの主食である米の生産に理想的な環境です。インドネシアが過去も現在も外国の貿易業者、統治者、投資家を惹きつけてやまないのは、これらの資源とインドと東洋の間にある島々の中心に位置していることが要因です。

## 首都:ジャカルタ

ジャカルタはインドネシア経済のハブであり、ほとんどすべての国内企業および多国籍企業の本社があり、事業が行われています。インドネシア政府(GOI)は、首都をジャカルタからボルネオ島の東カリマンタン州、Kutai KartanegaraとNorth Penajam Paserの一部に移転する計画を最終決定していますが、首都移転のプロセスは10年から20年かかる見込です。ジャカルタはインドネシア経済のハブであり続けることが期待されています。





通勤時には、市内の多くの場所で慢性的な交通渋滞が起きています。1,056万人のジャカルタ居住者に加えて、さらに2,000万人がジャカルタ郊外からジャカルタに毎日流入してきます。渋滞は通勤ピーク時には避けられず、他の多くの時間帯や夕方でも渋滞は珍しくありません。通勤者はジャカルタを出入りするのに平均2時間費やし、その結果、生産性に悪影響を及ぼしています。

ジャカルタは、2013年10月に、交通渋滞の緩和を目的とした国内初の大量高速輸送鉄道(MRT)システムの建設を開始しました。MRTプロジェクトは約110.3kmに及び、南北線および東西線の建設が含まれます。このプロジェクトの費用は少なくとも17億米ドルと見積もられており、2027年までに全てのプロジェクトが完了することになっています。MRTプロジェクトはいくつかのフェーズで構成されています。第1段階は2019年3月に完了し、南北線の半分にあたるLebak BulusからBundaran HIまでの15.2kmです。フェーズ2では、ルートをBundaran HIからKampung Bandanまで8.1km延長し、2024年までに完成する予定です。政府はまた、バンテン州タンゲランのBalaraと西ジャワ州ブカシのCikarangを結ぶ長さ87kmの東西線を建設する予定です。このプロジェクトは、2024年から2027年の間に運用可能になることを目標としています。

MRTの他に、現在進行中のプロジェクトは、ジャカルタ軽量軌道交通(LRT)とジャカルタ大都市圏LRT(LRT Jabodetabek)です。前者の最初のフェーズは、東ジャカルタのVelodrome駅から北ジャカルタのKelapa Gading駅までの5.8kmです。2016年に着工した工事は、2019年6月に公開試運転を開始し、2019年末に正式に操業を開始しました。後者は、ジャカルタ市内中心部とBogor、Depok、Bekasiといった都市を結ぶ予定です。ジャカルタ大都市圏LRTの最初のフェーズは40kmを超え、Cawang(東ジャカルタ)-Cibubur(東ジャカルタ)間、Cawang(東ジャカルタ)-Dukuh Atas(中央ジャカルタ)間、およびCawang(東ジャカルタ)-East Bekasi(西ジャワ)間を結びます。2021年9月の時点で、進捗率は87.54%に達し、2022年6月までに完了する予定です。

2019年、The Economist Intelligence Unitは、デジタルセキュリティ、健康セキュリティ、インフラセキュリティ、個人セキュリティからなる指標に基づいて60都市をカバーする「The Safe Cities Index 2019: Urban Security and Resilience in an Interconnected World」をリリースしました。ジャカルタは2019年に上位53位、デジタルセキュリティと健康セキュリティの指標で下位10位にランクされました。全体的な指標の上位10位は、東京、シンガポール、大阪、アムステルダム、コペンハーゲン、ソウルなどの、アジアとヨーロッパのより豊かな都市で占められていました。

マニラ、ホーチミン、ダッカ、カラチ、カイロ、ニューデリーなどの他の新興国の都市は下位に分類されます。ジャカルタはしばしば貧困問題が取り上げられますが、中央統計庁(Badan Pusat StatistikまたはBPS)が発表した最新のジャカルタ貧困統計では、4.72%(2021年3月)から、4.69%(2020年9月)への貧困率の改善が見られました。



## 人々

インドネシアの人々は、異なる民族的起源、宗教、歴史を反映し多様な文化を保持しています。

2019年時点の総人口は2億6800万人で、インドネシアは中国、インド、米国に次ぐ世界で4番目に人口の多い国であり、世界で最も多いイスラム教徒の国でもあります。人口の67%以上が15～64歳であり、これは豊かな労働力があることを示しています。人口の25%以上が14歳未満で、一方、65歳以上の人口はわずか6%です。最も人口の多い都市は、ジャカルタ、スラバヤ、バンドン、プカシ、メダンです。人口の約56.6%が都市部に居住しており、2010年から2020年にかけての年間都市化率は2.27%と推定されています。

ほとんどのインドネシア人はマレー系です。最大の民族グループであるジャワ人は総人口の40.1%を占め、スンダ人が15.5%、マレー人が3.7%、バタック人が3.6%、その他が37.1%となっています。社会的エリート、官僚、および軍隊において、ジャワ人の数は突出しています。また、中華系の人口は少ないものの、非常に強いビジネスへの影響力を持っています。ニューギニア島の東半分であるパプアには、メラネシア人が住んでいます。

国の公用語はマレー語に似ているインドネシア語です。約700あるといわれている方言や言葉遣いがインドネシアの地方での第二言語になっています。ビジネスの機会を鑑み、英語スキル向上が積極的に奨励されています。英語は、教育、商業、国際関係分野のインドネシア人に使われ、都市部のビジネスマンに使用されています。成人の識字率は95%です。

人口の87%以上がイスラム教徒ですが、人口割合としては低いもののバリを中心とするヒンズー教徒やキリスト教徒等もいます。

## 気候

北緯60度から南緯110度まで赤道にまたがるインドネシアは、大雨と高温多湿が特徴の典型的な熱帯気候です。熱帯気候は国の大部分を占める山々によって緩和されます。気温は通常は23度から33度です。

乾季と雨季があり、季節の変わり目と期間、および気象パターンは、近年、予測がより困難になっています。

## 政治体制

1945年憲法は、独立した行政、立法、および司法の機能を規定しています。最高権威は国民協議会(MPR)であり、大統領及び政府機関の説明責任に基づく報告に関するヒアリングを行い、政策ガイダンスを提供するために毎年開会します。MPRIには、575人のメンバーがいる国民議会(DPR)と、136人のメンバーがいる地方代表議会(DPD)が含まれます。メンバーは5年の任期で選出されます。

大統領と副大統領は、直接投票によって選出されます。大統領は、最高責任者、国家元首、軍の最高司令官であり、また、大統領にのみ閣僚の任命権があります。

行政上、州知事と州議会が管轄する34の州と、県知事または市長が管轄する数百の自治体に分けられます。

## 法制度の種類

司法を司るのは、最高裁判所と、行政および軍事、宗教、民事に関するそれぞれの裁判所です。民法の包括的なシステムは、オランダによってもたらされた多くの法令に置き換えられました。さらに、省庁によって策定および適用された広範な法令や規制があります。外国人投資家にとって、最も関連性の高い分野は以下に関する法律です。

- ・ 外国投資
- ・ 会社法
- ・ ビジネスライセンスと貿易
- ・ 課税と税関





- ・ 労働
- ・ 土地と建物
- ・ 地方の規制

石油とガス、金融サービス、鉱業などの一部の産業は、特定の規制と要件の対象となります。これらについては、第5章:投資で説明しています。

インドネシアの法律の発行後に、大臣および大統領による規則および法令を定めることができます。新しい法律が議会によって発表、起草、可決されてから、最終的な規則または法令が施行されるまでに、かなりの期間を要することがあります。

インドネシアで作成された契約や合意に関しては、常に専門家のアドバイスを得る必要があります。1つの理由として、特に除外されない限り、民法がすべての契約に適用される特定の条項を規定しているためです。訴訟は勝敗が予測できない可能性があり、しばしば長期化し、時間と費用がかかるため、紛争を解決するための効果的な方法ではありません。合意によって得られる保障は制限される可能性があり、できる限り、後に意見の不一致が生じた場合に機能する保障措置を備えた商業的取り決めしておく必要があります。契約には通常、紛争解決のためのインドネシアでの仲裁または国際仲裁に関する条項が含まれます。国際仲裁の場所はシンガポールを選択するケースが多く、シンガポール国際仲裁センターの規則に従うこととなります。ここでの最終的な拘束力のある仲裁判断はインドネシアの裁判所で自動的に承認されます。







## インドネシア語での契約

言語、国旗、国章および国歌に関するLaw No.24/2009は、インドネシア当事者とのすべての合意はインドネシア語によるべきであると規定しています。

Law No.24/2009の施行後、法務人権省 (MOLHR) は次のような書面によるガイダンスを発表しています。

1. 商業契約は、施行規則を待つ間、英語または二言語で準備する必要があります。
2. 言語要件が満たされていない場合でも、契約は強制力があります。

二言語文書の翻訳と準備にはかなりの費用と時間がかかります。実際に採用されている一般的なアプローチは、合意と契約を1つの言語で行うことであり、必要があれば、インドネシア語版を将来用意することを規定する標準条項を設けるというものです。

最高裁判所の判決として、このアプローチは契約の執行可能性を妨げるものではないというものでしたが、地方裁判所では、高等裁判所の控訴または施行規則の発表を待つ間の措置は法的に不明確です。

## インドネシアルピア建ての取引

BI Regulation No.17/3/PBI/2015 (PBI 17/2015) および Circular Letter No.17/11/DKSP (Circular Letter 17) で、インドネシア居住者、非居住者いずれも、現金、非現金取引のいずれも、ルピアで行う必要があると決めました。ルピアは、下記目的で使用する必要があります。

- a. 支払取引
- b. 金銭を使用して履行しなければならないその他の債務の決済
- c. その他の金融取引

下記の取引では、ルピアの使用義務が免除されます。

- 特定の州予算 (APBN)
- 他の国からの、または他の国への入金または助成金
- 国際貿易取引
- 外貨銀行預金
- 国際金融取引
- 特定の事業または産業分野に適用される法規制の下に締結された外貨取引
- 中央政府または地方政府によって承認された戦略的プロジェクトである場合、関連政府機関が発行した声明文によって証明される中央銀行によって承認されたインフラプロジェクト融資





PBI 17/2015および Circular Letter 17も、ルピアと別の通貨を使用した二重価格単位の使用を禁止しています。この禁止事項は以下に適用されます。

- 製品などの価格ラベル
- 不動産業者、観光サービスおよびコンサルティングサービスなどの報酬
- アパート、家、オフィス、建物、土地や倉庫の賃貸料、輸送料

- 港でのコンテナ荷降ろし料、航空券や貨物などの料金
- レストランメニューなどの価格表
- 契約または合意に含まれる価格条項などの契約料
- 融資文書、請求書の価格条項、配達注文、発注書
- 領収書などの支払証憑

Source:

- (1) Jakarta Post. July 2020. Indonesia's inflation falls to 20-year low as consumer spending weakens.
- (2) Badan Pusat Statistik. April 2020. Statistik Indonesia 2020.
- (3) Badan Pusat Statistik. Indikator Strategis Nasional.
- (4) Menko Kemaritiman. November 2019. Menko Maritim Luncurkan Data Rujukan Wilayah Kelautan Indonesia.
- (5) Indonesia.go.id. Agama.
- (6) Indonesia Investment. Mass Rapid Transit (MRT) Jakarta.
- (7) Railway Technology. Jakarta Mass Rapid Rail Transport.
- (8) Detik. March 2019. MRT Jakarta Rute Bundaran HI-Kota Bakal Rampung 2024.

- (9) Kompas. December 2019. LRT Jakarta Komersial Mulai Hari Ini.
- (10) LRT Jabodebek. October 2021. Progress LRT Jabodebek September 2021.
- (11) Jakarta Post. February 2019. Not all trains created equal: Differences between MRT, LRT, Commuter Line.
- (12) The Economist. 2019. Safe Cities Index: Urban security and resilience in an interconnected world.
- (13) DetikNews. Juli 2021. Jumlah Warga Miskin di Jakarta Meningkat Imbas Pandemi Corona.
- (14) CNBC Indonesia. May 2019. Seperti Ini Timeline Perpindahan Ibu Kota, Anda Siap?
- (15) Badan Pusat Statistik. Jumlah Penduduk Menurut Kelompok Umur dan Jenis Kelamin, 2019.

- (16) Worldometers. Indonesia Population.
- (17) Central Intelligence Agency. The World Factbook.
- (18) World Bank. Literacy rate.
- (19) Bank Indonesia. May 2015. 17/3/PBI/2015 Kewajiban Penggunaan Rupiah di Wilayah Negara Kesatuan Republik Indonesia.
- (20) Bank Indonesia. June 2015. 17/11/DKSP. Kewajiban Penggunaan Rupiah di Wilayah Negara Kesatuan Republik Indonesia.
- (21) Badan Pusat Statistik DKI Jakarta. Jumlah Penduduk Provinsi DKI Jakarta Menurut Kelompok Umur dan Jenis Kelamin, 2018-2019.
- (22) The Guardian. August 2019. Why is Indonesia moving its capital city? Everything you need to know.







### インドネシア経済の規模と状態

インドネシアは国内消費基盤が大きく、可処分所得と購買力のレベルが高まっている中流階級は、2010年の4,500万人から2020年には5,200万人に大幅に増加しました。2020年の世界銀行の報告によると、インドネシア人の5人に1人が中流階級に属しています。

一人当たりの家計消費が弱まるリスクがなく、彼らにとって十分である場合、中流階級に属し、家計消費が貧困ラインの3.5倍を超える個人は、中流階級に入るのに十分な経済的保障があると考えられます。また、人口の45%、つまり1億1,500万人が依然として「中流階級を志向している」と考えられ、貧しくはないが、完全な経済的保障に達していないとの報告もあります。

雇用の持続的な改善を伴うために制御された賃金の伸びは、「インドネシアの消費者物語」を表しているはずですが、世界銀行によると、高い雇用を背景に家計消費が急増することは、インドネシアの主要な成長を牽引する力の1つになるということです。人口と消費基盤が大きいことが、多くの多国籍企業が東南アジアでの投資先としてこの国を位置付けている根本的な理由です。

インドネシアは東南アジアで最大の経済力を持ち、購買力平価で測定すると世界で8番目に大きく、G20で唯一の東南アジアのメンバーです。G20は、世界人口の66%を占める20の主要経済国の政府と中央銀行総裁が一堂に会する国際経済フォーラムです。G20の現在のメンバーは、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコです。インドネシアは、2008年にG20のメンバーに迎えられ、2022年にG20の議長を務めることを誇りに思っています。

インドネシアがG20で果たした最も重要な役割には、2008年の一般歳出支援基金(GESF)の創設支援や、多国間開発銀行(MDB)の改革について議論するためのワーキンググループ4(WG4)の主催が含まれます。

インドネシアは現在、次世代新興国MINTの1つとしてメキシコ、ナイジェリア、トルコとグループ化されています。MINT諸国は、多くの共通の機能を共有しています。第一に、多くの先進諸国の高齢化と人口の減少に比べて、人口は比較的多く、若く、成長しています。第二に、近くの大きな市場を活かせるような地理的な優位性を有しています。最後に、多様化した市場を有しており、それは国が生き残るために1つの産業だけに依存しているわけではないことを意味しています。インドネシアは、その強力な新興市場と急速な経済成長により、MINT諸国に含まれています。インドネシアの成長は、既存の石油および石炭の採掘および輸出産業に大きく依存してきました。人口が増加しているインドネシアは、労働力の面で他の国よりも有利です。

インドネシアの人口は、2000年の2億1,100万人から2010年の2億4,300万人、2017年の2億6,400万人、2019年6月の2億6,800万人へと年平均1.2%の割合で増加しています。

中央統計庁(BPS)は、インドネシアの人口は年間300万人の割合で増加し、2035年までに3億500万人を超えると推定しています。別のレポートでは、インドネシアの人口は2043年までに米国を超えると推定されています。インドネシアは東南アジアで最も人口の多い国であり、最大の市場です。2017年の時点で、インドネシアの2億6,400万人は、ASEAN諸国の合計6億4,200万人の人口の41%を占めています。



## ビジネスのしやすさ

2020年の Transparency International Corruption Perception Index（腐敗認識指数）に基づく、インドネシアは180カ国中102位にランクされ、合計スコアは37ポイントでした。国のスコアとしてまだ50を下回っているため、インドネシアは腐敗防止の取り組みがゆっくりと進んでいるものの、政府改革の公約はまだ実現していないものがあります。

2020年、インドネシアは世界銀行の Ease of Doing Business Index（ビジネスのしやすさ指数）で73位を維持しました。インドネシアは100点満点中69.6点で、1.64点増加しました。ただし、インドネシアのスコアが2.25ポイント増加して66.47になり、72位にランクされた2018年と比較すると、増加ポイントは減少しました。2020年、世界銀行は、ビジネス環境の改善におけるインドネシアの主要な改革活動に焦点を当てました。これには、起業、電力、納税、越境貿易、契約の執行などが含まれます。

2020年現在、インドネシアはシンガポール(2位)、マレーシア(12位)、タイ(21位)、ブルネイ(66位)、ベトナム(70位)などの近隣諸国に遅れをとっています。ただし、インドネシアは依然としてフィリピン(95位)、カンボジア(144位)、ラオス(154位)、ミャンマー(165位)を上回っています。G20諸国の中で、インドネシアは南アフリカ(84位)、ブラジル(124位)、アルゼンチン(126位)よりも上位にランクされました。

インドネシアのビジネスのしやすさランキング:

Year	Rank
2014	120 <sup>th</sup>
2015	114 <sup>th</sup>
2016	109 <sup>th</sup>
2017	91 <sup>th</sup>
2018	72 <sup>nd</sup>
2019	73 <sup>rd</sup>
2020	73 <sup>rd</sup>

インドネシアで事業を開始する場合、投資家は平均11の手続を実行する必要があり、完了するまでに約13日かかります。アジア太平洋地域の平均は6.5の手続で、平均完了時間は25.6日です。インドネシアでは、投資家は、ビジネスライセンス等を取得するために、いくつかの省庁とやり取りする必要があります。これらには、公証人、法務人権省(MOLHR)、自治体、貿易省(MOT)、労働省(MOM)、社会保障機関(BPJS Ketenagakerjaan & BPJS Kesehatan)、および税務署が含まれます。









## 国の競争力

世界競争力に関する2020年の年次報告書で、国際経営開発研究所 (IMD) は、インドネシアを63か国中40位にランク付けしました。ランキングは2019年の32位に比べると低いですが、2018年の43位より高い位置を維持しています。IMDは、インドネシア経済の全体的なパフォーマンスにおける最大の改善は、とりわけ、雇用、労働力、有効な特許数、為替レート of 安定性、設立にかかる日数および商業サービスの輸出であると述べました。

インドネシアはまた、ランキング中の63か国の中で最も人件費が安い国と認識されました。インドネシアの競争力は現在、インド、フィリピン、トルコ、南アフリカ、ブラジルなどの同列国を上回っています。

過去数年間、インドネシア政府はインドネシアへの投資プロセスを簡素化するために規則を発行しました。これらの規則には次のものが含まれます。

Regulation No	Issuance date	Summary
雇用創出に関するLaw No.11/2020 (オムニバス法)	2020年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 主な目的は、投資の成長を促進することによるインドネシア人の雇用機会の増加</li> <li>- 投資に関連する問題、とりわけビジネスのしやすさや土地の取得といった、投資エコシステムとビジネスの改善に貢献</li> <li>- さまざまなセクターを対象とする78の既存の法律の規定を修正、削除、または追加</li> </ul>
投資ライセンスおよびファシリティのガイドラインと手順に関するインドネシア投資調整庁 (BKPM) Regulation No.5/2019	2019年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国投資 (PMA) 会社の売却要件に対応し、PMA会社の外国人取締役およびコミッショナーに適用される要件を簡素化</li> <li>- BKPM Regulation No.6/2018を修正</li> </ul>
電子統合ビジネスライセンスサービスに関する政府規則 (GR) No.24/2018	2018年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- オンラインシングルサブミッション (OSS) システムを導入。必要なすべてのデータを提出してから1時間以内に、立地許可、環境許可、建築許可などのいくつかの主要な許可を取得できるよう、事業登録を容易にすることを目的</li> <li>- 規則により、既存または新規に設立された企業は、事業基本番号 (Nomor Induk Berusaha または NIB) を取得することが義務付けられています。NIBは、事業許可、営業許可を適用・拡張するための必須要件</li> </ul>
投資ライセンスおよびファシリティのガイドラインと手順に関するBKPM Regulation No.6/2018	2018年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- OSSシステムの統合に関する投資ライセンス、外国の上限への準拠、投資価値と資本、ライセンスとファシリティを取得するための手順に対応</li> <li>- BKPM Regulation No.13/2017の廃止</li> </ul>
投資管理のガイドラインと手順に関するBKPM Regulation No.7/2018	2018年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府規則 (GR) No.24/2018で規制されているOSSシステムのさらなる指針</li> <li>- 権限の分散、投資家の権利、義務および責任、投資管理の組織、および行政措置</li> <li>- BKPM Regulation No.14/2017の廃止</li> </ul>



2021年6月時点で、インドネシア政府は、雇用創出に関する Regulation No.11/2020(オムニバス法)に関連する51の細則を施行しました。これらの細則は、47の政府規則と4つの大統領令で構成されています。概要は、下記の章で説明しています。

- ・ ビジネスのしやすさ: 第3章-経済環境、第4章-インフラ、第5章-投資、第6章-事業構造と設立、第7章-外国為替、第8章-国内および外国貿易-ASEAN、第9章-労働と雇用、および第10章-税務
- ・ 公共事業および公営住宅、輸送、エネルギーおよび鉱物資源: 第4章-インフラ
- ・ 労働と雇用: 第9章-労働と雇用
- ・ 貿易と産業: 第5章-投資と第8章-国内および外国貿易-ASEAN

51の細則リストについては、付録2を参照してください。

## 人口増加、中所得国の罫、貧困

中央統計庁(BPS)が2021年7月に公表したデータによると、インドネシアの貧困率は2020年9月の10.19%から2021年3月には10.14%に低下しました。インドネシアは2018年以来、貧困率を1桁の数字で維持しています。貧困層の人数としては2020年9月の2,755万人から2021年3月には2,754万人に減少しました。なお、2021年3月における貧困層の定義は1人あたり月額472,525ルピアとしています。

世界銀行によると、インドネシアの経済は、一人当たりの所得が12,400米ドル未満であり、投資が少ない、製造業の成長が遅い、産業の多様化が少ないことを特徴とする、国が高所得国に発展しない現象、いわゆる「中所得国の罫」から逃れるためには5%以上の成長率が必要と報告しています。インドネシアの経済成長は年平均約5%ですが、7%の目標からは未だにほど遠い状態です。

インドネシアの財務省(MOF)によると、中所得国の罫から逃れるためには、高度で包括的な経済成長、生産性の高い人材とインフラ、クリーンで効率的な行政手続、健全で競争力のある民間部門が必要です。過去数年間、政府はインフラ開発を加速し、安定した金融システムを維持し、人的資本の質を向上させることにより、インドネシアの競争力の向上に注力してきました。これは、変革能力を強化し、技術革新に適応するため、医療、教育、能力開発に多額の投資を行うことを意味します。2021年7月のBKPMプレスリリースによると、インドネシアはコロナ禍でも、直接投資が経済を支えているため、依然として楽観的です。2021年1月~6月のインドネシアの労働者雇用は623,715人に達し、その内訳は国内直接投資(DDI)プロジェクトによるものが331,314人(53.1%)、海外直接投資(FDI)プロジェクトが292,401人(46.9%)となっています。

### Sources:

- |   |   |   |
|---|---|---|
| (1) World Bank. January 2020. Aspiring Indonesia: Expanding the Middle Class.   | (13) OECD. September 2021. G20 GDP Growth - Second quarter of 2021, OECD  | (29) BKPM No. No. 5 tahun 2021. Pedoman dan Tata Cara Pengawasan Perizinan Berusaha Berbasis Risiko.  |
| (2) Jakarta Post. July 2020. Indonesia now upper middle-income country.   | (14) Doing Business 2014.   | (30) Badan Pusat Statistik. February 2021. Persentase Penduduk Miskin September 2020 naik menjadi 10,19 persen.   |
| (3) World Bank. November 2015. Country Partnership Framework for The Republic of Indonesia for the period FY16 – FY20                             | (15) Doing Business 2015.   | (31) Badan Pusat Statistik. July 2021. Persentase Penduduk Miskin Maret 2021 turun menjadi 10,14 persen.  |
| (4) Central Intelligence Agency. The World Factbook.  | (16) Doing Business 2016.   | (32) Ministry of Investment/BKPM Press Release. July 2021. Indonesia Still Optimistic as Direct Investment Supports the Economy during the COVID-19 Pandemic  |
| (5) Seasia. December 2018. Meet the Only Southeast Asia Representative Country in G20.  | (17) Doing Business 2017.   | (33) Globe Asia. 2018. Thus Spake Sri Mulyani.  |
| (6) Springer Open. October 2018. Determinants of foreign direct investment in fast-growing economies: evidence from the BRICS and MINT countries. | (18) Doing Business 2018.   | (34) The Australia-Indonesia Centre. April 2019. Finance Minister Sri Mulyani on Indonesia's development challenges and strategies.   |
| (7) World Atlas. January 2018. What are the MINT economies?   | (19) Doing Business 2019.   | (35) Indonesia Investment Coordinating Board. 3 March 2021. Omnibus Law Implementing Regulations as Sole Reference for Government and Businesses. <a href="https://www.bkpm.go.id/en/publication/detail/news/omnibus-law-implementing-regulations-as-sole-reference-for-government">https://www.bkpm.go.id/en/publication/detail/news/omnibus-law-implementing-regulations-as-sole-reference-for-government</a> |
| (8) Worldometers.   | (20) Doing Business 2020.   | (36) Kementerian Keuangan. 23 February 2021. 51 Peraturan Pelaksanaan UU Cipta Kerja Telah Rampung. <a href="https://www.kemenkeu.go.id/publikasi/berita/51-peraturan-pelaksanaan-uu-cipta-kerja-telah-rampung/">https://www.kemenkeu.go.id/publikasi/berita/51-peraturan-pelaksanaan-uu-cipta-kerja-telah-rampung/</a>   |
| (9) Badan Pusat Statistik. 2020. Proyeksi Penduduk Indonesia 2015-2045 Hasil SUPAS 2015.  | (21) Institute for Management Development 2020. IMD World Competitiveness Ranking 2020.                                       |   |
| (10) Livemint. January 2014. Indonesia population approaching US revives birth control  | (22) Institute for Management Development. May 2019. Singapore topples United States as world's most competitive economy.     |   |
| (11) ASEAN Secretariat. October 2018. ASEAN Statistical Highlights 2018.  | (23) Institute for Management Development. Indonesia Country Profile.   |   |
| (12) Transparency International. 2020. Corruption Perception Index 2020.  | (24) IDN Financials. June 2019.   |   |
|   | (25) Global Business Guide. July 2018. BKPM Stops Issuing Licenses.   |   |
|   | (26) Indonesia Investment. July 2018. Indonesia Launched the Online Single Submission Licensing System.                       |   |
|   | (27) Jakarta Globe. July 2018. Government Launches System to Simplify Investment Procedures.                                  |   |
|   | (28) BKPM No. 4 tahun 2021. Pedoman dan Tata Cara Pelayanan Perizinan Berusaha Berbasis Risiko dan Fasilitas Penanaman Modal. |   |







# 4 インフラ

## 歴史的概観

2014年から2019年にかけて、インドネシア政府（GOI）は、年間5～7%の国内総生産（GDP）成長目標を達成するための経済開発プログラムの主要な計画として、インフラ開発を強化しました。

過去10年間で大きな進歩があったにもかかわらず、インドネシアは他の同等の国に比べて依然として基礎的なインフラが不十分であり、投資が不足しているため、国の成長の可能性だけでなく貧困層の削減が進んでいません。1990年代後半からおよそ20年間の限られたインフラ投資の結果、道路混雑の増加、オーバーキャパシティでの空港運営、鉄道の接続の弱さ、未開発の港湾セクター、島間貨物コストの高さ、停電、清潔な衛生設備とヘルスケアへのアクセスの悪さが見られます。人口増加と、経済成長を促進するために必要な外国投資を誘致することは、インフラ開発の喫緊の課題となっています。進展が見られない限り、これは多くの産業において長期的な経済成長と発展を維持する上での大きな障害となるでしょう。インドネシアのインフラのレベルが他国と比べて低いことは、成長を達成するための事業、投資、および能力に対する制約として、外国企業および現地企業に広く認識されています。

このような認識のもと、政府は数多くの新しいインフラ政策と並行して、国家中期計画（RPJMN）、国家戦略プロジェクト（PSN）、優先インフラプロジェクト（PIP）というインフラプロジェクトを推進してきました。

## インドネシアのインフラ整備の焦点 2014–2019

### 物流インフラ






- ・ 海運を強化するための港とフェリーターミナルの開発
- ・ 航空輸送を強化するための空港の開発または拡張
- ・ 道路インフラの整備による陸上輸送効率の向上
- ・ 都市中心部の都市交通ネットワークの強化を含む、鉄道インフラの改善

### エネルギーインフラ

- ・ より広域への電力の供給を目的とする35ギガワット（GW）電力プログラムの開発
- ・ 国内の製油所を最適化することによる燃料生産の効率性確保
- ・ 食の主権を達成するための灌漑システムの改善



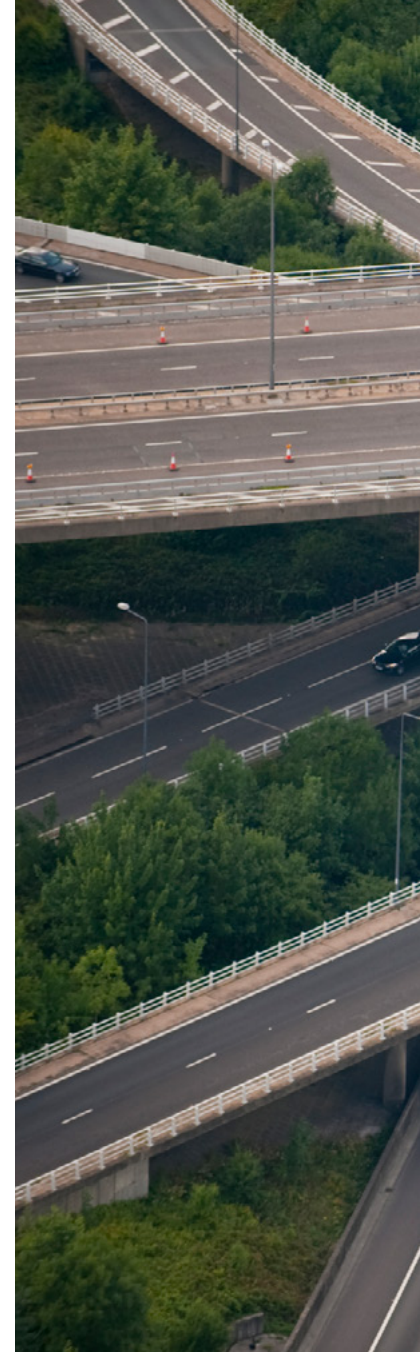
世界経済フォーラムが発表した世界競争力報告では、インドネシアのインフラストラクチャーは2019年に141か国中72位に位置付けられ、2018年以前の71位から順位を下げました。

Infrastructure	Rank (ASEAN Countries)					
	 Singapore	 Malaysia	 Thailand	 Indonesia	 Philippines	 Vietnam
Road	1 <sup>st</sup>	19 <sup>th</sup>	55 <sup>th</sup>	60 <sup>th</sup>	88 <sup>th</sup>	103 <sup>rd</sup>
Railway	5 <sup>th</sup>	13 <sup>th</sup>	75 <sup>th</sup>	19 <sup>st</sup>	88 <sup>th</sup>	54 <sup>th</sup>
Port	1 <sup>st</sup>	19 <sup>th</sup>	73 <sup>rd</sup>	61 <sup>st</sup>	88 <sup>th</sup>	83 <sup>rd</sup>
Airport	1 <sup>st</sup>	25 <sup>th</sup>	48 <sup>th</sup>	56 <sup>th</sup>	96 <sup>th</sup>	103 <sup>rd</sup>
Power	2 <sup>nd</sup>	38 <sup>th</sup>	31 <sup>st</sup>	54 <sup>th</sup>	53 <sup>rd</sup>	62 <sup>nd</sup>

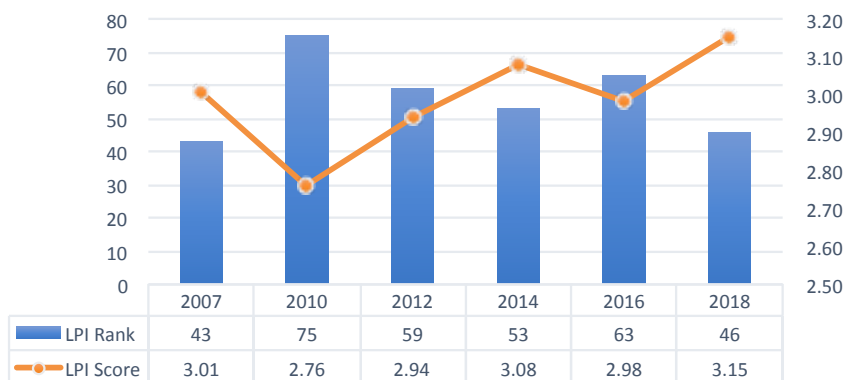
Source: The Global Competitiveness Report 2019

最近の世界銀行の調査によると、インドネシアはロジスティクスパフォーマンスインデックス(「LPI」)を2010年の2.76(75位)から2018年の3.15(46位)に引き上げました。

Logistics Performance Index Rank										
Country	Year	LPI Rank	LPI Score	Customs	Infra-structure	International shipments	Logistics competence	Tracking & tracing	Timelines	
 Germany	2018	1	4.20	4.09	4.37	3.86	4.31	4.24	4.39	
 Sweden	2018	2	4.05	4.05	4.24	3.92	3.98	3.88	4.28	
 Belgium	2018	3	4.04	3.66	3.98	3.99	4.13	4.05	4.41	
 Austria	2018	4	4.03	3.71	4.18	3.88	4.08	4.09	4.25	
 Japan	2018	5	4.03	3.99	4.25	3.59	4.09	4.05	4.25	
 Netherlands	2018	6	4.02	3.92	4.21	3.68	4.09	4.02	4.25	
 Singapore	2018	7	4.00	3.89	4.06	3.58	4.10	4.08	4.32	
 Denmark	2018	8	3.99	3.92	3.96	3.53	4.01	4.18	4.41	
 UK	2018	9	3.99	3.77	4.03	3.67	4.05	4.11	4.33	
 Finland	2018	10	3.97	3.82	4.00	3.56	3.89	4.32	4.28	
 Indonesia	2018	46	3.15	2.67	2.89	3.23	3.10	3.30	3.67	



### Indonesia Logistic Performance Index



インドネシアの港は、リードタイムが他の多くのASEAN諸国では概ね1日であるところ3日程度となっており効率が悪い国の1つです。その結果、インドネシアの物流コストは、この地域の他のほとんどの国よりも大幅に高くなっています。





## インドネシアのインフラの進歩 (2015-2019)

道路網	<ul style="list-style-type: none"> <li>3,387kmの新しい道路</li> <li>92%が良好な稼働状況</li> </ul>
有料道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>947kmの新しい道路</li> </ul>
鉄道網	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,147kmの新しい鉄道</li> <li>1つの新しい都市鉄道システム</li> </ul>
空運	<ul style="list-style-type: none"> <li>14の新しい空港</li> </ul>
海上および陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>18の新しい海上輸送ルート</li> <li>38都市の新しい高速バス輸送システム (BRT) 路線</li> </ul>
水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>16の新しいダム</li> <li>毎秒30m<sup>3</sup>の原水供給の増加</li> </ul>
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>98.86%の電化率</li> <li>66.13GWの能力</li> <li>12.24%の再生可能エネルギー</li> <li>1.077kWh/人の電力消費量</li> </ul>
情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>90.8%の4Gカバレッジ</li> <li>64.8%のインターネット普及率</li> </ul>



## 2020 – 2024インフラ開発計画

過去5年間の急速なインフラの開発により、政府は2020年から2024年にかけてのインフラに対する綱領を設定しました。

2019年の大統領選挙と議会選挙の結果、ジョコ・ウィドド大統領は、既存の「バックボーン」インフラと経済特区「SEZ」と観光地を含む地方および地域の経済圏を結ぶインフラ支援に重点を置いた、インフラ開発を継続することを再確認しました。インドネシア国家開発庁（BAPPENAS）は、大臣および地方政府とともに、スマトラ、ジャワ、バリ、ヌサテンガラ、カリマンタン、スラウェシ、マルクとパプアの地域経済回廊の開発に関する一般的な政策と戦略を定義する計画フレームワークを進展させました。2019年7月18日に施行され、2020年1月に更新されたインドネシア計画フレームワーク（大統領規則（PR）No.18/2020による）では、3つの主要な柱（基本インフラ、経済インフラ、都市インフラ）が計画されており、エネルギーとデジタルインフラは欠かせないものとなっています。

### インドネシア計画フレームワーク目標（2020 – 2024）

基本的なインフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>信頼性の高い安全な住宅の普及率70%</li> <li>基準に適合した飲料水の全世帯での使用（15%は安全に利用できることを含む）</li> <li>2,445万世帯が利用可能な水道飲料水の普及</li> <li>排水システムの普及率90%（20%は安全に利用できることを含む）</li> <li>500,000haの新しい灌漑ネットワークのカバー率</li> <li>50m<sup>3</sup>/秒の家庭用および工業用原水の追加供給</li> <li>63の新しい多目的ダム</li> <li>稲作生産性向上のために水の供給を3m<sup>3</sup>/kgへの増加</li> <li>災害リスクの高い20の州の災害回復力の強化</li> </ul>
経済インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速鉄道システム（ジャカルタ-スマラン、ジャカルタ-バンドン）およびマカッサル-パレパレ貨物鉄道の拡張</li> <li>7つのハブポート（ベラワン/クアラタンジュン、ポンティアナック/キジン、タンジュンプリオク/パティンバン、タンジュンペラック、マカッサル、ビトゥン、ソロン）の統合運営</li> <li>2,500kmの新しい長距離有料道路の建設</li> <li>3,000kmの新しい長距離国道の建設</li> <li>国道の信頼性比率97%の達成</li> <li>43の新しいスカイブリッジの開発</li> <li>幹線道路における移動時間の短縮（1.9時間/100km）</li> <li>定期的にループを形成することにより、国内輸送ルートを27%まで効率化</li> </ul>
都市インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>6つの大都市（ジャカルタ、スラバヤ、メダン、バンドン、マカッサル、スマラン）で新しい大量都市交通の開発</li> <li>家庭における廃棄物処理の向上により、80%の処理目標とともに20%の削減目標の達成</li> </ul>



## インドネシア計画フレームワーク目標 (2020 - 2024)

エネルギーと電力の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たりの全国電力消費量を1,500kWhへ増加</li> <li>100%の電化率を達成</li> <li>4百万世帯への都市ガスネットワークの普及</li> <li>6つの石油製油所を開発(2つのグラスルーツ製油所「GRR」と製油所開発マスタープラン「RDMP」の下で4つ)</li> </ul>
デジタルトランスフォーメーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>各行政区への光ファイバーネットワークの普及率60%</li> <li>95%の村への光ファイバーネットワークの普及</li> <li>人口の80%へのデジタルネットワークの普及</li> <li>3つの新しいユニコーンのスタートアップ</li> </ul>

## 新たな国家戦略プロジェクト

2020年5月、政府は245件の提案のうち、1,422兆ルピアに相当する合計89件のプロジェクトを国家戦略プロジェクト(PSN)として承認しました。新しいプロジェクトは223の既存のPSNに追加され、2020年から2024年まで毎年約4百万人の労働者を雇用すると予想されています。

89の新しいプロジェクトは、15の道路と橋のプロジェクト、13のダムと灌漑システムプロジェクト、13の国境インフラプロジェクト、12のエネルギープロジェクトで構成されています。残りのプロジェクトは、中央カリマンタンの6つの鉄道プロジェクト、6つの浄水プロジェクト、5つの空港、5つの港、5つの工業地帯、3つの技術プロジェクト、3つの製錬所、1つの防波堤、1つの廃棄物管理プロジェクト、1つの土地調達プロジェクトで構成されています。

25件のプロジェクトはジャワ島にあり、総額は462兆ルピアで、残りは他の地域に広がっており、スマトラで117兆ルピアに相当する7つのプロジェクト、カリマンタンで144兆ルピアに相当する17のプロジェクト、スラウェシで208兆ルピアに相当する8つのプロジェクトがあります。バリとヌサテンガラで28兆ルピア相当のプロジェクト、マルクからパプアまで111兆ルピア相当のプロジェクト、351兆ルピアに相当する11の全国的なプロジェクトもあります。

## インドネシアのインフラ(特に記載がない限り2018年現在)

道路網	542,310kmのうち60.84%が舗装済
有料道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,521km(運用中)</li> <li>1,584km(建設中/用地取得済)</li> <li>492km(入札準備/入札中)- 2019年時点</li> </ul>
鉄道網	6,222km-2019年時点
空運	349の空港、そのうち31は国際空港、7つの空港は3,000m超の滑走路
海上および陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>496の港(Pelindo I-IVの下で管理されている110の港、および海運局と運輸省の下で386の非商業港)</li> <li>全国の荷積み・荷降ろしの総量: 11億8千万トン</li> </ul>
浄水(2019年現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>391の地域水道会社(PDAM)</li> <li>57の非地域水道会社(non-PDAM)、そのうち30は有限責任会社</li> <li>全国平均料金4,875ルピア/m<sup>3</sup></li> </ul>
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>98.93%の電化率(2020年4月)</li> <li>69.6GWの設備容量(2019年12月)</li> <li>53,278kmcの送電線</li> <li>953,460kmcの配電線</li> </ul>







## 道路網

基本的な道路インフラは、他のほとんどの一次および二次インフラを開発するための基盤となります。

2018年時点では、インドネシアの道路網は542,310kmをカバーしており、そのうち329,926km(60.84%)が舗装されており、1,521kmが有料道路です。2017年から2018年にかけて、インドネシアの道路網に2,957kmの新しい道路と276.65kmの有料道路が追加されました。2020年には、297kmに及ぶ15の有料道路区間が開通しました。

インドネシアでは、車両の数が急速に増加していますが、有料道路やその他の道路インフラへの主要な投資がほとんどありませんでした。過去10年間のインドネシア経済の発展により車両数が増加し、年平均成長率(CAGR)は、二輪車で8.57%、四輪車で6.27%である一方、舗装道路の年間の拡大比率は1.98%となっています。2018年時点では、インドネシアの自動車台数は1億4,690万台で、ASEAN諸国の中で最も多い国となっています。

道路網は、インドネシアの人口の80%以上が住むジャワ島、スマトラ島、バリ州の島々と主要な人口密集地で最も発達しています。鉱業およびプランテーションに関連する輸送インフラ(道路および鉄道)は、スマトラに比べてカリマンタンでより開発されています。

政府支出プログラムで高い優先順位が与えられているにもかかわらず、インドネシアの道路建設は、主に用地取得の課題のために、急速に発展しているとは言えません。

有料道路の交通量は増加しています。合計736kmの有料道路がPTJasa Marga(Persero)によって運営されており、さらに785kmが有料道路規制機関(BPJT)との有料道路コンセッション契約に基づく私道として運営されています。ジャカルタは現在、1日あたり88百万回の移動があり、そのうち83%が自家用車で行われており、世界で10番目に混雑している都市としてランク付けされています。

ジャカルタの中央ビジネス地区「CBD」とジャカルタ都市圏の慢性的な交通渋滞は、2018年8月に実施された「奇数-偶数」ナンバープレートポリシーによって緩和されています。「奇数-偶数」ポリシーは、JABODETABEK交通マスタープラン「RITJ」の下で2020年末に実施される予定であった電子ロードプライシング(ERP)システムの前身です。ただし、COVID-19の大流行により、この計画は一時的に保留されています。

カリマンタンのバリクパパンとサマリダ、北スマトラのメダンとビンジャイなどの主要都市を結ぶ有料道路が近年開通しました。カリマンタンでは、カリマンタンの内部で採掘および生産される商品の主要なロジスティクスハブが位置する主要な沿岸港周辺の鉱業関連の輸送インフラ(道路、鉄道)に対して投資が集中しています。2020年9月、公共事業・国民住宅省(PUPR)大臣は、ジョグジャカルタ-ソロ有料道路、プカンバル-パダン有料道路、パレンバン-ベトウン-ジャンビ有料道路の3つの優先有料道路建設プロジェクトを発表しました。

## 鉄道網

鉄道システムは6,222kmをカバーしています。ジャワ島の鉄道網の大部分は、国営のPT Kereta Api Indonesia(Persero)によって運営されています。ジャワ島以外では、国有鉄道は北部の主要なコモディティの生産地域に限定されています。

スマトラ、中央スマトラ、南スマトラおよびカリマンタンには、石炭専用の私有鉄道路線が数多くあります。



2019年時点で、スマトラ島とジャワ島では、毎年推定4億5,300万人、47,624百万トンの貨物(半分以上が石炭)が鉄道で輸送されています。インドネシア全土で経済発展を続けるための鉄道輸送の重要性を認識し、政府の計画には、線路の質の向上とインドネシア全土の鉄道網の拡大が含まれています。

ジャカルターバンドン高速鉄道プロジェクトは現在建設中であり、2023年までに稼働することを目標としています。RPJMN 2020-2024の下、優先プロジェクトとして分類されたいくつかの都市間鉄道プロジェクトもあります。これらには、スカルノハッタ国際空港鉄道、マカッサル-パレパレ鉄道、東カリマンタン鉄道が含まれます。

このセクションでの議論は、インドネシアの伝統的な鉄道線路ネットワークに関連しています。ジャカルタ都市圏、パレンバン、スマトラでの新しい都市MRTおよびLRTプロジェクトの開発と運用で達成された画期的な進歩については、第2章で個別に取り上げます。

## 空運

インドネシアの地理と陸上輸送・海上輸送の発展段階であることから、空港は、島々を結ぶ飛行だけでなく都市間でも主要な輸送手段であることを示しています。

スカルノハッタ国際空港の旅客輸送量は2019年に54.2百万人で、2018年の65.6百万人から減少しました。これは主に、チケットの価格が比較的高いことと、ジャワ有料道路とトランススマトラ有料道路などの他の交通インフラが多数整備されてきたことによるものです。

インドネシア全土に合計349の空港があり、そのうち7つには3,000メートルを超える滑走路があります。これらの空港は主に国営企業(SOEまたはBUMN) Angkasa Pura I (API) および Angkasa Pura II (APII) によって管理および運営されています。2019年の国内および海外の主要な年間統計によると、乗客数は194万人、貨物取扱量は1.6トンの貨物、航空機の離発着は2百万回となっています。

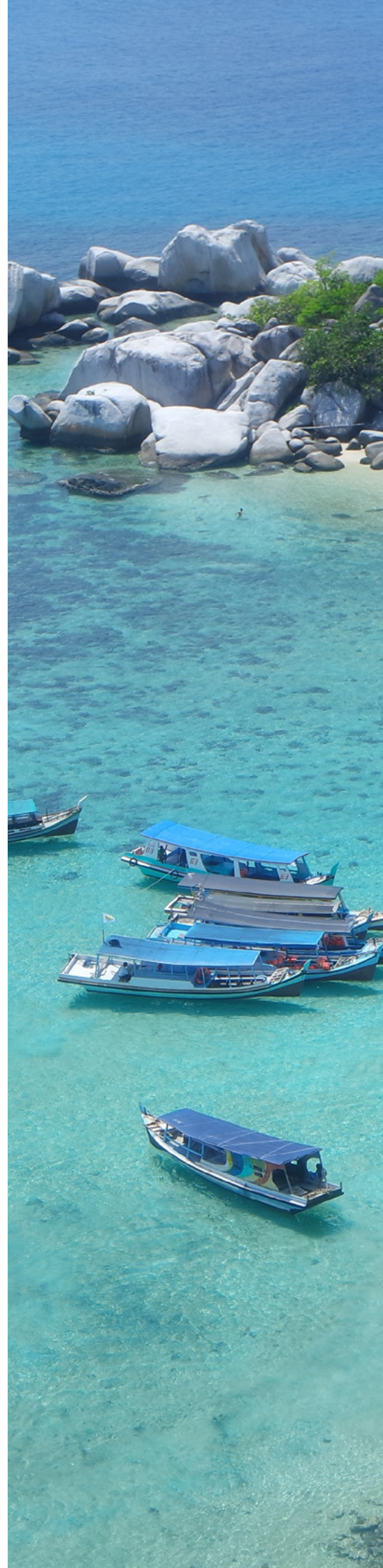
増大する需要を満たすための空港インフラの継続的な開発の一環として、政府は新しい空港を建設し、既存の空港容量を拡大する計画を策定しました。国家戦略プロジェクト(PSN)の下では、2019年7月に実現したクルタジャティ空港(西ジャワ)、カラワン空港(西ジャワ)、新ジョグジャカルタ国際空港/クロン・プルゴ(ジョグジャカルタ)、パヌンバン空港(バンテン)の4つの空港建設プロジェクトがあります。また、スルタン・バブラ空港(テルナテ島)、チリック・リウット空港(中央カリマンタン)、シャムスディン・ノール空港(南カリマンタン)の3つの空港活性化プロジェクトもあります。

ラブハン・バジョ空港(コモド島)、シンカワン空港(西カリマンタン)、パタム島のハン・ナディム空港(2021年3月に実現)についても、官民パートナーシップ(PPP)による空港容量の拡大計画が実施されています。

## 海運

インド洋と太平洋の間の主要な交易路にまたがる200万km<sup>2</sup>以上の面積をカバーする17,000以上の島々からなる群島国家として、空運及び海運はインドネシア経済にとって不可欠です。

スマトラ島、ジャワ島、マドゥラ島、カリマンタン島、スラウェシ島、イリアンジャヤ島間で航行可能な水路は21,579kmあり、インドネシアの土地の90%以上を占めています。







中央統計庁(BPS)が公表した2018年の海上輸送統計によると、インドネシアには496の港があり、内訳はPelindo IからIVの管轄下にある110の商業港と、海運局および運輸省の下にある386の非商業港となっています。インドネシアのコンテナ港の取扱量の40%以上は、インドネシア最大の港であるジャカルタのタンジュンプリオク港を含む Pelindo II(764万TEU)によって管理されています。Pelindo III(534万TEU)は、インドネシアで2番目に大きな港であるスラバヤのタンジュン・ペラック港を管理しています。Pelindo I(129万TEU)は、3番目に大きな港である北スマトラのブラウン港を管理しており、Pelindo IV(203万TEU)は、4番目に大きな港である南スラウェシのマカッサル港を管理しています。

出荷および積み込み活動は、21の州にある25の以下の港で実施されます。:

Lhokseumawe、Belawan、Teluk Bayur、Dumai、Pekanbaru、Palembang、Parjang、Tanjung Pinang、Batam、Tanjung Priok、Tanjung Emas、Tanjung Perak、Banten、Benoa、Tenau、Pontianak、Banjarmasin、Balikpapan、Samarinda、Bitung、Makassar、Ambon、Sorong、Jayapura、Biak

25の港のうち、次の4つは「プライム」港に分類されます: Belawan(メダン)、Tanjung Priok(ジャカルタ)、Tanjung Perak(スラバヤ)、Makassar、Tanjung Emas(スマラン)とBanjarmasin を含む14の港が「クラス1」に分類されています。「プライム」と「クラス1」は、国際輸送に適した深水港として定義されています。インドネシアは、需要に比べて十分な数の深水港が不足していると一般に考えられています。

国連貿易開発会議(UNCTAD)が発表した Review of Maritime Transport によると、2019年の時点でインドネシア海域で運航しているのは2,145隻で、国内船2,063隻と外国船82隻で構成されています。国内船の半分以上は、500重量トン(DWT)および5,000総トン(GT)未満の仕様の小型船によって構成されています。2019年のインドネシアの港を通過する総トン数は22,294,926DWTであり、その93%がインドネシアの船舶です。

現在のインドネシア高速航路プログラム(Sea Toll Program)は、ジャカルタ、スラバヤ、マカッサル(すでに国際港として運営されている)、クアラ・タンジュン港(北スマトラ)、ピトゥン港(北スラウェシ)の5つのハブ港を開発することをビジョンに掲げています。

当該プログラムは、インドネシアのより発展した西部と東部の間の価格差を30%下げることが期待されています。クアラ・タンジュン国際港とピトゥン港の拡張は、国家優先プロジェクトのリストに含まれています。

インドネシアと日本政府は現在、西ジャワに位置するパティンバン港を開発しており、その金額は推定30億米ドルとされています。最初の開発フェーズは2020年12月に部分的な運用により開始されました。

当該港はインドネシアの主要な輸出港であり、タンジュン・プリオク港の交通の負担とジャカルタの貨物輸送による混雑を軽減することが期待されています。

最初の開発段階では、パティンバン港は375万TEUの取扱いを可能にし、60万台の完成車(CBU)を収容する予定です。第2フェーズでは、パティンバンの貨物量は550万TEUに増加し、フェーズ3では最終的な貨物量である750万TEUに達すると予想されます。





## 浄水

2011年時点では、浄水普及率は64%にすぎませんでした。この割合は改善され、2015年には73.7%、2018年には75%に達しましたが、インドネシアは、100%の浄水へのアクセスという目標を達成するために依然として大きな課題に直面しています。

地域水道会社 (PDAM) は、対象地域に浄水を提供し、分配するという主要な機能を担っています。PDAMは、政令の下で運営されており、通常各地域または地区にそれぞれのPDAMが存在します。

2019年の時点で、インドネシアの391のPDAM(総資産は32.2兆ルピア)の設備容量は205,930リットル/秒であり、実質的に153,881リットル/秒を対象地域1億5700万人のうち55.2百万人

に供給しています。水生産の全国平均コストは4,875ルピア/m<sup>3</sup>と見積もられ、全国平均販売価格は5,174ルピア/m<sup>3</sup>と見積もられています。

2015年初頭、憲法裁判所は水資源利用に関するLaw No.7/2004を取り消し、新しい代替法が制定される間、水資源開発に関する以前のLaw No.11/1974を一時的に復活させました。この決定により、Law No.11/1974に基づく民間部門の直接利用が制限され、インドネシアの水産業への民間部門の参加に重大な影響を及ぼしました。2015年後半に、ビジネス目的の水資源の開発に関して新たに政府規則 (GR) No.121/2015が発行されました。

2019年9月、DPRは下記のとおり、新たにLaw No.17/2019を2019年10月16日に施行しました。





- ・ 政府によるすべての水資源の管理
- ・ 公共の飲料用浄水需要のための水資源利用は優先順位が付けられ、民間企業による商業利用は優先順位が低く、企業は州の水を利用するために水ライセンスを取得する必要があり、節水料金の支払いが必要

多くの課題にもかかわらず、政府はランブ、西スマラン、ドゥマイ、ウンブランで4つの官民連携スキーム (PPP) による水プロジェクトを立ち上げました。これらのプロジェクトは現在、建設段階にあります。2020年7月現在、ウンブランプロジェクトの建設は98%に達しました。

## 電力

インドネシア政府は、電力が経済発展を支える上で最も重要な要素の1つであると認識しており、2016年には国営電力会社 (PLN) を通じて35GWの電力プログラムを開始しました。電力セクターへの民間投資を呼び込み、電力需要の高まりに対応すべく2020年までにインドネシア全体で99.9%の電化率を達成することを目標としています。2020年4月の時点で、インドネシアの電化率は98.93%であり、フィリピン (94.86%) とベトナム (98%) を上回っていますが、引き続きマレーシア (100%) とタイ (100%) を下回っています。

インドネシアの発電所の容量は、2019年に約15GW増加し、過去5年間で、以前の54.7GWから69.6GWとなりました。容量の増加は、約10.3GW (14.8%) の容量を持つ新しい再生可能エネルギー (NRE) ベースの発電所の増加によってもたらされました。



現在、PLNの発電容量は42.35GW(60.9%)であり、独立系発電事業者(IPP)が18.12GW(26%)で2番手となっています。発電事業ライセンス(LO)の保有者が5.46GW(7.8%)の発電容量で3位にランクインし、続いて民間電力会社(PPU)が3.58GW(5.1%)、そして政府が0.05GW(0.1%)となっています。

電力インフラを強化するために、政府は今後5年間で27.28GWの容量を増やすという目標を設定しました。これは、化石燃料発電所18.28GW(67%)とNREベースの発電所9.05GW(33%)で構成されています。これは、2024年のインドネシアの総容量が96.98GWに達することを意味します。

PLNには、インドネシアの電力インフラを開発し国の電化率を高めるために9.6兆ルピアが配分される予定です。内訳は2020年の州予算から5兆ルピア、エネルギー鉱物資源省(MEMR)予算から4.6兆ルピア(約6億9500万米ドル相当)となっています。資金配分は、政府規則(GR)No.37/2020およびNo.36/2020に規定されています。

太陽光発電所や地熱発電所に加えて、インドネシアには、バイオマス、水力、風力、潮力エネルギーなど、他の種類の再生可能エネルギーの可能性を有しています。MEMRは、各テクノロジーのロードマップを作成することにより、2025年までに23%の再生可能エネルギーミックス目標である国家エネルギー総合計画(RUEN)を達成するための戦略を考案しました。2019年末まで、再生可能エネルギーの総設備容量は10.17GWでした。水力発電が依然として主要で5.4GWとなっており、続いて2.13GWの地熱発電、1.9GWのバイオエナジー発電、464.7MWのミニ/マイクロ水力発電、148.5MWの風力発電、152.4MWの太陽光発電、15.7MWの廃棄物発電となっています。

2017年から2020年の間に署名された83の再生可能エネルギー購入契約(PPA)のうち、24が商業運転を開始し、28のPPAが現在建設中であり、24のPPAがまだ予算確保が必要であり、提案された8つのPPAが終了しました。最新の委託太陽光IPPプロジェクトであるPLTSLikupang(15MW)は、現在インドネシアで最大の太陽光発電所です。このプロジェクトは、PPA 2017に署名する際に110米ドルct/kWhの価格を確保し、2019年9月に運転を開始しました。

MEMRは、複数のエネルギー販売価格規制を発表し、PLNの2025年の内部目標を達成するために再生可能エネルギーの開発を加速させました。再生可能エネルギーに関する規制には、電力供給のための再生可能エネルギー資源の利用に関するMEMR Regulation No.12/2017があります。この規制はいくつかの改正を経ており、最新のものはMEMR Regulation No.4/2020となっています。

MEMR Regulation No.12/2017に基づき、PLNは、再生可能エネルギー源から電力を生成する独立系発電事業者(IPP)によって生成された電力を購入する義務があります。この規制は、電力購入のためのさまざまな基盤、システム、および価格上限を定めています。地方の電力供給コスト(BPP、Biaya Pokok Penyediaan Pembangkitan)が平均的な全国BPPよりも高い場合、最大電力購入価格は地方BPPの85%が上限となります。これは後にMEMR Regulation No.50/2017によって改正されました。この規則では、地方のBPPが全国の平均BPPよりも高い場合、地熱、水力、都市廃棄物発電所に対しての購入価格は最大100%になります。その他の再生可能エネルギーの場合は85%に制限されます。地方のBPPが全国の平均BPP以下の場合、購入価格はプロジェクトオーナーとPLNとの相互合意(企業間合意)によって決定します。再生可能エネルギー源からの電力購入の価格は、MEMRによって承認される必要があります。MEMR Regulation No.50/2017では、新しいタイプの再生可能エネルギー源として海洋エネルギー(波と潮力)を導入しています。







MEMR Regulation No.50/2017を改正するMEMR Regulation No.53/2018は、PLNが購入できる新しいタイプの再生可能エネルギーとして液体バイオ燃料を定めています。この規制の下では、PLNは、発電所の開発者が電力販売契約(PPA)の期間にわたって持続的に運転するのに十分なバイオ燃料を供給できる場合にのみ、液体バイオ燃料IPPから電力を購入することができます。購入は、直接選択により当事者間の合意に基づいて設定された価格によって実施されます。

MEMR Regulation No.50/2017は、2020年2月に発行されたMEMR Regulation No.4/2020によって再度改正され、PLNによる直接選択を通じて電力を購入する新しいオプションが導入されました。このような購入は、次の状況で行うことができます。1) 電力供給の緊急時、2) 余剰電力の購入、3) 同じ場所で引き続き運転することを条件として既存の発電所の発電機の容量を増加する目的、または4) 将来の電力会社が1つしかない場合における電力の購入

MEMR Regulation No.4/2020により、以前にMEMR Regulation No.10/2017およびMEMR Regulation No.50/2017で要求されていた再生可能エネルギー発電所の建設、所有、運営、および移転(BOOT)スキームの要件は削除されました。すでにPLNとPPAに署名しているIPPは、土地および私法に関連する一般的な規制に従って、協力スキームを見直し、建設、所有、運営(BOO)プロジェクトとする余地があります。

MEMR Regulation No.4/2020により、MEMRは、地方政府によって任命されたIPPの廃棄物発電(WtE)プロジェクトから電力を購入するために購入者としてPLNを指定することができます。MEMRがPLNを指定することで、IPPから電力購入の任命とともに、提示された電気料金に対するMEMRの承認として機能します。

燃料源	適用される規則	注記
石炭、坑口	MEMR 43/2018	参考価格
石炭、非坑口	MEMR 10/2020	参考価格
ガス	MEMR 45/2017	直接選択/一般オークション
水力	MEMR 4/2020	直接選択/直接予約(特定の状況下)
地熱	MEMR 4/2020	法律に従った一般的なオークション
太陽光	MEMR 4/2020	容量に基づく直接選択
風力	MEMR 4/2020	容量に基づく直接選択
バイオマス	MEMR 4/2020	直接選択
バイオガス	MEMR 4/2020	直接選択
廃棄物(WtE)	MEMR 4/2020	地方政府によって任命されたIPPからのPLNによる直接購入
海洋エネルギー(波力及び潮力)	MEMR 4/2020	直接選択
液体バイオ燃料	MEMR 53/2018	直接選択

電力セクターの開発を加速するとともに、基本的なインフラ開発への重要性を認識したことで、電力インフラ開発の加速に関するPR No.4/2016が、35GWの電力プログラムの加速をサポートするために2016年初めに発行されました。PR No.4/2016は、同じトピックについてPR No.14/2017によって改正されました。



## 官民連携(PPP)によるインフラ開発の加速

2015年、政府はインフラ開発における政府と事業者間の協力に関するPR No.38/2015を施行しました。これは、PPPを通じたインフラ開発の規制基盤となります。この規制では、PPPおよびアベイラビリティ・ペイメント(PBASとも呼ばれます)として調達できるようなインフラが導入されました。

新しいPPP規制には、多くの重要な変更が組み込まれています。特に、PPPとして調達できるインフラの種類(現在は社会的インフラが含まれています)、アベイラビリティ・ペイメントや複数のその他機能強化などが定められています。アベイラビリティ・ペイメントの導入は、国際基準にさらに沿ったリスク共有をベースとしたインドネシアの開発における大きな前進となっています。

「官民連携ブック2019-インドネシアのインフラプロジェクト計画」で、国家開発庁(BAPPENAS)はインフラPPPプロジェクト計画に関する最新情報を発表しました。

以下のプロジェクトは現在、入札プロセスの準備として最終段階にあります。

- ・ リアウ非有料道路の保全
- ・ ブカシ自動車性能試験センター(BPLJSKB)
- ・ ジャワ島とスマトラ島の自動車計量実施ユニット(UPPKB)
- ・ メダン市営交通機関(LRT)
- ・ バウバウ港自動車性能試験センター(BPLJSKB)
- ・ レゴックナンカ地域廃棄物処理
- ・ サムラトウランギ大学教育病院
- ・ ピルンガディ病院
- ・ ペカンバル給水施設
- ・ インドネシア国立がんセンターダルマイス病院
- ・ スラカルタ街路灯
- ・ ジョグジャカルターバウエン有料道路
- ・ スマランLRT
- ・ ザイノエル・アビディン病院(アチエ)
- ・ サレンバ矯正施設の移転
- ・ ヌサカンバンガン産業矯正施設
- ・ バンドン工科大学のチレボンキャンパス開発
- ・ チプタット市場
- ・ ビントウニ工業地帯

BAPPENASはまた、9つの入札プロジェクト、建設中の14のPPPインフラプロジェクト、および稼働中の4つのPPPプロジェクトを公表しています。

- ・ プロボリンゴ-バニウワング有料道路
- ・ マカッサル-パレパレ鉄道
- ・ 多機能衛星
- ・ スマラン-デマック有料道路
- ・ 南スマトラの非有料道路の保全
- ・ コモド空港(ラブハンバジョ)
- ・ ゴロンタロ病院
- ・ シダルジョ総合病院
- ・ ジャティルフル地域給水(未承諾プロジェクト)

運用中の4つのPPPプロジェクトは、バタン-スマラン有料道路、パンダアン-マラン有料道路、西部パラパリング(光ファイバー高速通信網)および中部パラパリングで構成されています。

建設中の14のPPPプロジェクトは次のとおりです。

- ・ 東部パラパリング
- ・ バリクパパン-サマリダ有料道路
- ・ マナド-ビトゥン有料道路
- ・ ジャカルター-チカンベック II 高架有料道路
- ・ クリアン-レグンディ-ブンデル-マニヤル有料道路
- ・ セルポン-バララジャ有料道路
- ・ ジャカルター-チカンベック II 南部有料道路
- ・ セラン-パニンバン有料道路
- ・ チレウニ-スメダン-ダウアン有料道路
- ・ 中部ジャワ発電所2X1000 MW
- ・ アンブラン給水施設
- ・ バンダルランブン給水施設
- ・ 西スマラン給水施設
- ・ ナンボ地域廃棄物管理



## 依然として重要なキーとなる土地の収用

歴史的に、公共利用のための用地取得と所有者への土地補償の提供に関する明確な規制が欠如しており、インドネシアのインフラプロジェクトの開発にかなりの遅れが生じました。インドネシアには非公式の土地所有の長い歴史があり、これにより土地取得の過程で多くの人々が土地の権利を主張しています。これが意味することは、土地所有権の問題を解決するために、多くの政府機関が関与する管理プロセスが必要であるということです。

頻繁に遭遇するもう一つの問題は、土地所有者ができるだけ土地を引き渡さずに、プロジェクトの進行とともに生じる地価の上昇から利益を得ようとすることです。これは、特に不動産価格が大幅に上昇しているジャワとジャカルタで、大幅な土地コストの上昇につながりました。

インドネシアのインフラプロジェクト開発のための用地取得問題によって生じた困難により、インフラ開発のための用地取得に関するPR No.36/2005が発行され、公共目的のインフラプロジェクトのための用地取得の規則と手順が定められました。しかし、規則が曖昧なため、あまり効果的ではありませんでした。

その後、政府は、土地取得の枠組みを改善および明確化するために、公益開発目的の土地調達に関するLaw No.2/2012を発行しました。しかし、法律が実用化されるためには、法律を詳しく説明する細則が必要となりました。公益開発目的の土地調達の管理に関するNo.71/2012は、2012年8月に施行され、その後2012年11月に、技術的実施ガイドラインとルールを定めた国土庁(BPN) Regulation No.5/2012が施行されました。

2012年以降、PR No.71/2012は、PR No.30/2015およびPR No.148/2015の発行により、法的構造の改善やインフラプロジェクトの加速のために、数回にわたって改正されました。PR No.30/2015およびPR No.148/2015を通じて、政府により民間企業が土地取得プロセスに参加し、そのプロセスを加速する機会が拡大されました。この点で、民間企業は公益目的の土地を土地所有者と民間企業の間での売買、交換、または相互に合意された方法により取得する機会が増えました。

土地取得の資金調達を支援するために、政府は国家資産管理会社(LMAN)の権限を拡大しています。当該権限は、国家戦略プロジェクト(PSN)のための公益インフラストラクチャーの用地取得資金に関するPR No.66/2020の下で規制されています。

PR No.66/2020は、PSNの用地取得のための2つの資金調達メカニズムを定めています。1つ目は資格のある当事者への直接補償支払いのメカニズムを備えたMOFによって実施される資金調達、もう一つはすでに補償金の支払いを行っている事業者への支払いです。

用地取得のための資金調達に関連する別の規則は、MOF Regulation No.21/PMK.06/2017であり、これは後にPSNのための用地取得の資金調達およびLMANによる用地取得から生じる資産の管理の手順に関するMOF Regulation No.100/PMK.06/2019によって改正されました。この規制は、PSNでの用地取得に州の資金を割り当てることを認めています。

2020年11月に施行されたオムニバス法は、中央/地方政府のPSN、BUMN/地方自治体所有の事業体(BUMD)に土地および事業許可を提供する中央政府および地方政府の責任をさらに拡大します。

## 土地関連条項の調和と緩和

オムニバス法には、以下のような土地関連の規定が含まれています。

- ・ インドネシアに駐在員事務所を持つ資格のある外国人またはオフショア会社が、土地の使用権HP(Hak Pakai)または建設権HGB(Hak Guna Bangunan)のいずれかで、専有部分の不動産を所有することを許可
- ・ 中央政府による、土地の計画、取得、調達、管理、利用、分配を行う Land Bank Board (Badan Bank Tanah) という機関の設立
- ・ 地下スペースの土地所有権の認識
- ・ 土地登記のための新しい電子システムの導入
- ・ 5ヘクタール未満の面積の公益のための土地の取得は、元の土地所有者と直接交渉でき、土地取得プロセスの期間は2年から3年に延長され、さらに1年延長される可能性
- ・ PMA企業が、対象となる土地を取得する前に、OSSを通じて事業所と関連する詳細な空間設備詳細計画(RDTR: Rencana Detail Tata Ruang)との適合性について承認を得る必要性
- ・ 利害関係者(政府および企業)は、空間利用適合承認(Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang)が要求され、土地利用許可(Location Permit)は不要

## 主要な政府機関

インドネシア政府は、補助金(VGF)、アベイラビリティ・ペイメント、政府保証による合理化許可やライセンス供与など、インフラの開発をサポートするための多くのイニシアチブを取っています。

この目的のために、政府は国のインフラプログラムの調整と実施を改善するために主要なインフラ機関を設立しました。

**PT Sarana Multi Infrastruktur(SMI)**は、2009年にMOFの下で国有企業として設立されたインフラファイナンス会社です。SMIは、プロジェクトスポンサーと金融業者・投資家の両方として機能することにより、インドネシアのインフラ開発を可能にする重要な役割を果たします。SMIは、プロジェクトスポンサーとしての役割において、プロジェクトの開発と準備、構造化、取引など、さまざまなアドバイザリーサービスを提供しています。

SMIは、電力、水道、有料道路など、さまざまなセクターにわたるインフラストラクチャープロジェクトに資金を提供しています。SMIは、インドネシアのインフラ開発銀行を設立するための重要な柱です。



**PT Penjaminan Infrastruktur Indonesia**, 別名インドネシアインフラ保証基金 (IIGF) も、MOFの下で国有企業として2009年に設立されました。IIGFは、PPPプロジェクトの契約上の取り決めの下で政府機関の義務に対する保証を提供するための唯一の窓口として機能することにより、インフラプロジェクトの銀行能力を強化する上で重要な役割を果たします。IIGFは、PPPプロジェクトの準備を進めるに際してもMOFによって任命されています。

**インドネシアインフラファイナンス(IIIF)**は、政府(MOF経由)、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、その他の国際的な多国間機関の協力により2010年に設立された民間のノンバンク金融機関です。IIIFは、これまでに提供されてきたインドネシアのインフラプロジェクトにアドバイザーサービスとプロジェクトファイナンスの両方を提供しており、水道、有料道路、発電所、電気通信など、さまざまな分野にまたがっています。

**優先インフラ整備促進委員会またはKomite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas (KPPIP)**は、戦略的インフラプロジェクトの準備と提供のための優先インフラ整備促進に関するPR No.75/2014の下で2014年に設立されました。

KPPIPの業務内容は次のとおりです。

- ・ 優先インフラ開発を加速するための戦略とポリシーの確立
- ・ 優先インフラ開発を加速するための戦略とポリシーのモニタリングとコントロール
- ・ 優先インフラ開発に関連する装置や機関の能力向上の促進

**PPP合同事務所(Kantor Bersama KPBU Republik Indonesia)**は、セクター間および省庁間の調整が官民連携(PPP)プロジェクトの実施に不可欠であることを鑑み、2016年に設立されました。PPP合同事務所は、政府機関と投資家によるPPP実施を支援します。事実上、PPP合同事務所は調整機関として機能し、PPP実施の加速をサポートする「ワンストップサービス」を提供します。

PPP合同事務所のメンバーは、BAPPENAS、MOF、経済担当調整大臣府(Kementerian Koordinator Bidang Perekonomian)、内務省(Kementerian Dalam Negeri)、BKPM、政府調達庁(LKPP、Lembaga Kebijakan Pengadaan Barang/Jasa Pemerintah)、およびIIGFとなっています。

**ヌサンタラ投資公社(NIA)またはインドネシア投資公社(INA)**は、オムニバス法の枠組みの下で2020年11月に設立されたインドネシアのソブリンウェルスファンドです。INAはインドネシア政府(GOI)によって完全に所有されており、ヘルスケア、再生可能エネルギー、デジタルサービス、プラットフォームの4つの短期インフラに焦点を当てます。

#### Sources:

1. KPMG Research and Intelligence
2. Committee for Acceleration of Priority Infrastructure Delivery (KPPIP). National Strategic Projects. <https://kppip.go.id/en/national-strategic-projects/>.
3. Committee for Acceleration of Priority Infrastructure Delivery (KPPIP). List of 37 KPPIP Priority Projects. <https://kppip.go.id/en/priority-projects/>
4. World Economic Forum. Global Competitiveness Report 2018. <http://www3.weforum.org/docs/GCR2018/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2018.pdf>
5. World Economic Forum. Global Competitiveness Report 2019. [http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf)
6. Bappenas. National Medium-Term Plan (RPJMN) 2020-2024. [https://www.bappenas.go.id/files/rpjmn/Narasian%20RPJMN%202020-2024\\_Revisi%2014%20Agustus%202019.pdf](https://www.bappenas.go.id/files/rpjmn/Narasian%20RPJMN%202020-2024_Revisi%2014%20Agustus%202019.pdf)
7. Jakarta Post. Indonesia to develop 89 new strategic projects in 2020-2024. <https://www.thejakartapost.com/news/2020/06/03/indonesia-to-develop-89-new-strategic-projects-in-2020-2024.html>
8. Bisnis Indonesia. Sebanyak 89 proyek direkomendasikan jadi psn. <https://ekonomi.bisnis.com/read/20200529/45/1246219/sebanyak-89-proyek-direkomendasikan-jadi-psn-ini-perinciannya>
9. Dephub. Statistik Perhubungan Tahun 2019. [http://www.dephub.go.id/post/read/buku-statistik-perhubungan-tahun-2019-\(buku-i\)](http://www.dephub.go.id/post/read/buku-statistik-perhubungan-tahun-2019-(buku-i))
10. BPS. Statistik Transportasi Darat 2018. <https://www.bps.go.id/publication/2019/11/27/7fdd3379108b4a60e046f4c8/statistik-transportasi-darat-2018.html>
11. BPS. Panjang Jalan Menurut Jenus Permukaan, 1957-2017 (Km). <https://www.bps.go.id/linkTableDinamis/view/id/820>
12. Ministry of Public Works and Public Housing. Jalan Tol Beroperasi. <http://bpjt.pu.go.id/konten/progress/beroperasi>
13. Badan Pengatur Jalan Tol. <http://bpjt.pu.go.id/konten/progress>
14. BPS. Perkembangan Jumlah Kendaraan Bermotor Menurut Jenis, 1949-2018. <https://www.bps.go.id/linkTableDinamis/view/id/1133>



15. BPS. Panjang Jalan Menurut Jenis Permukaan, 1957-2018 (Km). <https://www.bps.go.id/linkTableDinamis/view/id/820>
16. Tomtom. Traffic Index 2019. [https://www.tomtom.com/en\\_gb/traffic-index/ranking/](https://www.tomtom.com/en_gb/traffic-index/ranking/)
17. AntaraNews. 15 toll roads to be inaugurated in 2020. <https://en.antaranews.com/news/150900/15-toll-road-sections-to-be-inaugurated-in-2020-ministry>
18. Media Indonesia. BPTJ perjalanan di Jakarta lebih banyak dari New York. <https://mediaindonesia.com/read/detail/271754-bptj-perjalanan-di-jakarta-lebih-banyak-dari-new-york>
19. Detikfinance. Tiga proyek tol jadi prioritas. <https://finance.detik.com/infrastruktur/d-5163630/tiga-proyek-tol-jadi-prioritas-ini-daftarnya>
20. United Nation ESCAP. Jakarta Transportation. [https://www.unescap.org/sites/default/files/4.1 percent20 percent20Planning percent20and percent20development percent20of percent20urban percent20 transport percent20systems percent20in percent20Jakarta.pdf](https://www.unescap.org/sites/default/files/4.1%20percent20Planning%20and%20development%20of%20urban%20transport%20systems%20in%20Jakarta.pdf)
21. PT KAI Commuter Jabodetabek. About us. <http://www.krl.co.id/>
22. BPS. Jumlah Barang Melalui Transportasi Kereta Api Bulanan Menurut Pulau, 2006-2019 (Ribuan Ton) 22. [https://www.bps.go.id/dynamicTable/2015/03/10 percent2000:00:00/814/jumlah-barang-melalui-transportasi-kereta-api-bulanan-menurut-pulau-2006-2018-ribuan-ton-.html](https://www.bps.go.id/dynamicTable/2015/03/10/percent2000:00:00/814/jumlah-barang-melalui-transportasi-kereta-api-bulanan-menurut-pulau-2006-2018-ribuan-ton-.html)
23. BPS. Jumlah Penumpang Kereta Api, 2006-2019 (Ribu Orang). [https://www.bps.go.id/dynamicTable/2015/03/10 percent2000:00:00/815/jumlah-penumpang-kereta-api-2006-2018-ribu-orang-.html](https://www.bps.go.id/dynamicTable/2015/03/10/percent2000:00:00/815/jumlah-penumpang-kereta-api-2006-2018-ribu-orang-.html)
24. Directorate General of Civil Aviation. Airport Listing. <http://hubud.dephub.go.id/website/BandaraListing.php>
25. BPS. Statistik Transportasi Udara 2019. <https://www.bps.go.id/publication/2020/11/20/231373341461207b51910a4a/statistik-transportasi-udara-2019.html>
26. AntaraNews. Jumlah penumpang di Soekarno-Hatta 2019 turun 11,4 juta orang. <https://www.antaranews.com/berita/1219544/jumlah-penumpang-di-soekarno-hatta-2019-turun-114-juta-orang>
27. Pelindo. 2018. [https://www.indonesiaport.co.id/cfind/source/files/annual percent20report percent20ipc percent202018.pdf](https://www.indonesiaport.co.id/cfind/source/files/annual%20report%20ipc%202018.pdf)
28. BPS. Statistik Transportasi Laut 2018. <https://www.bps.go.id/publication/2019/11/27/eec2460e8ac5cd1ea6f814b1/statistik-transportasi-laut-2018.html>
29. Ministry of Transportation. Pengembangan E-Book Data dan Penyajian Informasi Angkutan Laut. 2018. <http://hubla.dephub.go.id/publikasi/Statistik/PDAL-2019.pdf>
30. United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD). Maritime Transport Publication 2019. [https://unctad.org/en/PublicationsLibrary/rmt2019\\_en.pdf](https://unctad.org/en/PublicationsLibrary/rmt2019_en.pdf)
31. Jakarta Post. Patimban seaport to start first-phase operation in November after delays. <https://www.thejakartapost.com/news/2020/08/10/patimban-seaport-to-start-first-phase-operation-in-november-after-delays.html>
32. Badan Peningkatan Penyelenggaraan Sistem Penyediaan Air Minum. Laporan Kinerja PDAM 2018. <http://sim.ciptakarya.pu.go.id/bppspam/download/340>
33. Badan Peningkatan Penyelenggaraan Sistem Penyediaan Air Minum.. Executive Summary Buku Laporan Kinerja PDAM 2019. <http://sim.ciptakarya.pu.go.id/bppspam/download/337>
34. Setkab. Construction of Umbulan Drinking Water Supply System in E. Java Reaches 98.22 percent. <https://setkab.go.id/en/construction-of-umbulan-drinking-water-supply-system-in-e-java-reaches-98-22/>
35. PLN. Statistic PLN 2018. <https://www.pln.co.id/statics/uploads/2019/07/STATISTICS-English-26.7.19.pdf>
36. Setkab. Gov't Inaugurates National Strategic Electricity Projects. <https://setkab.go.id/en/govt-inaugurates-national-strategic-electricity-projects/>
37. Tempo. 2019. <https://en.tempo.co/read/923712/indonesias-target-of-electrification-set-at-99-9-percent-in-2019>
38. Phillipine Institute for Development Studies. 2019. <https://www.pids.gov.ph/press-releases/134>
39. Electrify Vietnam. 2019. [www.electrifyvietnam.com/](http://www.electrifyvietnam.com/)
40. Trading Economics. 2019. <https://tradingeconomics.com/thailand/access-to-electricity-percent-of-population-wb-data.html>
41. Trading Economics. 2019. <https://tradingeconomics.com/malaysia/access-to-electricity-percent-of-population-wb-data.html>
42. Kementerian ESDM. Power Plant Capacity Grows to 69.6 GW, NRE Contributes 10.3 GW. <https://www.esdm.go.id/en/media-center/news-archives/power-plant-capacity-grows-to-696-gw-nre-contributes-103-gw>
43. Jakarta Post. PLN to receive Rp 9.6t to build power infrastructure [https://www.thejakartapost.com/paper/2020/07/19/pln-to-receive-rp-9-6t-to-build-power-infrastructure.html#:~:text=State percent20Downed percent20electricity percent20giant percent20PLN,increase percent20the percent20country's percent20electrification percent20ratio.](https://www.thejakartapost.com/paper/2020/07/19/pln-to-receive-rp-9-6t-to-build-power-infrastructure.html#:~:text=State%20Downed%20electricity%20giant%20PLN,increase%20the%20country's%20electrification%20ratio.)
44. ICEO. Indonesia Clean Energy Outlook 2020. <https://iesr.or.id/pustaka/iceo2020>
45. Kontan. Update proyek listrik EBT, sebanyak 24 unit sudah beroperasi komersial <https://industri.kontan.co.id/news/update-proyek-listrik-ebt-sebanyak-24-unit-sudah-beroperasi-komersial>
46. Oil and Gas Courses. 2019. The Larantuka Tidal Power Plant in Indonesia <https://oilandgascourses.org/2019/11/24/the-larantuka-tidal-power-plant-in-indonesia/>
47. IEEFA. 2019. Indonesia's Solar Policies. [https://ieefa.org/wp-content/uploads/2019/02/Indonesias-Solar-Policies\\_February-2019.pdf](https://ieefa.org/wp-content/uploads/2019/02/Indonesias-Solar-Policies_February-2019.pdf)
48. SSEK. 2018. Indonesia Introduces New Tariff Regime for Renewable Energies. <https://www.ssek.com/blog/indonesia-introduces-new-tariff-regime-for-renewable-energies>
49. InfraPPP. Indonesia 2019 Infrastructure Projects Plan. <https://www.infrappworld.com/news/infrastructure-projects-plan-in-indonesia>















## はじめに

インドネシアは独自の条件で外国投資を歓迎します。政府の政策は、外国人がインドネシア人と協力して、国の経済とスキルの発展支援を確実にすることを目的としています。インドネシアには開発資金が必要であり、外国人の技術と管理のスキルが必要であるという一般的な認識があります。

インドネシアへの外国投資に対する政府の規制は、次のようにさまざまなものがあります。

- ・ 政府機関を通じて承認および監視されます。
- ・ 企業は限られた数の駐在員しか雇用できず、それらの駐在員をインドネシア人に置き換える計画を示す必要があります(駐在員の取締役およびコミサリスを除く)。
- ・ 特定の事業分野は外国人による投資が規制されています。
- ・ 外国人は、いくつかの制限付きで土地または土地の権利を取得することが許可されています。

「外国投資家」とは、通常、受入国の法律に基づいて設立された外国企業です。ただし、外国人個人も含まれます。

## 直接および間接投資

設備投資に関するLaw No.25/2007(投資法)では、投資を直接投資と間接投資と定義しています。間接投資は、ポートフォリオ投資とも呼ばれ、国内の資本市場/証券取引所を通じて行われる取引です。

インドネシアの株式市場は高度に制度化されており、2011年から2020年までの間、外国機関がインドネシアの株式市場の浮動株価値の約65~75%を保有していました。

インドネシア政府は、インドネシア経済のほとんどの分野で外国人による直接投資(外国直接投資)を奨励していますが、その他の分野ではそれほど推奨されていません。外国投資の承認は、ジャカルタのBKPMまたは各州の投資委

員会(BPM)、地方自治体の投資機関、またはいくつかの国のインドネシア共和国の駐在員事務所の内いずれかが行います。

## 投資法、投資リストおよび外国直接投資

投資法は、主にBKPMによって管理されている政府の認可手続きを通じて外国企業へ参入権を付与することにより、外国直接投資を規制しています。外国投資は、インドネシアに設立された有限責任PMA会社の形で行われるものとし、投資家はインドネシアの個人または団体と株主としてパートナーシップを結びます。外国人投資家は通常、さまざまな業界で49%から100%の所有権を保持できますが、これはセクターや事業分野によって異なり、大臣の承認または特別なライセンスの対象となる可能性があります。

従来、インドネシアに投資するには、投資家はまず、投資法に基づく政策変更に伴って更新されるネガティブリストを確認する必要があります。このように、事業分野がネガティブリストに記載されていない事業分野は、外国投資に対して「開放」されていると見なされます。

2021年2月、インドネシア政府は、PR No.10/2021の施行を通じて、既存の2016年のネガティブリストを投資リストに修正しました。投資リストは、外国投資と国内投資の両方に開かれた優先産業を促進することが期待されています。

投資リストによる規制は、これまで外国人の所有が制限されていた運輸、エネルギー、電気通信などの重要なセクターを含む、245以上の事業分野を自由化するものです。

2016年のネガティブリストとは対照的に、投資リストでは、以下を除くすべての事業分野が投資対象となることが認められました。

1. 未だ投資が禁止されている6つの事業分野
  - ・ 第一種麻薬の栽培と産業
  - ・ あらゆる形態のギャンブルおよび/またはカジノ関連の活動
  - ・ 絶滅危惧種の魚類の違法漁業



- ・ 珊瑚または天然の珊瑚礁の特定の用途への利用
  - ・ 化学兵器製造業
  - ・ 工業用化学薬品および工業用オゾン層破壊物質産業
2. 中央政府によってのみ実行される可能性のある活動、たとえばサービス業の性格を有する活動、または戦略的防衛とセキュリティに関連する活動で、第三者と協力して実行することが許可されていない活動

外国人投資家とその投資に関して、Regulation No.10は以下の要件を設定しています。

- ・ 外国投資は、インドネシアの管轄内に設立され、配置されている有限責任会社の形をとらなければならない。
- ・ 外国人投資家は、投資額が100億ルピアを超える大規模な事業活動にのみ従事することが許可されている(事業所に使用される関連する土地および建物の価値を除く)。
- ・ 技術ベースの新興企業への外国投資の価値は、経済特区内で行われる場合、100億ルピア以下とすることができる。

2021年の事業投資リストの詳細については、付録1をご参照ください。

Regulation No.10は、投資対象となる事業分野を次の4つに分類しています。

1. 優先事業分野- 245分野(タックスアローワンス183分野、タックスホリデー18分野、投資アローワンス44分野)

- ・ 国家戦略プログラム/プロジェクトの一部として含まれる。
- ・ 資本および/または労働集約的である。
- ・ 高度なテクノロジーを活用する。
- ・ 先駆的な産業として分類される。
- ・ 輸出入代替を志向する。
- ・ 研究、開発、その他のイノベーション活動を志向する。

優先事業分野への投資を検討している方には、以下の形でさまざまなメリットがあります。

- 財政的インセンティブ(すなわち、免税、税控除、投資控除および輸入関税の免除)
- 事業許可の容易さ、支援措置の提供、エネルギー、原材料の確保、移民、雇用などを含む非財政的インセンティブ

2. 協同組合や中小零細企業(MSME)に割り当てられている、またはパートナーシップを必要とする事業分野-89分野

カテゴリは、次の基準により決定されます。

- ・ 高度なテクノロジーを使用しない、または単純なテクノロジーのみを使用する。
- ・ 特定のプロセスを含み、労働集約的であり、特別な文化遺産を特徴とする。
- ・ 100億ルピアを超えない事業資本を含む。(事業所に使用される土地および建物を除く)
- ・ 協同組合およびMSMEとの強制的なパートナーシップを組んで大規模なビジネスを行う事業分野である。

- ・ 主に協同組合とMSMEによって占められている。
- ・ 大企業のサプライチェーンに参入するための事業拡大を目指す。

3. 特定の要件を持つビジネスフィールド-46フィールド

このカテゴリには、以下の対象となるすべての投資家(MSMEを含む)に開放されている事業分野が含まれます。

- ・ 国内投資家の投資要件
- ・ 外国投資の免除に制限が課せられた投資要件
  - Regulation No.10の発行前に承認された特定の事業分野内で実施される投資
  - 自国とインドネシアの協定に基づき特別な権利を確保した投資家
- ・ 特別なライセンスを伴う投資要件

特定の要件を伴うビジネス分野の要件は、インドネシア証券取引所を通じて行われる経済特区への投資および非直接投資には適用されません。

4. 上記以外のカテゴリの事業分野は、追加の要件なしにすべての投資家に開放されています。

### 既得権

いくつかの新しい外国投資の制限がRegulation No.10により導入されたにもかかわらず、既得権の規定は既存の投資に引き続き適用されます。

以下の規定は、Article 4 (1) (b)に記載の事業分野に含まれ、同じ事業分野で合併、買収または統合の結果として外資の所有権が変更される会社に適用されるものとします。

- 存続会社における外資所有の制限は、存続会社の事業許可に記載されているとおりです。
- 被買収会社の外資所有の制限は、被買収会社の事業許可に記載されているとおりです。
- 統合による新会社の外資所有の制限は、当該統合による新会社設立時の法令の規定によるものです。

### 経済政策パッケージ

インドネシア政府は、2015年から2018年までの3年間で、国内産業の競争力を高め、経済の安定を維持し、インドネシアの投資環境を促進して大幅な経済成長を生み出すために、16の経済政策パッケージを発表しました。経済政策パッケージは、規制を調和させ、官僚的なプロセスを簡素化し、法の執行可能性を確保することを目的としていました。16の経済政策パッケージに加えて、2020年7月20日に、政府はCovid-19および国家経済回復の取り扱いに関する委員会に関するPR No.82/2020を施行しました。これは、2020年11月にRegulation No.108/2020で改正されました。

政策パッケージの概要は次のとおりです。



# 経済政策パッケージ

国内産業の競争力を向上させるために、輸出と投資は大幅な経済成長を生み出す



調和規制



官僚的なプロセスの簡素化



法の執行可能性の確保

フェーズI(2015年9月9日)

国内産業の競争力の向上

フェーズII(2015年9月29日)

許可要件の緩和と輸出手続要件の簡素化

フェーズIII(2015年10月7日)

金融サービスの円滑化、輸出金融および  
ビジネス上の不必要な負担の排除

フェーズIV(2015年10月15日)

社会的セーフティネットと人々の福祉の向上

フェーズV(2015年10月22日)

税制上の優遇措置とシャリア銀行の規制緩和に  
よる業界と投資環境の改善

フェーズVI(2015年11月5日)

国境地域の経済活動を刺激し、戦略的な商品の入  
手可能性を促進

フェーズVII(2015年12月7日)

個人の土地認証プロセスを加速する形でのイン  
センティブを通じて、全国の労働集約型産業にお  
ける事業活動を刺激

フェーズVIII(2015年12月21日)

土地収用紛争の解決、国内石油生産の強化、  
国内部品および航空産業の刺激

フェーズIX(2016年1月27日)

発電の加速、食肉価格の安定化、  
地方と都市のロジスティクス部門の改善

フェーズX(2016年2月11日)

ネガティブ投資リストの改訂と中小企業  
(SME)の保護の改善

フェーズXI(2016年3月29日)

中小企業や産業への円滑化を通じて国民  
経済を刺激

フェーズXII(2016年4月28日)

ビジネスのしやすさにおけるインドネシアのラ  
ンクの向上

フェーズXIII(2016年8月24日)

低所得コミュニティのための低コスト住宅

フェーズXIV(2016年11月10日)

Eコマースのロードマップ

フェーズXV(2017年6月15日)

ロジスティクスの改善

フェーズXVI(2018年11月16日)

競争力と国内経済の改善



## オムニバス法

2019年10月の第2期大統領就任後、ジョコ・ウィドド大統領は、ダイナミックで有能な労働力の育成、技術による業界協力の促進、インフラ開発と経済改革のさらなる強化などのイニシアチブに焦点を当て、規制改革を継続するという政権の計画を発表しました。規制と官僚主義を簡素化するだけでなく、そのような目的を達成するために、2020年11月、政府は雇用創出に関するLaw No.11/2020を発行しました。

オムニバス法とも呼ばれ、既存のいくつかの法律に取って代わり、単一の法的枠組みの下でそれらを統合することになりました。

オムニバス法は、雇用創出、金融セクターの開発・強化、税制の3つの分野について規定しています。オムニバス法は、78の既存の法律を改正するもので、その内容は以下のとおりです。インドネシア全土でより多くの雇用機会を生み出し、最終的にはインドネシア国民の福祉を向上させるように設計された多くの戦略的政策と措置を確立するためのさまざまな分野横断的な法律が制定されています。

オムニバス法によって導入された規定とその影響については本書のいくつかの章でさらに詳しく説明しています。

## オムニバス法による規制の簡素化

オムニバス法は、雇用の創出と中小企業の実力向上を目的として、さまざまな課題をまとめています。

### オムニバス法優先セクター



#### オムニバス法の6つの柱(税制)

- |         |                 |           |
|---------|-----------------|-----------|
| 1. 投資資金 | 3. 個人納税者        | 5. 事業の公平性 |
| 2. 領土制度 | 4. 納税者のコンプライアンス | 6. 優遇税制   |

#### オムニバス法の11のクラスター(雇用創出)

- |              |                       |          |                    |
|--------------|-----------------------|----------|--------------------|
| 1. ライセンスの簡素化 | 4. MSMEの事業円滑化、権限付与、保護 | 7. 政府の管理 | 10. 政府の投資およびプロジェクト |
| 2. 投資要件      | 5. ビジネスのしやすさ          | 8. 制裁の賦課 | 11. 経済特区           |
| 3. 雇用        | 6. 研究とイノベーションのサポート    | 9. 用地取得  |                    |



## 外国投資の制限

### 活動分野と現地の合弁パートナー

BKPMへの初期投資案件の提案は、既存施設の増設または稼働率の向上の申請と同様に、現在外国人に開放されている分野で行う必要があります。

外国投資は通常、外国人投資家と少なくとも1社との間でジョイント・ベンチャー(JV)の設立を要求されます。プロジェクト開始時から、または初期段階で完全な外資系企業として承認された企業については一定期間内に、1人の現地パートナーが存在する必要があります。信頼と理解のある現地インドネシア人の株主とパートナーを選ぶことが重要です。外資系企業の失敗の背景には、現地株主と海外外国人株主の緊張関係があります。一旦、投資が行われると、撤退や売却にはコストと多くの労力を伴い、困難な状況になることもあります。

BKPMおよび業界規制当局は、特定の分野の潜在的な現地パートナーのリストを随時作成しており、投資銀行、大使館、会計事務所も同様の情報を提供してくれることが多くあります。さらに、会計および調査サービス会社は、著名または知名度の低い現地の個人の経歴や誠実さについて、独立した機密の企業情報チェックを行うことができます。

## 最小限の投資と資本参加

### ダイベストメントルール

外国人投資家は、セクターや事業分野における異なる外国人持株比率の上限に関するさまざまな制限が存在する業界を除き、最初は最大100%の株式を保有できます。

Foreign Investment Law No.1/1967は、GR No.20/1994を通じて、最初に100%の外国人所有が許可された場合、外国人株主が15年以内に少数株式をインドネシア人株主に売却すること、また5%が最小のダイベストメントであると明示的に規定しました。

2007年の投資法ではLaw No.1/1967を取り消したため、売却義務については言及されていません。ただし、一般的な見解では、GR No.20/1994は引き続き有効であり、したがって、法的な売却義務があるとされています。しかし、BKPM Circular Letter No.23/SE/11/2008によると、2007年投資法に基づいて設立されたPMA企業は売却の必要がなくなり、2007年以前の投資法に基づいて設立され、BKPM承認書に売却義務を含むPMA企業は依然として売却の義務があるとされています。

実際には、BKPMは、1990年代後半に設立されたPMA企業に対して、100%の外国人所有が許可され、現在15年に及ぶ事業分野で事業を行っているPMA企業に対して売却義務を課していないようです。

### 法的形態

投資法では、外国投資は、法務人権省(MOLHR)の要件に従ってインドネシアに設立された有限責任会社(Perseroan TerbatasまたはPT)の形態でなければならないと定めています。PMA会社は、承認された外国株式を保有するPT会社です。その他の形態の企業体については、第6章で説明します。

### 期間制限

PMA会社が活動している限り、PMA会社の営業許可は無制限です。

### オペレーション

投資法は外国人投資家に許可承認期間中の会社経営の自由を与えています。これには、取締役、および必要に応じて、熟練したインドネシア人がいない場合は外国人の技術者および管理者を任命する権利が含まれます。特定の業界では、外国人技術顧問(取締役やコミサリスを除く)のみが許可されています。国内および外国人従業員に関する義務の詳細については、第9章「労働と雇用」を参照してください。

## 外資規制

### はじめに

特定の産業への外国投資は、BKPMではなく、関連省庁または規制当局によって直接管理されています。石油・ガス、銀行、保険・マルチファイナンス・証券、アセットマネジメントなどのノンバンクの金融機関が該当します。BKPMは鉱業および林業免許の承認に一定の役割を果たしていますが、主要な承認はエネルギー・鉱物資源省(MEMR)および林業省が実施しています。海運、海港、電気通信は、外国投資の規制および関連する承認申請が、複数の規制当局機関により発令された複数の法律、規制、および政令が存在するため、複雑化しているその他の産業になります。

### 石油ガス

石油・天然ガスに関するLaw No.22/2001に基づき、石油・ガス部門は、上流部門のBP Migasと下流部門のBPH Migasの2つの国営企業によって運営されています。2002年のBP Migas設立以前は、石油・ガス部門の規制は国営の石油・ガス会社であるPERTAMINAによって行われていました。

BP Migasは、主に生産物分与契約(PSC)の形態で締結された共同事業契約の上流工程の運営を担当し、外国の当事者・請負業者はBP Migasが業務執行の責任を負っていました。BPH Migasは、下流事業のライセンス付与と運営の監督に責任を負っていました。

2013年1月、SKSP Migasに代わる特別タスクフォースSKK Migasを設立するためのPR No.9/2013が発行されました。

石油・ガス法の下では、海外企業の現地法人(恒久的施設またはPE)を通じて石油・ガス上流部門に投資することを認める2つの業界のうちの1つです(第10章「税務」で詳しく説明します)。

オムニバス法は、石油およびガス部門のさまざまな規定が改正されており、主な改正点は以下のとおりです。

- 石油およびガス事業活動に従事する前に、事業体が中央政府から事業許可を取得することが義務付けられる。この要件は、上流および下流の事業体に適用される。
- 石油・ガスの下流事業活動(加工、輸送、貯蔵、取引)に対する複数の事業許可要件の撤廃。前述のすべての事業活動に適用される単一の統合事業免許を導入する。この事業許可は、中央政府が管理するオンラインシステムを通じて処理される。
- 事業許可を取得しなかった下流事業体は、行政処分の対象となる。



## 金融機関

2013年12月31日より、銀行セクターの規制および監督機能、義務、権限はインドネシア銀行からインドネシア金融サービス庁 (Otoritas Jasa KeuanganまたはOJK)に移管されました。OJKは現在、すべての金融機関(銀行、保険、およびその他のノンバンク金融機関)を規制および監督しています。インドネシア銀行は、マクロブルーデンスおよび決済会社の規制と監督を担当しています。インドネシア銀行とOJKはともに、一般に政府からの干渉を受けません。

## 金融コングロマリット

2020年10月、OJKは、金融コングロマリットに関するOJK Regulation No.45/POJK.03/2020(POJK45)を施行しました。健全で競争力のある金融サービス産業の創出を最大の目的としています。

この規則を通じて、特定の金融サービス機関のグループが金融コングロマリットとして認定されるためには、いくつかの基準を満たす必要があります。

- ・ グループの総資産は100兆ルピア以上である必要がある。これは、該当する年の6月と12月の期末日のポジションの財務報告に基づいて計算する必要がある。
- ・ グループは、複数の種類の金融サービス機関(つまり、銀行、保険および再保険機関、金融機関、証券機関)が関与する事業活動に従事している必要がある。

## 銀行

### 支店

銀行は、石油・ガスの上流部門と並んで、制度として外国人投資家の現地支店への直接投資が認められている唯一のセクターです。しかし、2003年以降、外国銀行の支店免許は発行されておらず、外国銀行は既存の認可銀行の買収を通じてのみ参入が可能です。

### シングルプレゼンスポリシー/単独所有

2017年7月12日、OJK Regulation No.39/POJK.03/2017は、2012年12月26日付BI Regulation No.14/24/PBI/2012に置き換わりました。この規則は、インドネシアの銀行に関する「シングルプレゼンスポリシー」を規定し、単一の個人、団体、または企業グループが複数の銀行の「支配株主」にならないことを定めています。

支配株主は次のように定義されます。

- ・ 銀行の発行済株式(議決権付き)の25%以上を直接保有している。
- ・ 銀行の発行済株式(議決権付き)の25%未満を直接保有しているが、関連当事者が直接的または間接的に支配力を行使していることを証明することができる。

投資家が複数のインドネシアの銀行の支配株主になることを許可するシングルプレゼンスポリシーの例外は次のとおりです。

- ・ 投資家が1つの従来型銀行または商業銀行と1つのシャリア銀行の支配株主である場合
- ・ 投資家が2つの銀行の支配株主であり、そのうち1つの銀行がJV銀行である場合

シングルプレゼンスポリシーに準拠していない所有権構造は、次の方法で再構築する必要があります。

- a. 合併・統合
- b. 投資持株会社の設立
- c. ホールディング機能の構築

オプションaまたはbは株式を取得してから1年以内に実行する必要があり、オプションcは6か月以内に実行する必要があります。

OJK Regulation No.39/POJK.03/2017では、合併・統合を進める銀行に対して、法定貸付限度額(LL)の時間延長、支社開設の容易化、優れたコーポレートガバナンス(GCG)導入に関する緩和などのインセンティブが規定されています。

### 株式所有の基準値と制限

OJK Regulation No.56/POJK.03/2016は、商業銀行の株式所有に関するBI Regulation No.14/8/PBI/2012に代わるものです。

OJK Circular Letter No.12/SEOJK.03/2017は、商業銀行の株式所有に関するOJK Regulation No.56/POJK.03/2016の細則でした。この通達は2017年3月17日に施行されました。

単一株主の銀行株式所有の上限は、株主の種類によって異なります。株主は、株式の所有権または家族関係を通じて関連している、または互いに協調して行動しているとみなされる場合、適用される全体的な所有権の上限を決定する際に単一の当事者として扱われます。

- ・ 銀行またはノンバンク金融機関: 銀行の払込資本の40%(但し、OJKがより高い金額を承認する場合があります。以下を参照)
- ・ 非金融機関: 銀行の払込資本の30%
- ・ 個人株主: 銀行の払込資本の20%(銀行がシャリア銀行である場合は25%)

および

- ・ 40%を超える株式保有持分または「支配持分」を必要とする外国または国内の投資家の場合、OJKに申請し、承認を得る必要があります。承認を得るには、銀行は下記の要件を満たす必要があります。
  - 健全性評価が1または2以上であること
  - 銀行の本国規制当局からの推薦があること
  - 財政的に強固であること - コアティア1が6%以上であること
  - 現地の貸手が発行する株式に転換可能なハイブリッド債務証券を通じて追加の資本を提供することを約束すること
  - インドネシア経済の発展を支援することを確約する書面を提出すること(特定のセクターおよび地域への信用供与の優先順位付けなど)

現地銀行の40%以上を所有するための承認を受けた銀行は、最初にその40%に達することが許可されます。出資比率をさらに引き上げるには、現地の対象銀行がOJKによって、OJKが取引を承認した時点から5年以内に連続した3つの評価期間において、財政的に健全で、ガバナンスが効いていると評価される必要があります。



## ・ 下記のような「ノンバンク金融機関」

- 「長期」投資に参加することを規約で許可されていること
- 金融規制当局によって管理・監督されており、インドネシアの銀行の株式を最大40%まで保有することが許可されていること

これらの2つの基準を満たさないノンバンクの金融機関は、インドネシアの銀行の最大30%の株式しか保有できません。

中央政府はこの制限から免除されています(破綻した銀行を救済するよう求められている機関も同様です)。これは、制限が国営銀行には適用されないことを意味します。

### 外国人投資家の基準

外国人投資家である将来の支配株主は、以下の追加要件を満たさなければなりません。

- ・ 投資家はインドネシアの経済発展を支援することを約束すること
- ・ 投資家は本国の金融サービス監督当局から推薦を受けていること
- ・ 投資家は少なくとも次のようにランク付けされていること
  - 銀行の場合、最低投資適格より1ノッチ(格付け最小単位)上回っていること
  - ノンバンク金融機関の場合、最低投資適格より1ノッチが上回っていること
  - 非金融機関の場合、最低投資適格より3ノッチ上回っていること

### 商業銀行の最低自己資本要件

インドネシアは、金融安定理事会およびバーゼル銀行監督委員会(BCBS)のメンバーであり、銀行資本政策に関する基準の枠組みを含め、これらのフォーラムによる提案を採用することを約束しています。

2016年、OJKは、商業銀行の最低自己資本要件を定めたRegulations No.11/POJK.03/2016 およびRegulation No.34/POJK.03/2016を施行しました。これらの規制の下で、OJKは、最も健全なリスクプロファイル(格付け1)の銀行には最低8%の自己資本比率を要求し、最も悪いリスクプロファイル(格付け5)の銀行には最大14%の自己資本比率を要求しています。

リスクプロファイルに基づいて最低資本を計算するために、OJKは銀行に内部自己資本比率評価プロセス(ICAAP)を運用することを要求しています。OJKは、ICAAPの監督レビューおよび評価プロセス(SREP)を実行します。これには、銀行の経営陣による積極的な監督の十分性のレビュー、自己資本の十分性の評価、監視および報告、ならびに内部統制が含まれます。

8~14%に加えて、銀行は資本保全バッファを追加する必要があります。さらに、監督当局は、裁量の割合(0%~2.5%の範囲)および国内でシステム上重要な銀行に資本追加料金(1%~2.5%の範囲)で反循環的バッファを課す場合があります。

2021年7月、OJKは、商業銀行に関するRegulation No.12/POJK.03/2021において、産業革命4.0および5.0に対応したデジ

タル銀行の法的傘となる規則を施行しました。

新しい規制に基づき、従来「Bank Umum Kelompok Usaha (BUKU)」に分類されていた4つのカテゴリーの商業銀行が「Bank Berdasarkan Modal Inti (KBMI)」に変更されました。

- a. KBMI 1: 最大6兆ルピアのコア資本
- b. KBMI 2: コア資本は6兆ルピア以上14兆ルピアまで
- c. KBMI 3: コア資本は14兆ルピア以上70兆ルピアまで
- d. KBMI 4: コア資本は70兆ルピア以上

デジタル銀行は、本社以外の物理的なオフィスや限られた物理的なオフィスを使用せずに、主に電子チャネルを通じて事業活動を提供および運営するインドネシアの法人銀行(Berbadan Hukum IndonesiaまたはBHI Bank)です。

デジタル銀行は以下の方法で運営することができます。

- a. デジタル銀行としての新しいBHI Bankを設立すること
- b. 既存の銀行事業体からデジタル銀行への転換

一般に、銀行グループの再定義は、効果的な規制とより効率的な監督の実施を支援することを目的としています。KBMIによると、銀行はコア資本を調整する必要はありません。

OJK Regulation No.12/POJK.03/2021のArticle 23-24では、デジタル銀行は、主に電子チャネルを介して事業活動を行う銀行で、その業務を遂行する上でインドネシアの法人(新規)の形態であること、およびインドネシアの法人のデジタル銀行に転換した結果であると説明しています。

OJKはまた、デジタル銀行の変革には、顧客のニーズに応えるために革新的で安全な技術を使用するビジネスモデルが含まれることを要求しています。さらに、POJKでは、デジタル銀行は慎重かつ持続可能な銀行ビジネスモデルを管理する能力を有し、適切なリスク管理を行うことが要求されています。

外国人参加者はバーゼルIIIに関する厳しい要件に留意する必要があります。これには他の国で見られるように、システムや業務の変更、リスク管理およびコンプライアンス機能の新設、希少で有能な人材の採用、コンサルティング料などの多額の投資が必要となる可能性があります。

バーゼルIII規則の完全適用は、当初2019年12月31日までとされていましたが、その後OJKは、インドネシアのバーゼルIII改革基準に準拠した銀行業界基準(運営リスクのリスクアセット(RWA)の算出、信用リスクのRWA算出、市場リスクのRWA算出、信用評価調整)の実施を2023年1月1日に延期しました。この遅延は、インドネシアの銀行業界に対するCovid-19に対応する3つの緩和政策の1つでした。

### 中小零細企業向け融資

銀行は、MSMEへの融資または融資の提供に関する規制に準拠する必要があります。これは、融資総額の20%以上でなければなりません。MSMEの資金調達には、直接金融と間接金融(地方銀行、シャリア銀行、または非金融機関による実行またはチャネリング)が含まれます。JV銀行および海外支店の場合、MSMEには輸出金融(石油・ガス以外)も含まれています。



## 保険

新保険法(UU No.40/2014)は、以前の保険法(UU No.2/1992)に代わって2014年10月17日に施行されました。

### シングルプレゼンスポリシー

新保険法はまた、インドネシアの保険セクターに「シングルプレゼンス」ポリシーを導入しました。この法律は、各当事者が保険会社の次の各カテゴリーのいずれかの「支配株主」になることしかできないと規定しています。

- ・ 生命保険会社
- ・ 損害保険会社
- ・ 再保険会社
- ・ シュリア生命保険会社
- ・ シュリア損害保険会社
- ・ シュリア再保険会社

2016年12月23日、OJKは、保険会社、シュリア保険会社、再保険会社、およびシュリアの認可と制度に関するRegulation No.67/POJK.05/2016(POJK67)を施行しました。

POJK67は、「支配株主」の定義を次のような当事者として明確化しました。

- 保険会社の発行済株式(議決権付き)の25%以上を直接保有している。
- 保険会社の発行済株式(議決権付き)の25%未満を直接保有しているが、関係者が保険会社を支配していることが証明できる。

このシングルプレゼンスポリシーは、新保険法が施行されてから3年以内(すなわち、遅くとも2017年10月17日まで)に遵守する必要があります。

シングルプレゼンスポリシーに準拠するために、POJK 67に従って、支配株主は、支配株主ではなくなるように合併、統合、売却するか、OJKによって承認されたその他の対応することができます。

### 株式保有の基準値と制限

旧法と新保険法の下では、インドネシアの株主は合併保険事業会社(IBC)の発行済株式の少なくとも20%を保有する必要がありますが、外国の株主は最大80%を保有することができます。

旧保険法では、IBCのインドネシアの株主は、インドネシア国民および/またはインドネシア国民および/またはインドネシア法人が完全に所有するインドネシア法人とすることができました。新保険法は、「および/またはインドネシアの法人」という言葉が削除されました。これは、インドネシア法人のIBCの株主が、インドネシア人として認定されるためには、最終的にはインドネシア国民が完全に所有する必要があることを意味します。これにより外国企業が最終的にIBCの100%を所有するために利用していた二重構造のPMA会社の利用が違法となりました。

保険会社は、5年間(つまり、2019年10月17日まで)で次のいずれかを行う必要がありました。

- ・ インドネシアの株主が保有しなければならない株式を、すべてインドネシア国民が直接的または間接的に保有するようにする。
- ・ 新規株式公開(IPO)を行い、浮動株を20%以上とする。

### 「新保険法」で導入されたその他の主要な変更点

その他の影響は次のとおりです。

- ・ 保険会社と再保険会社は、新保険法の制定から10年以内、またはシュリア部門が保険ポートフォリオ全体の50%を超えた時点のいずれか早い時点で、すべてのシュリア部門を独立した事業体に分離する必要があります。
- ・ インドネシア国内にある資産またはリスクに対する保険は、その資産の所有権またはリスクの責任に関係なく、現地の保険会社がリスクを引き受けることができない、または引き受ける意思がない場合を除き、現地の保険会社に加入する必要があります。これにより、外国企業が海外の保険会社から保険を購入することを許可していた従来の譲歩措置が廃止されました。
- ・ 保険会社が清算された場合や免許が取り消された場合に保険契約者を保護することを目的として、従来の強制的な保証基金に代わる新たな保険契約保証制度が導入されます。
- ・ 保険会社と再保険会社は、国内の能力を最適化する必要があります。言い換えれば、国内の保険会社と再保険会社は、「可能な限り」現地の再保険を提供しなければなりません。この意図は、すべての保険会社と再保険会社(従来型とシュリアの両方)が現地の再保険市場の拡大を支援することを奨励することです。

### 最低資本要件

POJK67は、保険会社および再保険会社の最低払込資本要件を次のように引き上げました。

- ・ 従来型(生命・一般) - 1,500億ルピア(従来は1,000億ルピア)
- ・ シュリア(生命・一般) - 1,000億ルピア(従来は500億ルピア)
- ・ 従来型再保険 - 3,000億ルピア(従来は2,000億ルピア)
- ・ シュリア再保険 - 1,750億ルピア(従来は1,000億ルピア)

新しい最低払込資本要件は、買収(通常は資本注入を通じて)、新しい株主への株式の譲渡時、会社設立の形で所有権が変更された場合に適用されます。

POJK67はまた次のように、従来型保険会社のシュリアユニットに対する運転資本要件を引き上げました。

- ・ 生命保険・一般 - 500億ルピア(従来は250億ルピア)
- ・ 再保険 - 75億ルピア(従来は500億ルピア)

OJK規則では、保険会社がリスクベース資本(RBC)のソルベンシーマージン比率を120%にすることを目標とし、100%以上を維持することが義務付けられています。規制当局は、保険会社が120%の比率を超えられない場合、事業計画を変更するよう要求します。



## 保有および国内再保険規則

2015年11月10日、OJKは、自己保有と国内再保険支援に関する Regulation No.14/POJK.05/2015、また、2015年11月16日、OJKは Circular Letter No.31/SEOJK.05/2015(Circular31)を発行しました。Circular31の付録1は、リスクの種類によって異なる自己保有限度額の下限が定められています。

新しい再保険規則は、以下に関する規定を定めています。

- 再保険支援戦略 – 再保険支援戦略をOJKに提出する必要があります。再保険プログラムは規制を遵守し、契約発効後15日以内にOJKに提出する必要があります。
- 単純なリスクに対する保険サポート – 自動車、健康、障害、信用、生命、保証の各ラインについて、「グローバルな性質」を持つ商品および/または多国籍企業向けに特別に設計された商品を除き、100%の国内再保険を義務付けます。
- 最低国内自動保険サポート(別名、条約保険) – 単純なリスクを除いて、保険会社は、最低限自動的なリスク管理を行わなければなりません。国内再保険者からの再保険サポートは、各事業の自動再保険能力の25%以上、または Circular31に定められた最低額とされています。
- 最低国内引受再保険サポート – 単純なリスクを除いて、保険会社が自動再保険サポートを取得できない場合、保険会社は、国内再保険会社からの最低でも各事業の保険総額の25%または Circular31に定められた最低額の引受再保険サポートを受ける必要があります。

## ノンバンク金融機関

2013年12月31日より、マルチファイナンス会社(ファイナンス、ベンチャーキャピタル、インフラファイナンス、マイクロファイナンス)、年金基金などの「その他の金融機関」、証券会社(資産運用、引受、仲介)およびその他の金融サービス機関(信用保険機関、インドネシア輸出金融機関、質屋など)は、OJKによって監督および規制されています。

## マルチファイナンス会社

マルチファイナンスセクターは、以前はマルチファイナンス機関に関するPR No.9/2009およびマルチファイナンスに関するMOF Regulation No. 84/PMK.012/2006に基づいて規制されていました。

ここ数年、OJKは、マルチファイナンスセクターに関連して、次のような新しい規則を発行しました。

- マルチファイナンス会社およびシャリアファイナンス会社の認可および組織に関するOJK Regulation No.47/POJK.05/2020(従来 No.28/POJK.05/2014)
- マルチファイナンス会社業務の整理に関するOJK Regulation No.35/POJK.05/2018(従来 No.29/POJK.05/2014)
- マルチファイナンス会社の優れたコーポレートガバナンスに関するOJK Regulation No.29/POJK.05/2020(従来 No.30/POJK.05/2014)
- シャリアおよびシャリアユニットのマルチファイナンス事業の手配に関するOJK Regulation No.10/POJK.05/2019、No.28/POJK.05/2020、およびNo.4/POJK.05/2021

これらのOJK規則は、マルチファイナンス会社に関するより詳細な要件と定義を規定しています。この規則では、マルチファイナンス会社を商品やサービスの調達のために資金を提供する企業として定義しています。許可されている事業活動は次のとおりです。

- 投資金融
- 運転資金調達
- 多目的融資
- OJKの承認を得たその他の金融事業

マルチファイナンス会社は、銀行業務、約束手形発行、担保提供などが禁止されており、自己資本比率(調整後資本と調整後資産の比較)10%、最低2,000億ルピアの自己資本、資本の少なくとも50%は払込資本であることなど、常に財務の健全性を維持しなければなりません。

マルチファイナンス活動を希望する当事者は、OJKにマルチファイナンス事業免許を申請する必要があります。申請審査期間は20日です。OJKライセンスの発行後、会社は3か月以内に営業を開始する必要があります。

外国株式保有(直接または間接のいずれか)は、払込資本の85%が上限です。外資系企業(直接または間接を問わず)を持つマルチファイナンス会社には、少なくとも50%のインドネシア国籍の取締役を置かなければなりません。

取締役の数が奇数の場合、インドネシア国籍の取締役の数が外国籍の取締役の数よりも多くなければなりません。

## 資本市場と証券会社

資本市場活動に従事しようとする当事者(証券会社など)は、OJKから営業許可と承認および登録を取得する必要があります。

資本市場を管理する主要な規則は、1995年の資本市場に関するLaw No.8/1995です。インドネシア大統領、財務省、資本市場および金融機関監督委員会(BAPEPAM-LK)およびOJKによって発行された施行規則もあります。また、インドネシア証券取引所(IDX)は、企業の上場および証券取引に関する規制および規則を発行しています。

証券会社の株式所有および持分に関するMinisterial Decree No.153/PMK.010/2010は、次のように述べています。

- 投資顧問会社、投資顧問会社と合併した引受会社、および投資顧問会社と合併した仲介会社は、それぞれ最低250億ルピア、750億ルピア、550億ルピアの払込資本を有する必要があります。
- 外国の非証券金融機関は、JV証券会社の払込資本の最大85%を所有することができます。
- 現地規制当局によって認可または規制されている外国証券会社は、JV証券会社の払込資本の最大99%を所有することができます。
- 外国人投資家と国内投資家は、国内またはJV証券会社の株式を公開市場および流通市場の両方で最大100%を購入できます。
- 私募証券会社の外国人所有権は、金融サービスセクターまたは証券業を行う外国法人に限定されています。



## ベンチャーキャピタル会社

2015年12月28日、OJKはベンチャーキャピタル業務に関連する4つの規則を発行しました。

- ベンチャーキャピタル会社の事業の整理に関するOJK Regulation No.35/POJK.05/2015
- ベンチャーキャピタル会社のライセンスと組織化に関するOJK Regulation No.34/POJK.05/2015
- ベンチャーキャピタル会社の優れたコーポレートガバナンスに関するOJK Regulation No.36/POJK.05/2015
- ベンチャーキャピタル会社の直接検査に関するOJK Regulation No. 37/POJK.05/2015(後にノンバンク金融サービス機関の直接検査に関するFinancial Services Authority Regulation No.11/POJK.05/2014の改正に関するOJK Regulation No.30/POJK.05/2020

これらのOJK規則により、ベンチャーキャピタル会社は以下に投資することができます。

- 株式
- 転換社債
- ベンチャー企業の債務証券
- 「生産的活動」に対する融資

他のベンチャーキャピタル会社やカस्टディアン銀行とのJV契約の一部として投資を行うことができます。

ベンチャーキャピタルの事業活動は次のように定義されています。

- 新しい発明の促進
- 経営難にある創業間もない企業や事業家の育成
- MSMEと協同組合の発展
- 事業の発展または衰退段階にある企業または事業者個人の支援
- 事業の発展または衰退段階にある企業または事業者の事業承継
- プロジェクト開発と技術研究
- インドネシア国内外からの技術移転、技術開発
- 企業の所有権移転の支援

また、この規則は、ベンチャーキャピタル会社が以下を行うことを許可しています。

- 手数料ベースのサービス
- OJKの承認を得た「その他の事業活動」

ベンチャーキャピタル会社とその投資は、従来型またはシャリアとして構成できます。最低資本要件は次のとおりです。

- 従来型の有限責任会社: 500億ルピア
- 従来型の協同組合または有限責任事業組合: 250億ルピア
- シャリア有限責任会社: 200億ルピア

- シャリア協同組合またはリミテッドパートナーシップ: 100億ルピア

この他、いくつかの投資のハードルをクリアする必要があります。

- 事業免許取得日から3年以内に株式または転換社債への投資が総投資額の15%以上であること
- 事業免許取得日から3年以内に投資資産(営業活動による債権を含む)が総資産の40%以上であること
- 払込資本に対する自己資本比率が30%以上であること

ベンチャーキャピタル活動を行うとする当事者は、OJKへベンチャーキャピタルライセンスを申請する必要があります。有限責任ベンチャーキャピタル会社の場合、外国株式保有比率は最大85%です。協同組合と有限責任事業組合は、インドネシア人のみの出資に制限されています。

## フィンテック融資

2016年12月29日、OJKは、情報技術ベースの貸付サービス(またはピアツーピア貸付)に関するRegulation No.77/POJK.01/2016を公表しました。

主なポイントは次のとおりです。

- 登録時の最低資本金は10億ルピア、ライセンス申請時の最低資本金は25億ルピア
- 外国人持株比率は最大85%
- 法定貸付限度額: 20億ルピア
- 借手はインドネシア人でなければなりません、貸手は外国人またはインドネシア人でも構いません。
- リスク管理、ガバナンス、およびITセキュリティの枠組みを整備する必要があります(ただし、具体的な実施ガイダンスは提供されていません)。

## 決済

2019年、インドネシア銀行は、インドネシアのデジタル経済と金融セクターの将来の成長のためのロードマップを設定するために、インドネシアの決済システムブループリント2025を発表しました。2020年12月、インドネシア銀行は、インドネシアの決済業界の新たな枠組みとして、決済システムに関するRegulation No.22/23/PBI/2020を施行しました。同Regulation No.23/2020は、次のような決済システム提供者の新しい概念を導入しています。

- 決済取引を促進する銀行およびノンバンク機関といった決済サービスプロバイダー(PSP)
- 資金移動のためのインフラを提供する決済システムインフラプロバイダー(PSIP)
- PSPおよびPSIPをサポートして決済システムサービスを組織する当事者(サポートプロバイダー)

Regulation No.23/2020の注目すべき規定は次のとおりです。

- PSPのライセンスに、すべての活動を行うことができるカテゴリ1から、送金サービスおよびインドネシア銀行が決定



するその他のサービスのみのみを提供できるカテゴリー3までの3つのカテゴリーに分類されます。各ライセンスカテゴリーの有効期間は、ライセンスカテゴリー、組織化されている活動、処理される資金源に基づいてインドネシア銀行によって決定されます。

2. ノンバンクの場合、PSPライセンスの申請には、少なくとも1名の取締役がインドネシア国内に居住していること、株式の15%以上をインドネシア国民/企業が所有していること、インドネシア国民/企業が議決権の51%以上を有していることなどの追加要件があります。
3. ノンバンクの場合、PSIPライセンスの申請に際して、インドネシア国民・企業が80%以上の株式を保有し、80%以上の議決権を保有することなどの追加要件があります。

2021年、インドネシア銀行はさらにPSPとPSIPを管理するための規則、すなわち、決済システムサービスプロバイダーに関するRegulation No.23/6/PBI/2021号と決済システム基盤プロバイダーに関するRegulation No.23/6/PBI/2021号を施行しました。

## 鉱業

### 鉱業法の最新情報: Law No.3/2020

2020年6月、インドネシア政府は、鉱物および石炭の採掘に関するLaw No.4/2009の改正に関するLaw No.3/2020を施行しました。このLaw No.3/2020は、インドネシアの鉱業における課題、特に鉱業事業ライセンス、採掘地域、加工・精製活動、および売却義務などに対するインドネシア政府の取り組みと見ることができます。

Law No.3/2020には、2009年の鉱業法に対するいくつかの重要な改正が含まれており、以下の側面に関するより詳細な規定があります。

#### 鉱物および石炭採掘における権限の変更

- ・ 州による鉱物および石炭の管理は、中央政府によって実施されるものとする。その管理は、政策、規制、行政、管理、および監督を通じて実施されるものとする。
- ・ 鉱物および石炭の採掘を管理する中央政府は、とりわけ以下の権限を与えられています。
  - 国家鉱物および石炭管理計画、国家鉱物および石炭政策、法律および規制、国家規範、ガイドラインおよび基準を規定します。
  - 州政府が決定した後、鉱区を決定し、金属鉱物、石炭、非金属鉱物、および岩石の鉱業許可区域 (Wilayah Izin Usaha PertambanganまたはWIUP) を決定します。
  - 特別鉱業許可区域 (Wilayah Izin Usaha Pertambangan KhususまたはWIUPK) を決定します。
  - 事業許可証の発行、事業許可証保有者が行う鉱物・石炭採掘事業活動の指導・監督します。
  - 生産、監督、利用、保全の方針、協力、パートナーシップ、コミュニティの能力向上政策を規定します。

#### 新しいライセンス形態

Law No.3/2020では、いくつかの新しいライセンス形態について言及しています。

- ・ 契約/協定業務の継続としての特別鉱業事業許可 (Izin Usaha Pertambangan Khusus sebagai Kelanjutan Operasi Kontrak/Perjanjian)
- ・ 販売のための鉱業事業許可 (Izin Usaha Pertambangan untuk Penjualan)
- ・ 輸送・販売許可 (Izin Pengangkutan dan Penjualan)
- ・ 岩石鉱業許可書 (Surat Izin Penambangan BatuanまたはSIPB)
- ・ 譲渡許可 (Izin Penugasan)

Law No.3/2020では、2009年の鉱業法およびその施行規則の下では以前に規制されていた以下の許可については言及されていません。

- ・ 加工・精錬のための特別生産鉱業事業許可 (Izin Usaha Pertambangan Operasi Produksi Khusus Untuk Pengolahan dan/atau Pemurnian)
- ・ 輸送及び/又は販売のための特別生産事業鉱業許可 (Izin Usaha Pertambangan Operasi Produksi Khusus Untuk Pengangkutan dan/atau Penjualan)

#### 探鉱採掘活動の最小面積

Law No.3/2020は、金属鉱物探査または非金属鉱物探査のための探査活動の最小面積を規定していません。以前、2009年の鉱業法では、金属鉱物探掘事業許可区域では5,000ヘクタール、非金属鉱物鉱業事業許可区域では500ヘクタール以上の探査面積が規定されていました。

#### 鉱業事業契約および石炭鉱業事業契約への継続作業

Law No.3/2020には、鉱業事業契約 (COW) および石炭鉱業事業契約 (CCOW) の継続に確実性を与える規定が含まれています。この新法に基づき、COWとCCOWの保有者は、契約/協定業務の継続として、特別鉱業事業許可という形で延長が保証されます。

#### 鉱業許可の譲渡

鉱業事業許可 (IUP: Izin Usaha Pertambangan) や特別鉱業事業許可 (IUPK: Izin Usaha Pertambangan Khusus) の譲渡は、IUP/IUPKの保有者が51%以上の株式を保有していない企業に対してのみ、MEMRからの承認があれば許可されるものです。IUPまたはIUPKの保有者が一定の要件を満たした場合に承認されます。

- a. 保有者が、資源および埋蔵量データの入手可能性によって証明される探鉱を完了していること
- b. 管理、技術、財務の各要件を満たしていること

#### 鉱業法の最新情報: Law No.11/2020 (オムニバス法)

オムニバス法では、ロイヤリティに関する新たな規定が導入されました。この法律では、鉱物資源や石炭資源の付加価値を高める事業を行う事業主は、ロイヤリティの関税を0%にすることができるとしています。この新しいインセンティブに関する詳細は、政府規則がまだ対応していません。

その他、オムニバス法では、以下のような重要な変更点が規定されています。

- ・ 新事業許可を導入し、Perizinan Berusahaと呼ばれる単一の事業許可に統合



- ・ 鉱業活動のための事業許可の統合。現在、中央政府が発行する事業識別番号、標準証明書、特定ライセンスからなるNIBがあります。
- ・ 林業に関するLaw No.41/1999を改正し、森林地域内で実施される鉱業活動に対する林業許可要件の緩和
- ・ 石炭製品の国内販売に対する付加価値税(VAT)の賦課。石炭採掘会社はVATの登録が必要となり、国内販売に対して10%のVATを徴収する必要があります。

また、新鉱業法では、鉱山操業期間の延長を保証しています。新鉱業法におけるこのような延長の効果は、2020年から2025年の間に鉱業契約の期限が切れる予定のインドネシア最大の石炭採掘業者のいくつかが、事実上操業を継続することを保証するものです。

さらに、同法は刑事罰も導入しており、住民鉱業許可(Izin Pertambangan Rakyat)および岩石鉱業許可書(Surat Izin Penambang Batuan)の保有者の鉱山事業活動を阻止または妨害した者は、最高1年の懲役および最高1億ルピアの罰金を科される可能性があります。

### その他の産業

工業用地林業、天然木林業、ラタン材林業など、特定の活動のためにインドネシア企業に森林伐採権が付与されています。多くの林業活動は、国内企業が所有するものに限定されています。

その他、外資規制が各省庁の省令や政令などを通じて、程度の差こそあれ管理されている業界には、海運、建設、港湾、通信、医療・医薬、農園などがあります。

Law No.39/2014、通称「植林法」は、時代遅れとされた2004年の既存の枠組みに代わり、2014年10月より導入されました。

### 実現された外国直接投資の合計:2016-2021

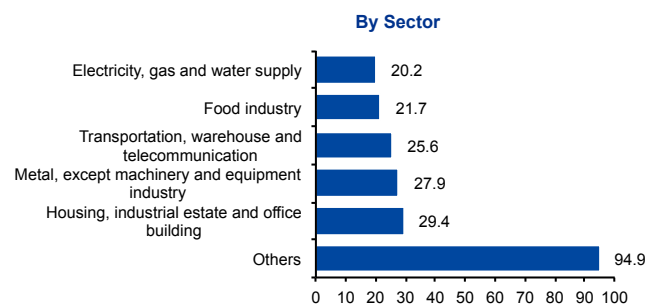


外資系投資法、ネガティブリスト、その他の規制、省令、特定の業法など、外資系投資を規制する可能性のあるものを扱うには、専門家のアドバイスとサポートがなければ危険が伴います。

その好例が海運業で、以下の一部または全部(分野によって異なる)を考慮する必要があります。

- ・ 海運業に関するLaw No.17/2008(一部改正され、オムニバス法として議論されている)
- ・ 水上輸送に関するGR No.20/2010の修正に関するGR No.22/2011
- ・ 商品先物取引に関するGR No.9/1999、海上輸送の実施と利用に関するDecree No.33/2001
- ・ 金融機関に関するPresidential Decree No.61/1988
- ・ Presidential Instruction No.5/2005 全国帆船産業の強化および運輸省の規則について
- ・ カボタージュの原則を適用するRegulation No.71/2005
- ・ Regulation of Minister of Transportation No.93/2013「海上輸送の運営及び事業に関する規則」では、49%:51%のJV会社がライセンス要件を満たすために所有する必要がある船舶の種類に制限を設けています。

石油・ガス上流部門、銀行、ノンバンク、保険、マイクロビジネスへの投資は除外されています。最近の政府の政策発表では、教育システムの欠陥に対応するための職業訓練プログラムへの投資を通じて人材不足を改善し、インフラ整備を促進し、汚職を指摘することで一貫しているように見えます。





国内直接投資				外国直接投資			
NO.	セクター	投資 (億ルピア)	プロジェクト	NO.	セクター	投資(百万 米ドル)	プロジェクト
1	住宅、工業団地、オフィスビル	21,609.8	1,538	1	機械工業を除く金属	1,712.0	441
2	輸送、倉庫、電気通信	13,299.2	1,648	2	食品業界	968.3	886
3	電気、ガス、水道	11,470.5	551	3	輸送、倉庫、電気通信	843.4	336
4	食用作物、プランテーション、家畜	9,889.9	1,363	4	電気、ガス、水道	597.8	220
5	建設	9,562.8	3,083	5	車両およびその他の輸送業界	597.1	505
6	食品業界	7,614.5	1,948	6	住宅、工業団地、オフィスビル	535.8	497
7	ホテルとレストラン	5,733.6	2,767	7	鉱業	508.8	274
8	貿易と賠償	4,887.8	16,744	8	化学および製薬業界	493.8	578
9	鉱業	4,578.2	648	9	食用作物、プランテーション、家畜	276.6	457
10	非金属鉱物産業	4,216.5	314	10	その他のサービス	236.5	1,909
11	その他のサービス	3,689.5	4,627	11	機械、電子、医療機器、精密、光学、時計業界	225.6	539
12	紙および印刷業界	3,101.6	369	12	紙および印刷業界	123.5	183
13	機械工業を除く金属	2,863.2	448	13	織物産業	98.0	429
14	化学および製薬業界	2,238.3	727	14	非金属鉱物産業	84.9	124
15	ゴム、ゴム、プラスチックベースの商品産業	1,226.8	555	15	貿易と賠償	77.1	2,761
16	織物産業	813.3	387	16	ホテルとレストラン	75.9	1,440
17	車両およびその他の輸送業界	472.0	190	17	皮革製品および靴産業	74.9	149
18	その他の産業	204.5	439	18	ゴム、ゴム、プラスチックベースの商品産業	59.1	438
19	水産	191.4	170	19	その他の産業	25.0	393
20	林業	133.5	104	20	林業	16.9	44
21	皮革製品および靴産業	115.0	125	21	木材産業	11.2	196
22	木材産業	56.5	304	22	建設	5.3	156
23	機械、電子、医療機器、精密、光学、時計業界	49.0	285	23	水産	5.2	55
合計		108,017.3	39,334	合計		7,652.8	13,010

BKPMによると、2021年の第1四半期の国内直接投資実現額は、2020年の同期と比較してマイナス4.2%、投資実現額としては112.7兆ルピアから108兆ルピアへと鈍化しました。2021年第1四半期の外国直接投資実現額は、2020年同期と比較して98兆ルピアから14%増加し、111.7兆ルピアでした。上位5つの主要拠点に基づく国内直接投資の実績は次のとおりです。西ジャワ州(16兆ルピア)、東ジャワ州(10兆ルピア)、ジャカルタ特別州(8.7兆ルピア)、中部ジャワ州(8.4兆ルピア)、バンテン州(7兆ルピア)。また、上位5つの主要な拠点に基づく外国直接投資の実績は次のとおりです。

西ジャワ州(14億米ドル)、ジャカルタ特別州(10億米ドル)、中部スラウェシ州(6億米ドル)、リアウ州(6億米ドル)、南東スラウェシ州(5億米ドル)。

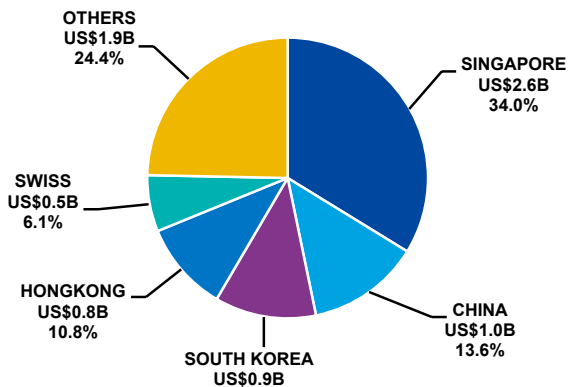
2021年1月～3月の地域別投資実績は以下のとおりです。

- ・ スマトラでは、52.4兆ルピア(23.8%)に相当し、31.6兆ルピアの国内直接投資と14億米ドルの外国直接投資で構成されています。
- ・ ジャワは105.3兆ルピア(47.9%)に相当し、50.8兆ルピアの国内直接投資と37億米ドルの外国直接投資で構成されています。
- ・ カリマンタンでは、13.6兆ルピア(6.2%)で、10兆ルピアの国内直接投資と2億米ドルの外国直接投資で構成されています。
- ・ スラウェシでは、27.3兆ルピア(12.4%)で、8.8兆ルピアの国内直接投資と13億米ドルの外国直接投資で構成されています。
- ・ バリとヌサテンガラでは、7.6兆ルピア(3.5%)に相当し、5.2兆ルピアの国内直接投資と2億米ドルの外国直接投資で構成されています。
- ・ マルクとパプアでは、13.5兆ルピア(6.2%)に相当し、1.7兆ルピアの国内直接投資と8億米ドルの外国直接投資で構成されています。

石油・ガスの上流産業への投資環境は、ここしばらくの間、様々な国の投資リスクや動きの速い様々な規制・政策変更によって悪影響を受け続けています。これには、MEMR Decree No.11/2017や、MEMR Decree No.8/2017による交換費用回収スキームの導入が含まれます。また、政府はすべての石油・ガス会社に対し、上流鉱区の10%の参加権益を地方政府に提供することを義務付けました。上流部門への投資は、世界的な原油価格の低迷の中、大規模かつ長期的で、多額の設備投資を伴うものです。



Jan-Mar 2021



「トップ5」以外の国は、米国、EU、日本、マレーシア、台湾とオーストラリアです。報告された資本流入は、これが他の国からの投資、またはインドネシアの資本流入の「ラウンドトリップ」であるため、歪んでいます。

長年にわたり、インドネシア国内投資家だけでなく、多くの国からの外国人投資家も、インドネシアに地理的に近いことを含め、税制上の理由やその他の理由で、シンガポールのグループ持株会社またはその他の事業体を通じて取引を行うことが一般的でした。このため、シンガポールの外国投資額ランキングの上位には、ある程度の歪みが生じています。

現在、日本からの資金流入は、鉄鋼や化学(プラスチック)などの上流産業に向けられており、これらは自動車産業の原材料であることが関係しています。日本の自動車関連投資は引き続き堅調です。新たに対象となる国内産業には、食品および飲料、物流、情報技術、小売セクターが含まれます。

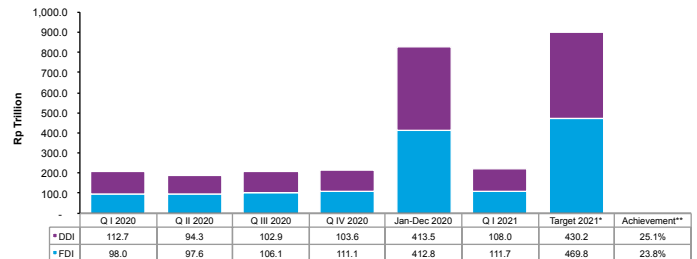
日本国内の組織的な、および買収による成長機会はしばらくの間縮小しているため、日本企業は海外でのビジネス拡大の機会を積極的に探しています。日本人は新興市場をよく理解しており、インドネシア、タイ、ベトナムなどの東南アジア諸国では、日本人が一般的に中国よりも好感を得ています。

インドネシアへの中国投資の実現について、BKPMが2021年1月25日に開催した2020年第4四半期の投資実現に関するパネールでの記者会見で述べたように、中国はインドネシアにおける第2位の外国投資家で、2020年の投資実現額は48億ドルに達し、2019年の投資実現額47億ドルから増加しました。この数字には、2020年に再びインドネシアへの最大の外国投資家として3位にランクインした香港の投資実現は含まれておらず、その金額は35億米ドルと、前年の29億米ドルから増加しています。この値は、2016年以降、毎年増加を続けている中国の対インドネシア投資の実現と一致します。また、中国の複数の大口投資家が新エネルギーへの投資を表明しており、実現すれば、インドネシアが世界の電気自動車開発産業に貢献する上で重要な役割を果たすことになるでしょう。BKPMは、日本、韓国デスクに加え、中国デスクを設置する計画を発表しました。KPMGは、インドネシアへの投資が最も活発なのはこの3カ国であると見ていますが、最終的に他の国からの投資として組成・報告される可能性があります。

## 総投資構成

BKPMは、投資を外国直接投資、国内直接投資、および非直接投資(住宅や商業ビル、輸送、機械、重機などに対する外国および国内支出を含む)の3つのカテゴリーに分類しています。外国直接投資と国内直接投資はともに、以下の投資タイプで構成されます。

- ・ 合併と買収(M&A)
- ・ グリーンフィールド投資
- ・ 既存の生産能力増強(BKPMの承認と許認可が必要)



上記のように、第1四半期の投資実現に向けた重要なポイントは次のとおりです。

- ジャワ島以外での投資実現は、同期の2020年と比較して11.7%増加したこと
- 製造業では、金属、金属製品、非機械設備産業、食品産業、車両およびその他の輸送産業が投資実現の主要な要因となっていること
- スイスは、インドネシアへの外国直接投資の拠出国として初めて5位にランクインしたこと

2020年第4四半期と比較して、国内直接投資は2020年第4四半期の103.6兆ルピアから2021年の第1四半期の108.8兆ルピアへと4.2%の躍進を遂げました。一方、外国直接投資は2020年の第4四半期の98兆ルピアから2021年の第1四半期に111.7兆ルピアまで14%増加しました。外国直接投資の実現は2021年の第1四半期の実現額の50.8%を占めています。

2021年第1四半期に外国直接投資の実現が全体の50.8%を占めたことは、インドネシアの投資環境と可能性に対する世界の信頼を示しています。この成果は、特にCovid-19の大流行が今日も続いているときに、投資の成長を促すために私たちを支えてくれたすべての関係者のために、評価される必要があります。

外国人投資家には、市場参入に関していくつかの選択肢があります。

- ・ M&Aによる株式取得(過半数および少数派の買収)
- ・ M&Aによる資産買収取引または譲渡
- ・ PMA会社の設立によるグリーンフィールド投資
- ・ インドネシアの代理店や輸入業者との販売契約に基づくパートナーシップの締結



上記の各項目に関する利点、リスク、課題、機会、分析と考察は、本書の範囲外です。PMA会社、駐在員事務所、およびその他の一般的でない選択肢の設立手順については、第6章「事業構造と設立」の一部として取り上げています。

アジア通貨危機以降、2008年の世界金融危機に至るまでの数年間に蔓延した政治的不安定性と経済の不確実性、その他のカントリーリスクはほぼ消滅し、残る主なリスクは次のとおりです。

- ・ 外国投資およびその他の法律に関する規制リスク
- ・ 不明確で相反する法規制および法改正の遅れによる法的な不確実性。これは税制にも当てはまる。
- ・ 依然として大幅な改革を必要としている司法制度。インドネシアの裁判所で契約および合意に基づく権利を行使することは、外国またはインドネシアの投資家にとって好ましいルートではない(第2章「法制度の種類」を参照)。

さらに、他の一次および二次インフラの基盤となる道路など、長期的な持続的経済成長に不可欠な適切なインフラの不足は、国全体の発展を阻害し、コスト構造やインドネシア企業の国際競争力に悪影響を与え続けています。また、持続的な経済成長を維持するためには、教育や医療への投資も欠かせません。インドネシアの経済成長ストーリーが本格化したGFC以降、新たな主要カントリー投資リスクとして浮上したのが人的資本の不足であり、これがインドネシア企業の潜在能力の発揮を阻み、経済成長に対する重要な制約となる可能性があります。

これは、海外の高等教育戦略企業やプライベート・エクイティハウスによる投資の恩恵を受けるであろう第三次教育セクターの欠陥が原因です。また、急速な人口増加、貧困削減率の低下と貧困ライン以下で生活するインドネシア人の増加は、低所得層の国内消費を停滞させ、経済成長を抑制しています。

2013年にルピアが乱高下した後、2014年にかけて徐々に下落し、為替リスクにさらされたインドネシア企業の業績に悪影響を及ぼしたことから、為替リスクが潜在的なカントリーリスクとして再浮上しています。

汚職は政府機関やその他一部の分野で依然として蔓延していますが、多くの外国人投資家、特にインドネシアやアジアに長年に渡り進出している投資家は管理可能であると見ていることも珍しくありません。

ただし、海外腐敗行為防止法 (FCPA) や英国贈収賄防止法 (UKBA) を正式に遵守する必要がある場合は例外となる可能性があります (ただし、その場合でも不利な発見があれば是正措置がとられる可能性があります)。インドネシアでは「物事を成し遂げる」ために日常業務の一部となる一般的な慣行と考えられていることが、欧米の先進市場ではコーポレートガバナンスの基準に通用しないかもしれません。最近の政府による汚職撲滅への努力は広く賞賛されています。しかし、様々な規制当局によって管理されている無数のインドネシア国内の贈収賄防止法や汚職防止法、規制、政令が、対応するFCPAやUKBAよりも実際に厳しいというのは、少し皮肉な話です。

非競争的な労働法は、特に労働集約度の高い産業で事業を行う雇用主にとって課題となります。雇用創出に関する改正オムニバス法および労働に関するLaw No.13/2003は、非自発的解雇の可能性と退職手当の分野で雇用主に厳しい義務を課していません。第9章を参照してください。

外国人投資家からの一般的な苦情や改革要求は、主に「現場」に存在する日々の問題に関連しており、BKPMもこの状況を認めています。

- ・ 複雑で不明確な税制と手続き
- ・ 輸入品の異なる取扱メカニズムと通関の長期化
- ・ 複雑な(6か月)労働許可手続き
- ・ 規則や規制の予測不可能性

### プラクティカルインサイト

インドネシアでは、外資の投資意欲が旺盛な一方で、投資対象や案件が相対的に不足しています。様々な理由から、ディールの組成、実行、完了は、海外投資家、国内投資家ともに、取引サイクル全体にわたって大きな課題を抱えています。持続的な投資意欲と取引活動は、高い取引実行リスクを伴い、それが不安定な外国直接投資の流入につながっています。

取引やデューデリジェンスのスケジュールが当初から遅れることはよくあり、取引が消滅または中止される割合は高いです。その理由として、過剰なプライシングやプライシングのミスマッチ、取引ストラクチャーの複雑さ、その他の「ディール・ブレイカー」やデューデリジェンスで見つかった欠陥が挙げられます。

あらゆる課題とフラストレーションにもかかわらず、適切な現地のインドネシアのパートナー、適切な価格で適切な「ベネフィット」ターゲットを見つけることによって上手いく外国人投資家にとっては、多国籍企業のインドネシアの投資は、東南アジアで最も収益性の高い、最良の投資先となることも珍しくない話です。

多くのグローバルおよびローカルのプライベートエクイティ企業、外資系戦略企業、および様々な国の国際商社 (特に日本と韓国が顕著) は、インドネシアを東南アジアにおける望ましい外国直接投資先「トップ3」の1つとして優先しています。また、多くの政府が、インドネシアを自国の優先投資先であることを公に示しています。

GFC以降、国際的な大手プライベートエクイティハウスは中国やインドの投資環境は難しく、分かりづらく、価格も高いことから、東南アジアの方が外国資本にとって良い機会や競争が少ないと判断し、これらの国から目をそらし始めています。現地のプライベートエクイティハウスは、長年にわたって程度の差こそあれ、積極的に活動してきました。

これまでの「売却意欲」の障壁は、しばしば大規模な多角的グループ内でようやく緩和され始めている可能性があります。海外留学やビジネス経験から戻ってきた子供たちは、一般的に彼らの親よりも親しみやすく商業的であり、適切な海外投資家と提携することで、競争の激しいインドネシア国内の環境で事業を展開する企業に、規模や専門知識、新しい顧客プラットフォームなどの価値をもたらす、企業の存続を支える知識をもたらします。



アジアの企業は、グローバルな規模、専門知識、技術を習得する必要性から、取引機会の識別に大きな意欲を示しています。インドネシアの協力企業も例外ではなく、適切な外国人投資家としては、目に見える形でより多くの機会が開かれています。

結論として、この新興国かつの高成長の市場で投資やビジネスを行うことにはリスクと課題があり、欧米やアジアの先進国市場と比較して、インドネシアはビジネスを行う上で難しい国であり続けています。





しかし、成功裏に計画され実行された投資は、非常に大きな見返りをもたらす可能性があります。外国人投資家はもちろん、その国の投資リスクプロファイルを投資モデルや意思決定方針全体に取り入れています。

インドネシアも例外ではありません。インドネシアへの投資を成功させ、急速に拡大する大規模な人口と目覚ましい経済成長の恩恵を享受するためには、ある程度のリスク許容度を持つことがベースとなります。









# 事業構造と 設立

## 会社法

会社の法的枠組みの規定として、1995年に会社法が制定されました。これ以前は、事業関連はインドネシア商法およびインドネシア民法の規定によって規制されていました。これらは1世紀前のオランダ植民地法に基づいて作成されました。1995年に制定された会社法は、2007年8月に有限責任会社に関するLaw No.40/2007の制定により改正されました。

## 事業体

インドネシアで事業を行うことができる事業体には、いくつかの法的形態があります。

- ・ 個人事業主: 個人事業主は無制限の責任を負います。
- ・ 無限責任組合 (FAまたはFirma): パートナーには連帯責任があります。
- ・ 有限責任組合 (CV): 事業に出資するが業務に関与しないパートナーは資本拠出の範囲で責任を負いますが、業務を行うパートナーは無制限の責任を負います。
- ・ 国有企業 (BUMNまたはSOE): 政府が所有し、資金を国に依存している企業。
- ・ 外国法人の支店: 外国企業は銀行業、石油事業の上流産業及びガス事業を除き、現地で設立した支店を通じてインドネシアで事業を行うことはできません。
- ・ 有限責任会社 (PT): 株主の責任は限られています。

上述のとおり、投資法およびBKPMの規則および規制の要件に従う外国人株主のいるPTは外国資本企業 (PMA) として取り扱われ、国内投資企業 (PMDN) として扱われます。「PT Biasa」とは、MOTが管理するインドネシアの民間企業に付けられた用語であり、外国投資に直接関係しない企業となります。BKPMによって規定された税関のマスターリストにはPMAおよびPMDN企業による初期投資および投資拡大のための機械および設備の輸入に対する関税の軽減およびインセンティブが記載されています。

外国からの投資の場合、PMA会社は投資法で許可されている唯一の形態です。ただし、外国人は直接投資以外の方法で影響力を持っている可能性があり、これについてはこの章の後半で説明します。



## 公正証書、認可および払込資本

公正証書には、法務人権省(MOLHR)の承認が必要です。これにより、設立に関する規定が会社法またはその他の法律、規制、およびポリシーと矛盾していないことを確認する必要があります。MOLHRは、承認要件を簡素化するために、公正証書の標準フォームを発行しました。

設立時に授權資本の25%以上の払い込みが必要であり、事業許可を取得する前に全ての発行済み株式にかかる全額が支払われる必要があります。会社法では、最低授權資本を次のように定められています。

オムニバス法の施行に伴い、最低授權資本である5,000万ルピアの要件が削除されました。オムニバス法では、PTの授權資本の額は会社の創設者の合意に基づくものとするを規定しています。この要件は、GRIによってさらに具体化されることになります。

弁護士または公証人による公正証書のドラフト作成は可能であり、公証人は必要な承認と登録を行います。

PTに関連する規定は、公証人によって登録された公正証書における定款(AoA)に含まれています。証書に含まれるAoAに記載される事項は、以下のとおりです。

- ・ 株主の権利と義務
- ・ コミサリスと取締役の権利と義務
- ・ 会社名、その目的、期間、居住地
- ・ 授權資本と株式への分割
- ・ 創業者が取得した株式数
- ・ 配当

## 投資価値

現行の投資規制(BKPM Regulation No.1/2020)に基づいて、PMAは以下の資本および投資価値の要件を満たす必要があります。

- ・ 関連するプロジェクトの場所ごとのインドネシアの標準産業分類(KBLI)の事業部門ごとに、土地と建物を除いた総投資額は100億ルピアを超える必要があります。
- ・ 発行済み資本の金額は、関連する払込資本と同等である必要があり、少なくとも25億ルピアに達する必要があります。
- ・ 株式所有率は、株式の名目価値に基づいて計算する必要があります。

## 株主、取締役および従業員

PTは100%の外国人所有がPMAとして認可されていた場合でも設立時に2人の株主が必要でした。しかし、この要件はオムニバス法により改定されました。オムニバス法では、最低2人の株主要件が免除される新しいタイプのPTを追加しています。新しいタイプのPTは、地域所有の企業、村所有の企業、および小規模零細事業の基準を満たす企業に適用されます。そのため、事業が小規模零細事業に分類される場合、個人がPTの形式で単一株主の法人を設立することが許可されています。PTが小規模零細事業の基準を満たさなくなった場合は、適用される規制の下で通常のタイプのPTとして再分類する必要があります。

Investment Law Article 33では、有限責任会社への投資を行う際の議決権のない候補者の取り決めを明示的に禁止しています。有限責任会社の株式所有権を他の当事者のために、または他の当事者のために提供することを規定する契約や取り決めは無効です。実務上、実際の外国人所有者とインドネシアの地元の推薦された株主との関係が崩壊した場合、外国人投資家は法的強制力のある権利に関して事実上「何も持っていない」状況です。このような候補者との取り決めは、インドネシアでは珍しいことではありません。

会社には1人または複数の取締役を持つことができますが、そのうちの1人は代表取締役社長でなければなりません。取締役会(BOD)は、日常業務を監督します。取締役は通常、その会社または関連当事者、及びグループ会社の正社員です。会社法では、会社にはコミサリスによる監査役会(BOC)も必要です。これらは、取締役の活動を監督する非常勤役員です。BOCは会社のコーポレートガバナンスの側面とBODの監督の役割を持っています。特定の状況下において、BODのすべてのメンバーが解雇された場合、または何らかの理由で稼働可能なBODのメンバーがいない場合、一時的にいくつかの実務機能を担うことがあります。

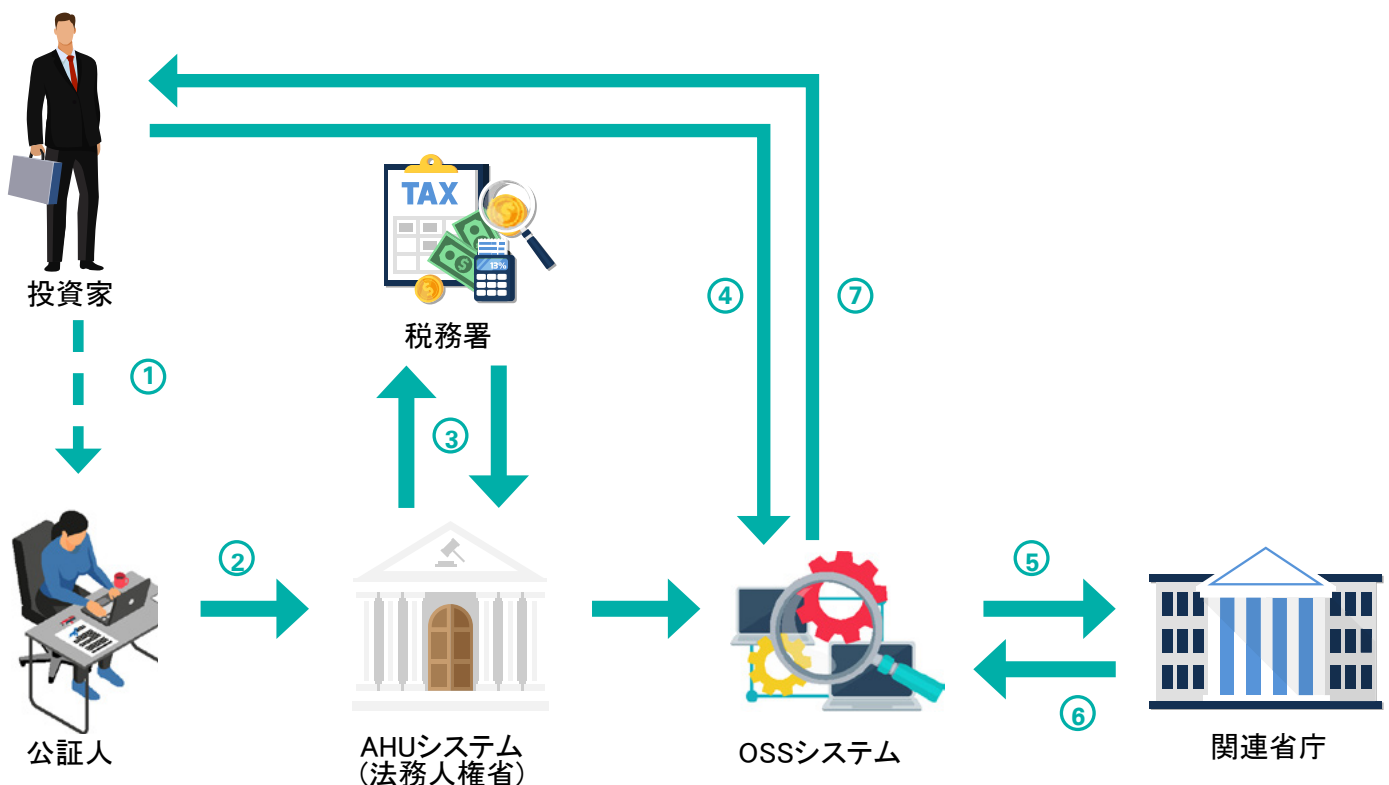
最小要件としては、1人のBODと1人のBOCであり、これらを同じ人にすることはできません。取締役及びコミサリスが外国人またはインドネシア人である可能性があります。BODおよびBOCにおける外国人およびインドネシア人の構成については業界によっては固有の要件があります。



## PMAの設立および申請手続

プロジェクトの性質と投資の規模の決定後、BKPMに登録する必要があります。過去を振り返りますと、登録にはBKPM、MOLHR、インドネシア税務署(ITO)、また特定の業界を規制する関連省庁に提出する必要がありましたので、設立には通常3~4か月かかっていました。2019年8月以降、BKPMに窓口が集約されたことで、ビジネスおよび投資申請の手続が簡素化され、OSSと呼ばれるシステムの使用により、ビジネス申請の追跡および承認プロセス全体が管理されています。

OSSシステムを利用するためには、申請者は、事業許可登録の管理を担当するOSSシステムを介して申請書を提出することによってアクセス権を取得する必要があります。OSSシステムを使用したビジネスアプリケーションプロセスのワークフローを以下に示します。



Step	Process
1	公証人による公正証書の作成において、公証人は定款(AoA)の作成の前にインタビューを行う必要があります。
2	公証人は、AHUシステムを使用して法務人権省(MOLHR)への登録プロセスを進め、法人設立の承認を取得します。
3	AHUシステムはITOと連携し、自動承認された納税者番号(Nomor Pokok Wajib PajakまたはNPWP)を生成し、関連するすべてのデータ(定款、法務人権省の承認、および納税者番号)をOSSシステムに転送します。
4	投資家はOSSシステムに登録してアカウントを有効にし、アクセス権を取得し、事業基本番号(NIB)を取得するための追加情報を提供します。
5	OSSは、事業許可および/または営業許可(izin usahaおよび/またはizin operasional)を処理するために、発行されたNIBを関係する省庁/政府機関に転送します。
6	事業許可/営業許可は、それぞれの省庁/政府機関によって発行されます。
7	OSSを通じて、申請の状況と、関連省庁/政府機関によって事業許可/営業許可が付与されているかどうか申請者に通知されます。



## リスクベースのビジネスライセンス

オムニバス法は、インドネシアのビジネスライセンス要件をさらに簡素化することを目的として、リスクベースアプローチ等新しいビジネスライセンスアプローチを導入しました。

リスクベースアプローチでは、各事業に必要なライセンスと承認数は、事業が生み出す可能性のある危険度合いと事業によってもたらされるリスクによって決定される事業リスクレベルに基づきます。健康面、安全面、環境面、および資源の側面を考慮に入れることにより、オムニバス法はビジネスリスクを3つのカテゴリーに分類します。

### a 低リスクの事業活動

NIBを取得するのみで事業活動の開始が可能です。NIBは、事業活動を行うための登録証明となります。

### b 中リスクの事業活動

当該カテゴリーは、低リスクの事業活動と比較的高いリスクの事業活動で構成されています。低リスクのカテゴリーに該当する企業は、NIBとビジネススタンダードの遂行に関する声明書を提出する必要があります。一方、比較的高いリスクカテゴリーの企業は、NIBを提供し、中央政府または地方政府からビジネススタンダード証明書を取得する必要があります。

### c 高リスクの事業活動

リスクの高い事業活動に分類される事業活動は、NIBと、事業者が事業活動を行うために中央政府または地方政府によって発行された承認/許可の形でライセンスを取得する必要があります。事業活動を行う前に、許可を取得する必要があります。

リスクベースの事業許可の実施規制および事業活動の監督については、付録2を参照してください。

## ライセンスと許可

OSSシステムは、関連省庁で管理されているさまざまなシステムと統合されています。OSSシステムに統合されているライセンス及び許可には、次のものが含まれます。

1) NIBは、特定の産業を規制する関連省庁からの事業許可および営業許可を得る前の新規事業における最初のライセンスです。NIBは次の機能も担います。

- ・会社登録証(TDP)
- ・輸入業者番号(API)のインポート
- ・通関アクセス権
- ・雇用レポート義務に関する最初の報告
- ・医療保険(BPJS Kesehatan)および社会保険(BPJS Ketenagakerjaan)プログラムへの参加の証明

2) 特定の規制対象産業向けの事業許可および営業許可。基本的に、次の4つのタイプがあります。

- ・コミットメント義務なしのライセンス(タイプ1)、ビジネスライセンスはOSSシステムを介して発行されるとすぐに有効になります。
- ・技術要件のあるライセンス(タイプ2)。
- ・フィー要件のあるライセンス(タイプ3)。
- ・技術要件とフィー要件のあるライセンス(タイプ4)。

タイプ1のライセンス以外に、OSSシステムを介して発行されたビジネスライセンスは、関連要件を満たした時に有効になり、特定の業界を規制する関連省庁/政府機関によって検証されます。申請状況はOSSシステムで追跡できます(ビジネス申請プロセスのワークフローのステップ6を参照してください)。

これらのビジネスライセンスを申請すると、OSSシステムにより次のことが確認できます。

- ・コミットメントの遂行を評価するには、技術的な評価が必要です。関連省庁は、全ての事項が記入された申請書を受領してから5営業日以内に技術評価を実施する必要があります。それ以外の場合、事業の申請は承認されたと見なされます。
- ・コミットメントの遂行を評価するには、実地調査が必要です。コミットメントが遂行された場合、関連する省庁/政府機関は完全かつ正確な申請書を受け取ってから15営業日以内に実地調査を実施する必要があります。それ以外の場合、事業の申請は承認されたと見なされます。

承認通知は、OSSシステムを介して、またはOSSシステムに統合された関連省庁のシステムを介して、もしくはその両方から配信されます。

### ビジネスライセンス要件の簡素化

オムニバス法により事業者が事業を行う場所での許可を取得する必要がなくなりました。事業は、事業を行う場所における空間設備詳細計画(RDTR)に準拠していることを確認することのみ要求されます。事業を行う場所がRDTRに準拠している場合、ビジネスは事業を行う場所をOSSシステムに入力することのみ要求されます。オムニバス法はまた、建物建設承認、環境承認、および機能実現可能性証明(sertifikat laik fungsi)の手順を修正しています。





## 会計報告に関する要件

MOTが管理するPTの公的登録簿があり、毎年、企業には申告義務があります。企業は、国際財務報告基準(IFRS)を基礎としたインドネシア財務会計基準(SAK)に従って、会計記録を保持し、年次財務報告書を作成する必要があります。ただし、インドネシアには民間企業を検索できるシステムがなく、企業の申告義務が厳格に履行されていないため、民間企業のコンプライアンスレベルは低い状況であると想定されます。

OJKの監督下にある特定の事業体については、追加の規制報告要件と、会社のウェブサイトで年次報告書(監査済み財務諸表を含む)を公開するための要件があります

BODは、BOCが総会の承認後、年次報告書を提出する必要があります。会社の会計年度末から6か月以内に株主総会(GMS)総会を実施する必要があります。通常、会計年度末は暦年と同じです。ただし、OJKの監督下でない企業は、会計年度が異なる場合があります。設立証書が他の義務を課す場合があります。

会社法では、定款に準拠した年次および臨時の株主総会が義務付けられています。公正証書に別段の定めがない限り、株主は1株につき1議決権を保有し、決議にはシンプルに過半数の票が必要となります。会社法は、取締役が株主に代わって投票することを禁じています。株主の代理人となる取締役には議決権はありません。

税法では、帳簿をインドネシア語とルピア通貨で管理する必要があります。ただし、場合によっては、企業は他の言語および米ドル通貨で会計帳簿を作成するためにMOFIに許可を申請することができます。

PMAには、実在するオフィスの住所が必要となります。インドネシア当局はバーチャルオフィスを認めていません。

## 財務諸表、法定上の提出および監査義務

特定の規模を超える企業および外資系企業は、SAKIに従って年次法定財務諸表を作成する必要があります。

会社法、およびMOTによって発行された規則は、年次財務諸表の提出に関する要件を定めています。

Company Law Article 68に基づき、資産および/または売上高が500億ルピアを超える民間企業の財務諸表を監査する必要があります。会社法では、年次株主総会において外部監査人の選任をする必要があります。

年次財務諸表の提出に関するMOT Regulation No.25/2020は、以下のすべての企業に義務付けています。

- ・ 上場企業
- ・ 一般からの資金の蓄積に関与する企業(銀行や保険会社など)
- ・ 債券を発行する会社
- ・ 資産が250億ルピア以上の企業
- ・ 銀行から財務諸表の監査を要求されている銀行債務者
- ・ インドネシアに本拠地を置き、事業を行っている外国企業。これには、支店、子会社、および契約を締結する権限を持つ企業の代理人および代表者が含まれます。
- ・ 国有企業

企業の会計年度末から6か月以内に年次監査済み財務諸表をMOTに提出することが義務付けられています。年次の監査済み財務諸表は、OSSシステムに統合されているライセンス情報システム(SIPT)を介してオンラインで提出されます。国内貿易総局は、提出後5日以内に年次財務諸表提出に関する受領書を発行します。以前は、会社は年次財務諸表をMOTの事業開発および会社登録局に物理的に提出する必要がありました。



さらに、MOT Regulation No.25/2020は、他の政府機関が要求する年次財務諸表の提出も認めています。したがって、会社が年次財務諸表を以下に提出した場合、会社は年次監査済み財務諸表を提出したと見なされます。

(i) 規制当局、(ii) 財務報告の提出を規制する当局、(iii) 国有企業大臣、および/または (iv) MOF

## 有限責任の喪失

会社法は、会社が有限責任の地位を維持するために少なくとも2人の株主を持たなければならないと規定しています。会社の株主が1人だけで、この状況が6か月以上続く場合、その株主は会社の責任と損失の責任を負い、会社を解散する必要があります。

## 外国投資においてPMAを設立する以外のオプション

### 背景

第5章では、インドネシア人ではない、外国人に開かれたセクターへの投資の承認を求める機会について議論してきました。外国人は、PMA以外の事業体を通じてインドネシアでビジネスを行うこともできます。これらのオプションを以下に示します。

### 駐在員事務所

駐在員事務所を設置することにより、販売促進が出来ます。代表者は駐在員またはインドネシア国民の場合も考えられますが、通常、注文の受付、入札、輸入、輸出、契約の署名、配布などの直接的な事業活動を行うことは許可されていません。駐在員事務所の活動は、情報の発信と収集、地元の代理店や流通業者への支援の提供、およびマーケティングや販促活動に限定されています。

建設サービスに従事する外国企業の駐在員事務所には例外が適用されます。外国企業は、地元の建設会社とのジョイントオペレーション(JO)でインドネシアで建設サービスを一定期間において提供することを許可されています。

最近の動きとして、外国建設サービス事業体の認可に関するガイドラインに関する公共事業住宅省大臣 Circular Letter No.22/SE/M/2019は、外国投資建設会社と外国建設会社駐在員事務所に対して、建設事業免許の申請、延長または取消しに関する一般的な手続きおよび規定を明確に示しています。

その通達では、建設業免許の発行と延長はOSSシステムを通じて行われることを規定しています。外国建設事業がインドネシアの建設会社との協力で駐在員事務所が設立された場合、または外国事業がインドネシアの建設会社との合弁会社に法人を設立した場合、建設事業のライセンスは3年間有効となります。JVが3年ごとに少なくとも1つのプロジェクトに着手することを条件とします。

駐在員事務所の申請は、通常、BKPMに対して行われます。一部の外国人投資家は、当初は駐在員事務所を通じてインドネシア市場に参入し、その後、ビジネスチャンスが拡大するにつれて、取引活動を開始するためのPMAを設立することがあります。

税務上のPEが存在するため、インドネシアで課税されないグループ会社との取引が税務申告対象となる可能性またはリスクがあり、駐在員事務所の設立には注意が必要です。これについては、税務に関する第10章で詳しく説明します。

### 支店

石油・ガス部門と外国銀行の支店については、第5章で取り上げています。2003年以降、外国銀行の支店の免許は発行されていません。

### 代理店または卸売業

インドネシアで製品販売を行う外国企業は、通常、1つ以上のインドネシアの代理店または卸売業者を利用します。代理店または卸売業者は、外国企業の製品に精通している駐在員の雇用のために労働許可を申請することができます。

### 技術支援またはフランチャイズ契約

現地企業は、技術支援およびマネジメントサービスまたはサポートを行うために外国企業と契約を結ぶ場合があります。現地企業が外国人専門家を契約に基づいて雇用するのは一般的であり、フィーは合意されたメカニズムまたは構造に基づいて請求されます。

### 政府との契約

技術や専門知識が国内で利用できない場合、GOIは外国企業と契約を結ぶことができます。企業は通常、地元の請負業者と契約を結ぶか、下請け業者となる場合があります。当該契約により、同社はプロジェクトを実施する目的でインドネシアでのプレゼンスを確立することができます。

#### Sources:

- (1) KPMG Research and Intelligence
- (2) Law No. 40/2007 concerning Limited Liability Company
- (3) BKPM website: [www.bkpm.go.id](http://www.bkpm.go.id)
- (4) BKPM "Monitoring Investment Climate in Indonesia": Seminar 20 May 2015
- (5) Minister of Public Works and Housing. Circular Letter no 22/SE/M/2019
- (6) Ministry of Trade. Regulation no 25/2020











# 7 外国為替

## イントロダクション

インドネシア通貨のルピア (IDR) は自由に外貨に変換可能であり、またインドネシアでは外国為替および資金の本国送金に制限がありません。インドネシアは外国への、または外国からの外貨の移動を制限していませんが、投資資本の流入には承認が必要です。さらに、オンショア事業体とオフショアカウンターパーティ間のすべての外国為替取引はBIIに報告する必要があります。外国銀行、JV銀行と外国銀行、JV銀行と44の準備銀行が外国為替取引のライセンスを取得しています。

## 通貨法

インドネシア議会は、2011年6月に通貨に関するLaw No.7/2011 (通貨法) を可決し、インドネシアで行われるすべての国内取引にルピアの使用を義務付けました。2012年6月に発行される予定であった施行規則が施行されていないため、ほとんどの投資家、銀行、事業主は、法律の運用を現金取引に限定するMOFガイダンスノートに準拠していました。

2015年3月31日、PBI 17/2015が施行されました。これにより、インドネシア国内の幅広い取引についてルピアで取引する当事者を明示的に規定し、国際金融およびその他の商取引の免除に関する通貨法の不明瞭な点を明確にしています。

主な要件は次のとおりです。

- ・ 非現金 (2015年7月1日発効) および現金取引への適用
- ・ 支払額に加えて、「見積」価格についてもルピアでの記載が必要

免除規定には以下が含まれます。

- ・ 商品の輸出入を伴う国際貿易取引、および国境を越えて提供されるサービス (商品、サービス、専門家の人材を含む)
- ・ 国の予算、収入、および外国からの/への助成金に関連する特定の取引
- ・ 銀行の外貨貯蓄
- ・ 国際金融および貿易取引
- ・ 海外からまたは海外への助成金の受領または提供
- ・ 資本投資法および資金移動法に基づいて行われる外国為替取引
- ・ 戦略的インフラストラクチャープロジェクト
- ・ BIの承認に基づく、特定の限定的な免除



上記のいくつかの免除規定は、実際には幅広い解釈が行われる可能性があります。

通貨法は当初、事業に対して悪影響をもたらすことが懸念されました。国内取引はルピアで行われる必要があることが現在では当該法律の施行に伴い明確になりました。パジャジャラン大学とPBI No.17/2015の導入から約2年間で次のことが分かっています。

- ・ 居住者間の国内取引における外貨の使用の減少(1つのサンプルとして、38%の減少が示されました)
- ・ M1(現金および小切手預金)とM2(M1+貯蓄およびタイムデポジット、マネーマーケットアカウントおよび投資信託)の両方で流通しているルピアの量の増加
- ・ 紙幣・硬貨、デマンドデポジット、ルピア貯蓄の増加
- ・ ルピアのボラティリティの全体的な低下と経済的安定への貢献

#### 外国為替管理

インドネシアはオープンキャピタルアカウントを維持していますが、取引上の制限がいくつかあります。認可された銀行のみが外国為替取引を行えます。BIは、月額25,000米ドルを超える銀行を通じたルピアに対する外貨の購入をサポートするために、基礎となる取引の証拠の提出を要求しています。外国企業との外国為替取引を行う際には、特定の禁止事項と制限があります。これは、BI Regulation No.18/19/PBI/2016の下で規制されています。

外国企業とデリバティブ取引を行う商業銀行の取引金額の上限は100万米ドルです。この制限は、ルピアに対する外国為替の売買を含むすべての種類の取引を対象としています。ただし、これらの制限は、少なくとも3ヶ月続くインドネシアへの投資の枠組みで行われる取引がヘッジ目的で行われる場合は適用されません。

外国企業への外貨または国内通貨の貸付は、不動産セクターにおけるプロジェクトファイナンスのリードバンクとしてプライムバンク(特定の信用格付けの規定値を超える)を関与させるシンジケートローンの形態を必要とします。違反金額は、取引額の10%となります。

マネーロンダリング防止法(Law No.8/2010)に沿って、インドネシアは現金の金額に対する制限を強化しました。

国境を越えて1億ルピア以上を持ち出すには、BIからの事前の承認が必要であり、関税および物品税局長(DGCE)に報告する必要があります。

報告を怠った場合には、3億ルピアまでの10%の罰金が科せられる場合があります。1億ルピア以上を持ち込む人は、金額を申告する必要があります。BIの修正に関するBI Regulation No.20/2/PBI/2018の下で2017年5月5日付けで2018年3月8日から発効するRegulation No.19/7/PBI/2017では、銀行と認可された両替商のみが10億ルピアに相当する外貨紙幣を持ち込むことができます。

インドネシアの輸出業者は、輸出申告書の日付から90日以内に、オフショア銀行から国内銀行に輸出収益を本国に送金する必要があります。インドネシアへ送金された場合、輸出業者が輸出収益をオフショア銀行に再送金することについての制限はありません。BIはまた、借手がBIに登録されている国内銀行を通じて外貨借入を行うことを要求しています。これは、現金での借入、非回転ローン契約、および負債証券に適用されます。

#### デジタル通貨の影響

2019年2月8日、インドネシアの商品取引管理庁(BAPPEBTI)は、先物取引所での暗号資産の現物市場の実施に関する技術規定 Ministerial Regulation No.5/2019を発行しました。

この規制の下では、暗号通貨は、インドネシアの暗号通貨トレーダーが消費者保護、マネーロンダリング防止(AML)およびテロ資金供与防止(CFT)のリスク評価に準拠している場合、先物取引所でも取引される可能性のある商品の取引と見なされ、プラットフォームで取引されている暗号通貨の取引データを少なくとも5年間インドネシアのローカルサーバーで保持する必要があります。

No.5/2019の施行後、暗号資産の将来のフィジカルトレーダーは、BAPPEBTIに登録し、少なくとも1,000億ルピアの払込資本が必要です。

No.5/2019の改正に関するBAPPEBTI Ministerial Regulation No.9/2019によると、顧客、暗号資産のフィジカルトレーダーが必要です。

少なくとも500億ルピアの払込資本を持ち、そのうち少なくとも400億ルピアを銀行口座に維持する必要があります。暗号資産交換および暗号資産管理者は、管理者および受益者として含まれる当事者のリストをBAPPEBTIの責任者に報告する義務があります。

No.9/2019では、暗号資産のフィジカルトレーダーに、最低1名のBAPPEBTI 適正テストの合格者を求められています。取締役、コミッショナー、株主、さらに実質的所有者のいずれかになります。また、フィジカルトレーダーは2:1の負債比率を維持する必要があります。さらに、フィジカルトレーダーは現在、暗号資産の最大50%のみを自身のストレージに保持することが許可されており、残りは契約しているウォレットサービスプロバイダーに保存する必要があります。





承認された暗号資産のリストは、暗号資産の物理的市場での取引が許可されている暗号資産のリストの規定に関する2020年のBAPPEBTI Regulation No.7によると、インドネシアで合法的に取引できる合計229の暗号資産があります。

銀行および非銀行機関の両方のインドネシアのすべての決済システムオペレーターおよび金融テクノロジーオペレーターは、決済取引処理に関するBI Regulation No.18/40/PBI/2016および金融技術の提供に関するBI Regulation No.19/12/PBI/2017に基づき、仮想通貨を使用した取引の処理を禁止されています。

## 資本と利益の本国送金およびロイヤルティと手数料の送金

インドネシアとの間の資金の移動を制限する現在の外国為替規則はありませんが、特定の報告要件が存在します。送金会社は、年間貸借対照表と損益計算書とともに、ルピアの金額を記載した譲渡報告書をBIに提出する必要があります。

投資法は、外国人投資家に(元の通貨および投資時からのレートで)、現在のすべての税引後利益、特定のコスト、資産の減価償却、および(国有化の場合)補償を送金する権利を保証します。

特定の状況では、資本の本国送還についても兌換性が保証されます。

投資契約で別のレートが指定されていない限り、投資の売却による収益は、譲渡時の為替レートで送金されます。再投資された利益は、初期資本と同じ扱いを受けます。

## 貿易関連の支払いの制限

対外債務の輸出および撤回に由来する外国為替収入に関するBI Regulation No.13/20/PBI/2011によると、海外から得られた輸出支払いおよび貸付金は、インドネシアの銀行システムを通じてインドネシアで受け取られなければなりません。この規制は、輸出業者に収益の本国送還を強制し、ローンの収益が実際に国内に送金されるようにすることで、安定した外国為替の源泉を作り出すことを目的としていました。

規則では、輸出代金は輸出申告書(PEB)の日付から90日以内に国内銀行が受け取る必要があります。

外国為替を申告しない輸出業者は、輸出申告の1か月の登録に対して最高1億ルピアの、輸出の名目価値の0.5%の罰金の形で制裁の対象となる場合があります。これは、BI Regulation No.13/20/PBI/2011の改正であるBI Regulation No.16/20/PBI/2014に規定されています。

2019年1月10日に発効したGR No.1/2019は、インドネシアの天然資源会社が再循環のために輸出収益を国内の金融システムに返還することを要求しています。

主な目的は、国内の外国為替市場が非常に不安定な資本の流れに対処するのを支援することです。

これは、インドネシアの16番目の経済刺激策パッケージの一部です(投資、免税期間、および輸出収益)。輸出業者は、国内銀行の特別口座に預金するために輸出収益を本国に送金する必要があります。

輸出収益をルピアに変換することは義務ではなく、投資法に沿った外国借入、輸入およびその他の事業活動に外国為替収益を自由に使用することができます。預金の利息収入は、税金が低くなるか、まったく税金がかかりません。

GR No.1/2019は、鉱業、林業、プランテーション、および水産業のセクターで事業を行う輸出企業に適用されます。これらの企業は、純輸出企業であり、全体として総輸出収入の50%以上を占めます。純輸入業者は免除されます。



輸入支払いの場合、1億ルピアを超える金額は、BIが発行したフォームに記入する必要があります。インドネシアはいくつかの商品の輸入を阻止し、他の商品の輸入には特別な免許を必要とします。国内および外国貿易に関する第8章を参照してください。

## オフショアローンにおけるヘッジ規制と報告

オフショアローンのヘッジ要件は、ノンバンクによるオフショア借入の管理における健全性原則に関するNo.16/20/PBI/2014 (Reg. No.16/20)による規制の下で2014年後半に導入されました。

この規制の目的は、オフショア借入を行っているインドネシアの企業に、次の3つの主要な基準を満たすことを要求することでした。

- i)ヘッジ比率
- ii)流動比率
- iii)信用格付け

この規制は、インドネシアのオフショア企業の外貨建て債務の大幅な増加に対応して導入されたと理解されています。

その後まもなく、BIはRegulation No.16/21/PBI/2014を発行し、Reg. No.16/20は失効しました。また、Circular Letter No.116/24/DKEM/2014も発行しました。

No.16/21は、その根底にある Reg. No.16/20で定められている3つの原則を明確にしています。

- ・ 最小ヘッジ比率:外国為替債務が外国為替資産を超える場合、ヘッジは差額の25%をカバーする必要があります。
- ・ 満期が3か月未満の外国為替資産および負債に基づいて計算された70%の最低流動比率
- ・ BB-(または同等のもの)の最低信用格付け。関連当事者の信用格付けは、特定の条件下で使用できます。

政府および機関のインフラローンには免除があり、基準値を使って借り換え(制度的二国間または多国間保証ローンおよび貿易信用)。

この規則は2015年1月1日に発効し、2017年1月1日以降、企業の外貨ヘッジ商品はインドネシアの銀行から取得する必要があります。これはおそらく、現地の銀行が金融商品システムと商品の提供を行内で準備する時間を確保するためです。

外国活動の報告および非銀行機関の報告のためのオフショアローンの管理における健全性原則の適用に関するBI Regulation No.16/22/PBI/2014(Reg. No.16/22)には、2つの報告要件があります。

- ・ 外国為替活動レポート
- ・ 健全性原則レポート

コンプライアンス違反は、BI警告レターを含む行政処分を受ける可能性があります。

外貨資産には、現金、ギロ、銀行預金、売掛金、在庫、有価証券および買掛金、スワップおよびオプション契約が含まれ、会社の四半期貸借対照表に基づきます:

- ・ 売掛金は6か月以内に支払期日が到来し、返金不可であり、引当金控除後のものである必要があります。
- ・ 在庫は、前暦年に輸出からの収益が50%以上を占める企業の外貨資産としてのみ含めることができます。借手は、完成品の100%、仕掛品の50%、および原材料の25%を基礎となる計算に含める権利があります。機器や工具を含めることは許可されていません。
- ・ 先渡、スワップ、およびオプション契約に基づく買掛金は、BI適格基準を満たし、6か月以内に支払期日が到来する必要があります。さらに、関連する暦四半期より前に行われたヘッジ取引のみが外貨資産としてカウントされる場合があります。
- ・ 市場性のある有価証券は、真に流動的であり、現在の取引価格で認識されなければなりません。

外貨負債は広く定義されており、6か月以内に支払期日が到来するすべての外貨負債が含まれます。適切な補足文書がある場合は、「ロールオーバー」、「リボルビング」、または「リファイナンス」は特定の例外に該当します。

この計算またはポジションが100,000米ドル未満の場合、正味外貨負債(つまり、外貨資産を差し引いた後)をヘッジする必要がないことを規定する最小基準値があります。

### ヘッジ要件の例外:

米ドルで財務報告を記録し、以下の要件を満たすノンバンクのヘッジ(流動性ではない)要件の例外は下記のとおりです。

- ・ 前暦年の総収入の50%を超える輸出収入がある。
- ・ MOFから、財務諸表を米ドルで報告する許可を得ている。

### 信用格付けの要件

インドネシアの借手は、その持株会社または親会社によってローンが保証される場合、その持株会社または親会社の格付けに依存する可能性があります。または、新しく設立された会社の場合、商業活動を開始してから最大3年間、持株会社または親会社の格付けに依存する場合があります。借手または債権者が同様の証券の格付けに依存している場合、格付けは2年以内でなければなりません。許容可能なそれぞれの評価およびインドネシアの格付け機関(2020年現在)は次のとおりです。



Rating Institution	Rating
Standard & Poor's	BBB
Fitch Ratings	BBB
Moody's Investor Service	Baa2
Japan Credit Rating Agency	BBB+
Rating and Investment Information Inc.	BBB+
PT Pemeringkat Efek Indonesia (Pefindo)	BB-
Fitch Ratings Indonesia	BBB
Investment & Credit Rating Agency Indonesia	BB-

### 信用格付け要件の免除

ノンバンクへの以下のオフショアローンには免除があります。

- ・ ローンの借り換え（提供された残高が200万米ドル、またはローンの金額の5%を超えない場合）
- ・ 国際的な二国間または多国間機関が50%以上参加しているインフラローン
- ・ 中央および地方政府プロジェクトのためのインフラローン
- ・ 国際的な二国間または多国間機関によって保証されたローン
- ・ 貿易信用
- ・ その他の債務（ローン契約、債務証券、または貿易信用に基づかない債務、たとえば、保険金の支払い義務）。二国間機関は、外国政府、その中央銀行、自治公共団体、および公式の輸出信用機関として定義されています。

### その他の外国為替建て負債

BIは、2019年3月1日に、外貨におけるオフショア債務およびその他の銀行の義務に関するRegulation No.21/1/PBI/2019 (Reg. No.21/2019)を発行しました。Reg. No.21/2019には、外国為替建ての他の銀行負債が含まれており、オフショア債務を構成するものに詳細が追加されています。

オフショア債務には、ローン契約に基づく債務、債務証券（信用状、債券、商業書類を含む）、需要、時間および貯蓄預金、コールマネー、およびその他の形態の債務が含まれます。

外国為替建てのその他の銀行負債には、国内の外国為替建ての債券およびリスク参加契約が含まれます。リスク参加契約は次のことを行う必要があります。

- ・ 付与者としての銀行と参加者としての非居住者の間で実施されること
- ・ 非居住者によって資金提供される場合、資金の流れを伴うこと
- ・ 銀行から非居住者への請求の譲渡を伴わないこと（そうでなければオフショア債務として扱われる）

Reg. No.21/2019は、オフショア銀行の債務およびその他の外貨建て債務に関して、健全性基準を遵守しなければならないことを強調しています。適用される健全性基準は、債務または負債が短期であるか長期であるかによって異なります。

### 短期

銀行は、資本の30%の短期負債（または元の満期が1年以下に短縮された長期負債）の1日あたりの制限を遵守する必要があります。ただし、この制限には免除があります。以下を含みますがこれらに限定されません。

- ・ 緊急流動性ローン、または実業界に貸し付けられるローンに基づいて支配株主が負っている短期オフショア銀行債務
- ・ インドネシアでの投資活動のため、または投資の売却または売却に対応するために非居住者が保有するデマンドデポジット
- ・ 最低資本要件に関するOJK規制で言及されているように、銀行資本の注入に一時的に対応するために使用される非居住者が保有するデマンドデポジットまたはタイムデポジット

オフショア銀行のインドネシア支店は、運用資金をBIに通知し、運用資金の90%の最低日次運用資金残高を維持する必要があります。

### 長期

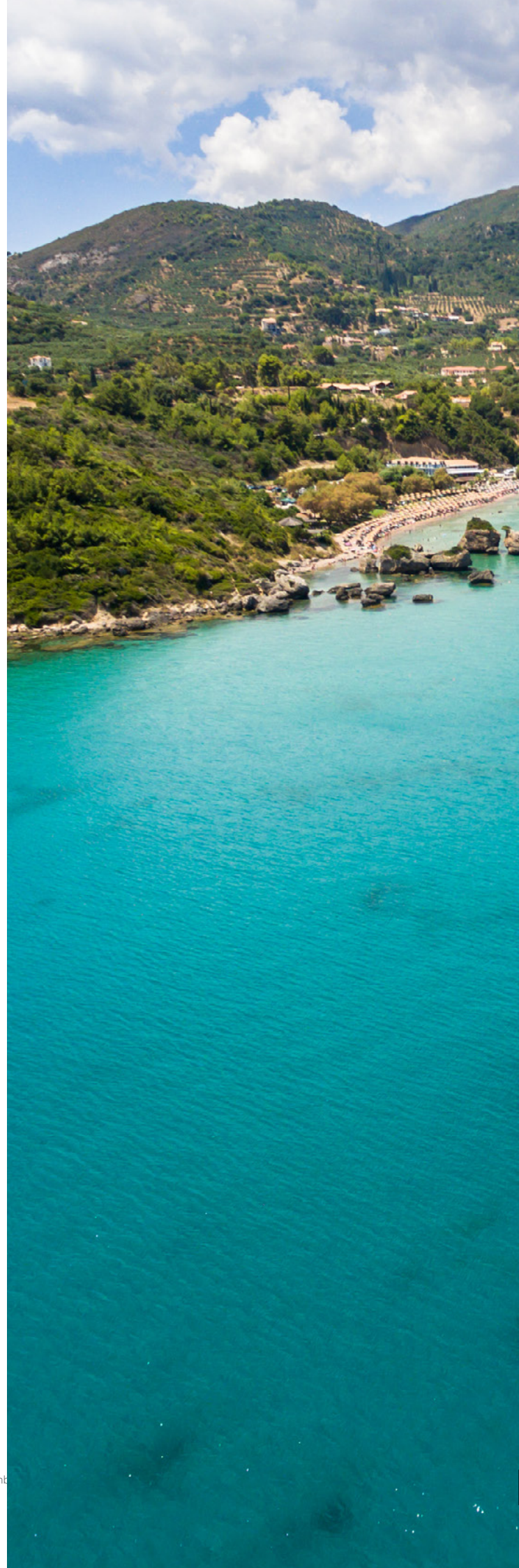
長期債務を負う予定の銀行は、銀行の差し迫った問題に対処したり、銀行の要件を満たすために不可欠なOJKの推奨に基づく劣後ローンの場合を除いて、最初に市場参入計画をBIに提出して承認を受ける必要があります。

発生するオフショア銀行債務またはFX建てのその他の銀行債務の種類に応じて、市場参入または決済日から7日以内に市場参入の実現に関するレポートをBIに提出する必要があります。



## 外国為替電子取引プラットフォーム

2019年10月、インドネシア銀行の理事会のメンバーは、BI Regulation No.21/5/PBI/2019 を考慮し、電子取引プラットフォームプロバイダーに関するRegulation No.21/19/PADG/2019を発行しました。この法律は、外国為替の電子取引プラットフォームを提供するインドネシア企業の最大外国人持分を49%に制限しており、最低払込資本金は300億ルピアです。新しい制限に準拠する必要がある企業には、3年間の移行期間があります。企業は遅くとも2022年10月31日にライセンス要件を遵守する必要があります。



---

### Sources:

- 1) KPMG Research and Intelligence
- 2) Bank Indonesia website: [www.bi.go.id](http://www.bi.go.id)
- 3) OJK website: [www.ojk.go.id](http://www.ojk.go.id)
- 4) [www.exports.com](http://www.exports.com)
- 5) [www.hukumonline.com](http://www.hukumonline.com)
- 6) <https://www.cnbc.com/2019/10/14/china-to-scrap-foreign-ownership-limits-on-securities-futures-fund-management.html>
- 7) Bank Indonesia. Indonesia Sovereign Rating December 2020. <https://www.bi.go.id/en/iru/economic-market-data/Pages/Indonesian-Sovereign-Rating-December2020.aspx>











# 8 国内および外国 貿易-アセアン

## インドネシアでの取引

取引分野として、輸入品および現地生産品の国内市場での輸入、輸出、流通が挙げられます。一般に、製造業のPMAIには以下の事項が許可されています。

- ・ 国内市場での輸入または購入: 自社の生産プロセスのための資本設備、スペアパーツおよび原材料
- ・ 自社製品、および他のPMAおよび国内PMDNの加工品の輸出
- ・ 自社製品をインドネシアの他の企業に直接販売し、これらの製品を資本設備、スペアパーツ、または製造プロセスの原材料としての使用すること
- ・ インドネシア国外の関連会社から補完財を輸入し、国内市場に販売すること(製造会社のみ)
- ・ 自社製品を大規模小売業者に直接販売すること

インドネシアに輸出する海外に拠点を置く外国企業は、インドネシアの輸出入代理店との関係を築く必要があります。この関係を構築する方法としては、ビジネス、技術、および管理においてインドネシアの販売店を支援するために駐在員を派遣することが考えられます。もう1つの方法は、市場調査を実施し、親会社製品を宣伝するための駐在員事務所を設立することです。

## 輸入: 税関の免許と登録

### インドネシアへの輸入

インドネシアへの商品の輸入は、輸入申告書を使用して、インドネシア税関総局(税関事務所)に申告する必要があります。

PMAおよびPMDNIは、輸入許可を取得した場合にのみ輸入できます。輸入許可には、商品の輸入取引または他の当事者への譲渡を行う輸入業者に発行される一般輸入業者番号(API-U)、または原材料や補助材料などの自社使用のために、若しくは製造活動での生産をサポートするために商品を輸入する輸入業者に発行される製造業輸入業者番号(API-P)があります。API-Pを使用して輸入された商品は、輸入関税施設から輸入が認められ、輸入税関からの通知日から少なくとも2年間使用されていないと、取引または譲渡が禁止されます。

APIは、輸入者が事業を継続している限り有効です。ライセンスは、インドネシアの税関地域全体に適用されます。電子データ交換(EDI)により、企業は税関業務をオンラインで管理できます。

EDIにより、輸出入プロセスにおけるすべての取引業者の間でデータのやり取りができるようになります(税関、および港湾と空港の取り扱い、銀行、船会社、貨物輸送業者に関係する20近くの関連する政府機関)。EDIは、国際貿易データの収集を改善し、また最も重要なこととして、汚職の危険度が高かった事業者と税関職員との間の物理的な接触を事実上廃止しました。EDIは、輸入品の過少請求のリスクを最小限に抑えるのにも役立ちます。



## 輸入ライセンスの改訂

OSSシステムの導入に伴い、MOTはRegulation No.75/2018を発行し、輸入業者番号に関するRegulation No.70/M-DAG/PER/9/2015を廃止しました。主な変更点は、NIBをAPI-UまたはAPI-Pとして利用することが含まれることです。NIBを取得することにより、輸入業者はMOTからAPIを取得する必要がなくなります。ただし、エネルギー、石油、天然ガス、鉱物、その他の天然資源セクターでは、海外通貨の使用や事業体または請負業者の輸入に追加の要件があります。

一部の全体的な輸入許可登録は未だ比較的手間のかかる領域や前提条件の許可がありますが、慎重に管理すれば、プロセス全体としては複雑ではありません。直接かかるライセンスの申請費用はありません。

## 輸入品通関レーン

登録された輸入業者には、輸入業者のリスクプロファイルに応じて、赤、黄、または緑のレーンステータスが税関により決められます。当該レーンステータスは商品または商品の性質および原産国により判断されます。

また、通関優先パートナー(MITAまたはプライオリティレーン)もあります。

輸入品のリリースに関連するさまざまなプロセスと手順は次のとおりです。

- ・ レッドレーンプロセスには、商品がリリースされる前に輸入申告書(PIB)に添付された輸入品の物理的検査と関連文書の検証といった、その他のプロセスよりも細かいプロセスが含まれます。
- ・ イエローレーンプロセスでは、商品の物理的検査は行われませんが、商品がリリースされる前にPIBドキュメントを検証する必要があります。
- ・ グリーンレーンプロセスは物理的検査なし、かつ商品がリリースされた後にPIBドキュメントが検証されることとなります。
- ・ プライオリティレーンの商品は、物理的検査または文書による試験/検査の対象ではありません。たとえば、国益のために事業活動を行っているSOEや政府機関を含め、過去に違反実績のない企業のみが対象となります。

グリーンレーンの会社は、輸入取引ごとで自動的にコンピューターによりランダムに決定されることでレッドレーンになることもあります。次回のPIBの輸入取引時にはグリーンレーンに戻ります。

コストに関しては、赤と緑のレーンの違いは、港での保管にかかる費用となります。

グリーンレーンのステータスを持つ企業は、4時間で商品の輸入が可能となりますが、レッドステータスは5~7日以上かかる場合があります。

企業は税関が管理する定期的な税関監査を受けることとなります。これは、ITOが実施する税務調査に似ています。

## ファストトラック通関

2016年以降、BKPMは、外国投資環境を改善するためのインドネシア政府の全体的な取り組みの一環として、ファストトラックカスタムクリアランスを正式に導入しました。

この具体的な目的は、投資サイクルの建設段階にある投資家を支援して、プラントやプロジェクトの試運転をスケジュールどおりに進めることです。BKPMにより事前承認された輸入機械は、30分で通関手続きを完了することができます。および適格企業は下記が可能になります。

- ・ グリーンレーンに直接アクセス
- ・ 建設が進行中であり、他の管理要件への準拠が遵守されていることを提示

## 輸入制限の対象となる特定の商品

自国の産業を保護し、また経済的および政治的安定を維持するために、輸入に対する制限は3つのレベルで課されます。

- ・ 輸入禁止品 - たとえば、自動車のタイヤ、電球、マッチ、特定の種類の繊維、バッテリー、鉄板、完全に組み立てられた自動車とオートバイ、ラジオとテレビ、爆発物、麻薬、特定の伝統的な中国の医薬品
- ・ SOEに限定 - 車両、船舶、航空機の燃料など
- ・ インドネシアで組み立てられていないタイプのCBU自動車を含む、GOIによる承認が必要な唯一の機関に限定

輸入制限の対象となる商品の分類は定期的に変更されます。輸入を考えている業者はMOTに相談する必要があります。

## 輸出

### インドネシアからの輸出

プリンシパル(製造)ライセンスまたはビジネス(トレーディングまたはサービス)ライセンスを所有する組織は、輸出が許可されています。PMAは、インドネシア製品および製造品を輸出する目的で設立される場合があります。

次のカテゴリの商品は、輸出制限の対象となります。

- ・ 禁止: ゴム、金属くず、骨董品の一部のカテゴリーを含む商品は、自然の保護、小規模産業や職人への原材料の供給の保障、歴史的および文化的価値のある商品の保存などの考慮事項により、輸出が禁止されています。
- ・ 特定の承認された輸出業者に限定: テキスタイル、合板、コーヒー
- ・ 承認された輸出業者のみに制限: 特定の基本的な商品は、国



内需を満たされた場合にのみ輸出できます。例としては、小麦粉、パーム油、砂糖、石油があります。特定の金属（銀、金、銅、アルミニウム）についても承認が必要です。

### 輸出に関する税金

パーム油、籐、木材などの商品は、輸出関税の対象となります。輸出関税は、MOTの法令により定められ、一定期間において有効な輸出基準価格に基づいて計算されます。輸出関税は、内需の充足の保証、天然資源の保護、特定の商品の現地市場価格の安定の維持などの目的を達成することを目的としています。輸出関税は、輸出関税額表と統一システム分類に基づいて計算されます。MOFは、輸出関税を免除される商品を決定する権限を与えています。

### 輸出に適用される通関手続き

輸出品は、以下の状況でのみインドネシアで検査の対象となります。

- ・ 輸入部品の関税および税金の還付または免税の申請が行われた場合
- ・ 商品が禁止または制限の対象である疑いがある場合

### 輸出インセンティブ

政府は、輸出を奨励するため次のようなインセンティブを設けています。

- ・ 海外での販売収益から生じる外国為替は、輸出者によって保持または第三者に売られる場合があります。
- ・ 輸出に対するVATは0%の税率であり、輸出者はインプットVATの還付を請求できます。

輸入関税は、輸出メーカー向けのさまざまな特別スキームの下で、輸入品に対して払い戻される場合と払い戻されない場合があります。

## 保税物流センター

2015年11月25日付けの2015年GR No.85 (Regulation 85) および2015年12月31日付けの保税物流センターに関するMinister of Finance Decree No.272/PMK.04/2015は、第2の経済刺激策の一環として導入されました。そして、輸入品を保管するために使用される適格なエリアにおける7番目のタイプの保税保管場所として保税物流センターの導入を規定しています。

1. 保税倉庫
2. 保税地域
3. 保税展示エリア



4. 免税店
5. 保税オークション会場
6. 保税リサイクルゾーン
7. 保税物流センター

保税物流センターのコンセプトは、商品の保管期間を緩和することで保税倉庫の機能を拡張することです。また、保税地域の商品は、何らかの製造またはその他の産業活動の対象となる必要がありますが、保税物流センターの商品は対象ではありません。





保税物流センターの重要な特徴は、企業が海外から輸入された商品または国内で生産されたその他の商品を、後に輸出または国内市場に流通させるために、インドネシア税関の別のエリアに保管できることです。以前は、インドネシアの企業によって輸入された商品の大部分はシンガポールまたはマレーシアにおいて保管されていました。

保税物流センターは、他の近隣の東南アジア諸国と比較して、インドネシアの物流コストの削減を高いレベルで促進するように設計されています。

保税物流センター、他の保税保管場所、SEZ、自由貿易地域(FTA)または他の経済特区および他のインドネシア税関地域からの輸入品または商品は、税関と免税の組み合わせが認められています。そのファシリティの利用は、商品が輸出または国内市場向けに指定されているかどうか、商品の原産地、および保税物流センター内での消費が意図されているかどうかによります。:

- ・ 輸入関税の延期
- ・ VATの非徴収、奢侈税(STLG)、および輸入時の前払法人税(PPH22)
- ・ 物品税の免税
- ・ VATまたはVATおよびSTLGの非徴収

MOF規則は、保税物流センター、および保税物流センターとしての資格を得るためのオペレーターライセンスの発行について満たすべき基準を定めています。

Regulation 85は、保税保管場所に関する2009年のGR No.32を修正し、保税ゾーンの定義、保税保管場所への出入り場所の拡大、空港ターミナルの免税店の場所などが変更されました。

2016年3月、インドネシア大統領は、主にジャワ島で11の保税物流センターを開設しました。

#### 第11回経済刺激策: 商品の輸出入のための港の滞留時間の短縮

2016年3月29日に輸出入許可を評価する際のインドネシアの単一リスク管理(ISRM)の導入は過去の過剰な保管期間を削減し、その結果、港での高い物流コストを削減するように設計されました。その一環として、企業には輸入用の単一のIDが発行されます。

また、インドネシア ナショナル シングルウィンドウ(INSW)と呼ばれるライセンスポータルを介して許可申請書を発行します。

運輸省、税務署、税関、入国管理局、医薬品食品監督庁など、18の異なる省庁、政府機関によって管理され、承認が必要な輸出入データの統合は、海港での平均保管期間を短縮することを目標としています。

現在、INSWシステムは、輸出入取引のプロセスを提供するために、いくつかの税関および税務署に適用されています。INSWは国内または国際的な投資に関連する事項に関するデータおよび情報を入手する上で重要な部分を担っています。

#### 輸出入、税関、自由貿易地域

過去最大規模の自由貿易協定は、8年間の交渉の後、2020年11月15日に署名されました。インドネシアは、これまでで最大の自由貿易協定の1つである地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に加盟する15か国の1つに含まれています。

メガディールパートナーシップは、インドネシアが発効後5年以内に輸出と投資の2桁の成長を記録するのに寄与すると期待されていました。MOTは、2022年1月1日に貿易協定を批准することを約束しました。市場の透明性は、これら15か国、特にASEANの間で交渉される最大の課題の1つと見なされています。



インドネシアはまた、SAFE FoSを採用している160カ国の1つです。SAFE FoSは、サプライチェーンの観点から、世界的に安全な貿易を確保および促進するための基準として広く知られています。このフレームワークは、ビジネスのしやすさを支援し、グローバルロジスティクスチェーンを加速するための認定事業者(AEO)プログラムイニシアチブの一部です。

2021年2月2日付けの2021年のGR No.41(Regulation 41)によると、自由貿易圏(FTZ)内に少なくとも6か月のGCGを持つ信頼できる事業者は、AEOとMITAまたは優先レーンの2つが認められます。Regulation 41と2012年以前のGR No.10との主な違いの1つは、原材料や補助材料として産業活動において使用される貨物であれば、海外貨物の通関において課税を行わないことです。これら2つの認定の導入は、次の点で事業者を支援します。

- ・通関手続きのメリット – 行政検査、また物理的な検査が少なくなり、通関手続きおよび/または行政審査プロセスが簡素化されます。
- ・内部統制のメリット – 盗難や紛失の可能性を最小限に抑え、また、出荷の遅延を減らします。
- ・無形の利益 – セキュリティと安全なインシデントを減らします(国際貿易における安全でコンプライアンスに準拠したビジネスパートナー)。

輸出入、関税、税金、およびFTZの詳細については、税務に関する第10章を参照してください。

## ASEAN

ASEANは、政治と経済の協力と地域の安定を促進する地域組織であり、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国で構成されています。

1967年の設立以来、ASEANは発展途上地域が世界経済のメインドライバーの1つとなることへ寄与しており、2018年のGDPは合計で3兆米ドルに上ります。今後数年間、そして単一の市場であるASEAN経済共同体(AEC)が投資家にとって魅力的なエリアとなるでしょう。

AECは、ASEAN加盟10か国の市場を1つの巨大なブロックに統合し、2018年のGDPは合計で3兆米ドルになります。

## 多様な経済

ASEANはますます統合された単一市場を目指していますが、現実には経済間には依然として格差があります。成長率は、かなり低い状態からではありますが、特定の国では高くなる傾向があります。

インドネシア経済はASEANで最大であり、2021年頃にASEAN GDPの約35.05%、ASEANの総人口の41.1%を占めました。

ASEANの経済は、シンガポールの高付加価値経済からミャンマーの資源重視の産業まで、幅広い特徴があります。2020年のASEAN-5(インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナム)の実質GDP成長率は、3.4%のマイナスでした。COVID-19の影響として、国際通貨基金(IMF)は、ASEAN-5の経済成長は2021年には4.9%であると予測しましたが、2022年にはV字回復により6.1%としています。

この地域の6億4900万人のうち、その半数以上が30歳未満であり、メーカーにとって中国以外の生産拠点となる労働力や今後発展することが期待される国内市場といった魅力的な地域となっています。

世界貿易の交差点にある地理的なロケーションを最大限に活用し、投資と官民パートナーシップの機会を提供するためには、インフラへの大規模な投資が必要です。

2019年、ASEANは、日本、ドイツに次ぐ世界第5位の経済大国です。ASEANの6億4,900万人の人口は、世界の人口のほぼ10%を占めています。

## 魅力的な投資先

UNCTADによると、COVID-19パンデミックは、2020年のASEANへのFDIの流入を31%減少させ、金額にして1,070億米ドルの影響を与えています。このFDIの流入の減少は、世界のFDI 42%の減少と比較してそれほど重要ではありませんでした。

ASEANのメンバーと東ティモールを含む東南アジアへのFDIの流入は、2019年に5%増加して1,550億米ドルになりました。ASEAN加盟国へのFDIの増加は5年連続となります。東南アジアでは、インドネシア、シンガポール、カンボジア、ベトナムが最高レベルの対内直接投資を記録している国です。



## より大きな経済統合

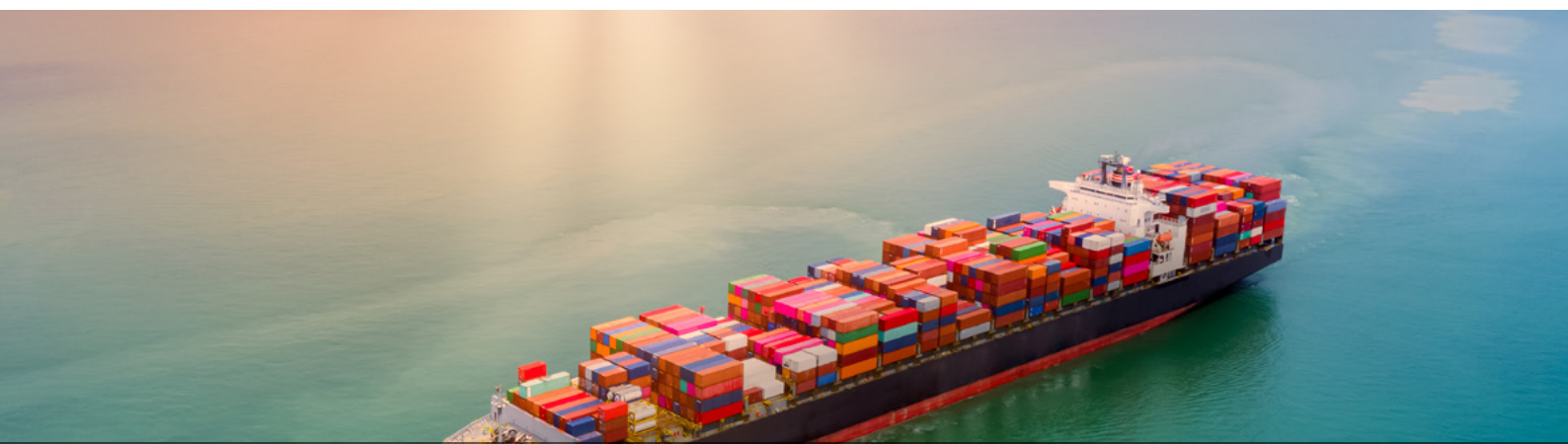
AECの設立により、地域全体が一つの市場となりました。知的財産などの分野におけるよりシンプルになった国境を越えるプロセスと調和のとれた規制は、ASEAN諸国に拠点を置く企業が他のすべての国でビジネスを行うための道を開きます。

2015年に設立されたAECにより次のような影響があります。

- ・ サービス部門の規制が徐々に撤廃され、加盟国間の関税が実質的に撤廃
- ・ 簡素化され調和された税関と規制
- ・ 加盟国間の熟練した専門家の移動の向上

ASEAN加盟国は、2025年の目標を掲げています。主な内容は次のとおりです。

<p>高度に統合されたまとまりのある経済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品取引</li> <li>・ サービス取引</li> <li>・ 投資環境</li> <li>・ 金融統合、金融包摂および金融安定</li> <li>・ 熟練労働者およびビジネス訪問者の移動の促進</li> <li>・ グローバルバリューチェーンへの参加の強化</li> </ul>
<p>競争力があり、革新的でダイナミックなASEAN</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な競争政策</li> <li>・ 消費者保護</li> <li>・ 知的財産権協力の強化</li> <li>・ 生産性主導の成長、革新、研究開発、および技術の商業化</li> <li>・ 税務協力</li> <li>・ 良好なガバナンス</li> <li>・ 効果的、効率的、一貫性のある、迅速な規制と優れた規制慣行</li> <li>・ 持続可能な経済発展</li> <li>・ 世界的なメガトレンドと新たな貿易関連の問題</li> </ul>
<p>強化された接続性とセクター間の協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送</li> <li>・ 情報通信技術</li> <li>・ エコマース</li> <li>・ エネルギー</li> <li>・ 食品、農業、林業</li> <li>・ 観光</li> <li>・ 健康管理</li> <li>・ 鉱物</li> <li>・ 科学技術</li> </ul>





<p>弾力性があり、包括的で、人を中心としたASEAN</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSMEの役割の強化</li> <li>・ 民間部門の役割の強化</li> <li>・ 官民パートナーシップ</li> <li>・ 開発ギャップの縮小</li> <li>・ 地域統合の取り組みに対する利害関係者の貢献</li> </ul>
<p>グローバルなASEAN</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対外経済関係に向けたより戦略的で首尾一貫したアプローチ</li> <li>・ アセアン自由貿易協定(FTA)と包括的経済連携(CEP)のレビューと改善</li> <li>・ 貿易および投資作業プログラム/計画をアップグレードおよび強化することにより、FTA以外のパートナーとの経済連携の強化</li> <li>・ 地域および世界のパートナーとの協力による、経済連携を追求するための戦略的関与を模索</li> <li>・ 多国間貿易システムを引き続き強力に支援し、地域フォーラムに積極的に参加</li> <li>・ グローバルおよび地域の機関との関わりを引き続き促進</li> </ul>

Sources:

- (1) KPMG Research and Intelligence.
- (2) KPMG International Cooperative. ASEAN Business Guide 2018.
- (3) Ministry of Trade. Regulation no 75/2018.
- (4) Jakarta Post. Expediting customs clearance. <https://www.thejakartapost.com/academia/2019/01/03/expediting-customs-clearance.html>.
- (5) Bank Indonesia. Economic Policy Package XI <https://www.bi.go.id/en/iru/highlight-news/Pages/Policy-Package-XI.aspx>.
- (6) BKPM. Increase the Investment Climate in Indonesia Through BKPM's NSWI <https://www.investindonesia.go.id/en/article-investment/detail/increase-the-investment-climate-in-indonesia-through-bkpms-nswi>.
- (7) IMF. World Economic Outlook Update : June 2020. <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2020/06/24/WEOUpdateJune2020>.
- (8) ASEAN Key Figures 2019. [https://www.aseanstats.org/wp-content/uploads/2019/11/ASEAN\\_Key\\_Figures\\_2019.pdf](https://www.aseanstats.org/wp-content/uploads/2019/11/ASEAN_Key_Figures_2019.pdf).
- (9) ASEAN Economic Integration Brief. <https://asean.org/asean-economic-community/aec-monitoring/asean-economic-integration-brief/>
- (10) ASEAN Integration Report 2019. <https://asean.org/storage/2019/11/ASEAN-integration-report-2019.pdf>.
- (11) ASEAN Stats Leaflet. <https://www.aseanstats.org/publication/asean-statistical-leaflet-2019/>
- (12) Asia-Pacific Trade and Investment Trends 2020/2021. [https://www.unescap.org/sites/default/files/APTIT\\_percent20FDI.pdf](https://www.unescap.org/sites/default/files/APTIT_percent20FDI.pdf).







# 9 労働と雇用

## インドネシアの労働法、規定および視点

インドネシアの主な雇用法は、Law No.13/2003(労働法)に規定されています。労使関係紛争解決に関する Law No.2/2004、労働組合に関するLaw No.21/2009、労働者社会保障に関する Law No.3/1992、国家社会保障制度に関する Law No.40/2004、社会保障実施機関に関するLaw No.24/2011、およびその他法律・規定等があります。これらの法律は、従業員の利益を保護することを目的としています。主な規制当局は労働省(MOM)です。

一般に、労働法は雇用主に負担になるものが考慮されており、特に解雇、および退職金が該当します。高い労働集約型の産業においては、他の近隣諸国と比較して賃金と福利厚生観点から競争力が弱ってしまう可能性があります。トレーニングの欠如、文化的背景、および勤務態度が芳しくない労働者を解雇することの難しさは、多くの場合、投資家が当初予想していたよりも従業員数が過剰になる可能性があることを意味します。法律の観点から雇用主にとってより有利なものとする過去の政府による試みは、街頭デモにつながり、政治的にセンシティブなものとなっています。

最近の法定最低賃金の引き上げにもかかわらず、インドネシアは依然としてアジアで最も低い平均賃金率を適用している国の1つであると考えられていました。賃金は依然として中国、タイ、マレーシアよりも低い水準となっています。ただし、ベトナム、インド、バングラデシュはより低い平均賃金となっていることから、現在はもちろん、今後も脅威となり得ます。

インドネシア政府(GOI)は、労働力環境をサポートできる規制の枠組みの作成に焦点を当てる必要性を認識しています。このような目的を念頭に置いて、2020年11月、政府はついに雇用創出に関する Law No.11/2020(オムニバス法)を施行しました。これは、インドネシアの労働法および規制に対するいくつかの重要な改正が含まれています。これらの変更は、労働生産性と競争力の向上をサポートすると同時に、従業員を保護することが期待されています。

## 熟練したインドネシア人労働者のリソースプール

2020年8月の時点で、15~64歳のインドネシアの労働可能な人口は2億397万人に達しています(2019年:1億9,791万人、2018年:1億9,478万人、2017年:1億9,208万人)。2020年8月に報告された労働人口は1億3,822万人であり、労働人口率が67.77%であるため、インドネシアは大規模な労働力を保持しています。これらの統計にはインフォーマル・セクターにおける自営業者は含まれていません。

ここ数十年の出生率の高さと伝統的な村の生活からの脱却により、労働人口の数は過去3年間で年間平均310万人増加しています。インドネシアの労働力は主にジャワとバリに集中しており、労働者は仕事を求めて農村部から都市部に継続的に移住しています。

人口が多いにもかかわらず、国のリソースプールは緩やかに増加しているにすぎず、さまざまな分野において熟練した経験豊富なインドネシア人の専門家や技術者に対する企業の需要が供給を上回っています。これは、世界的な金融危機(GFC)後の急速な経済成長だけでなく、教育制度の欠陥によるものと考えられています。欠陥を是正することは、長期的でチャレンジングなものです。



業界のリーダーらによる表明、また、政府も最近認めた一般的に議論されている懸念は、インドネシアの大学卒業生の労働市場へ参入するための心構えです。大卒者はたくさんいますが、才能や将来のエンプロイアビリティの面で雇用主の期待に応えられない人も少なくありません。

調査結果には、実践的な日常のビジネススキル(コミュニケーション、問題解決、批判的思考、人事管理)の欠如、およびチームで作業する能力の欠如が含まれていました。また、英語力も不足していることがわかりました。

### 英語能力

2019 Education First English Proficiency Index (EPI)によると、インドネシアは世界100カ国のうち74位です(2019年:61位)。東南アジアでは、インドネシアはシンガポール、フィリピン、マレーシア、ベトナムに次ぐ5位ですが、タイ、ミャンマー、カンボジアよりは上位に位置しています。

EPIは、その国の英語学習の傾向、習熟度および経済的競争力における関係を分析し、英語能力指数をランキング形式で示すものです。メディアの記事は定期的に経済の懸念を取り上げ、教育評論家はインドネシア人の他のASEAN諸国との競争力について警告を発していました。国家教育システムと言語カリキュラムにおける変化と発展の欠如に対して批判が浴びせられました。是正措置が検討されましたが、目に見える進展はまだありません。

英語と教育の評論家は、生徒の英語能力が相対的に低下している中学校の英語教師の再訓練とスキルアップを求めました。

### 賃金と手当のレベル:概要

基本給と賃金レベルは、地域や産業によって大幅に異なることがあります。

以前は、労働法のArticle 89に基づき、各州/市は、独自の州最低賃金または「UMP」を策定することができました。最低賃金またはUMPは企業、組織、労働組合間の合意の状況を見て毎年見直され、最終的に各知事により決定されていました。

最低賃金は、Article 88、89、90に規定されています。

a. 州または地区/市ベースの最低賃金

b. 州または地区/市ベースのセクター別最低賃金

過去から、各州政府は年に一度、最低賃金に関する知事の決定に基づいてUMPを調整してきました。政府、起業家協会、労働組合または組織の代表者(Presidential Decree No.107/2004に規定)で構成される非構造的な第三者機関である報酬評議会は、「decent living needs survey」に基づいてUMPに関する提案を実施してきました。地方自治が州レベルで完全に実施されるため、市長と報酬評議会の提案に基づいて、すべての州の各都市に地域別最低賃金(UMK)があります。

毎年、平均UMPは増加しています。過去の平均UMP範囲は次のとおりです。

- ・ 2017年:130万ルピアから340万ルピア
- ・ 2018年:150万ルピアから360万ルピア
- ・ 2019年:160万ルピアから390万ルピア
- ・ 2020年:170万ルピアから430万ルピア
- ・ 2021年:180万ルピアから440万ルピア

ジャカルタのUMPはインドネシアで最も高く、2019年の390万ルピアから2020年の430万ルピア(10%)、さらに2021年の440万ルピア(2%)に増加しました。

インドネシア労働組合総連合(KSPI)は、UMPへの遵守状況を監視しています。

オムニバス法の下では、州および市の最低賃金を決定できるのは知事だけです。地方自治体の最低賃金は、州の最低賃金よりも高くなければなりません。零細企業および中小企業の最低賃金要件は免除されます。零細・中小企業の賃金は、雇用主と労働者の合意に基づいて定められます。最低賃金は1年未満働いている従業員にのみ適用されます。オムニバス法は、雇用主が最低賃金の支払を延期する能力をもはや規定していません。

労働法の下では、雇用主は、労働者の階層、地位、労働期間、教育および能力を考慮して、賃金構造と賃金水準を設定します。現在、オムニバス法は、雇用主が賃金構造と賃金水準を設定する際に会社の能力と生産性を考慮することを要求しています。会社が清算された場合、オムニバス法は、雇用主の他の債権者よりも、労働者の賃金およびその他の権利の支払いを優先することを求めています。



#### 第4次景気刺激策:雇用

労働法の規制に加えて、政府は2015年10月に第4次景気刺激策「雇用」を発表しました。これは年収引き上げを決定するための一定の計算式を規定したものです。

賃金に関するGR No.78/2015は、2015年10月に導入され、年収引き上げの測定値を算出し、インフレーションとGDP(または経済成長)という2つの主要な要因を考慮しています。これは、購買力と生産性の両方を考慮し、ビジネスの経済的現実性を生み出すことを考慮した理論的根拠に支えられています。

州政府(知事)は、毎年11月1日にUMPを決定する際にこの計算式を適用する必要があります。従来の第三者で構成された報酬評議会のレビューは、「政治化」されており、「不合理で予測不可能な」賃金上昇を引き起こしたとして批判を受けていました。

第7次景気刺激策等には、電気料金の引き下げ、税制上の優遇措置、雇用を促進するための労働集約型産業に対するさまざまな規制要件の緩和が含まれますが、皮肉なことに、繊維やアパレル、靴などの労働集約型産業は国内の大規模な労働市場が抱える最も大きな課題の1つです。すなわち、1) 地域的に競争力のない賃金水準のリスク上昇、2) 煩わしい労働法および規制、3) 市場の生産性です。

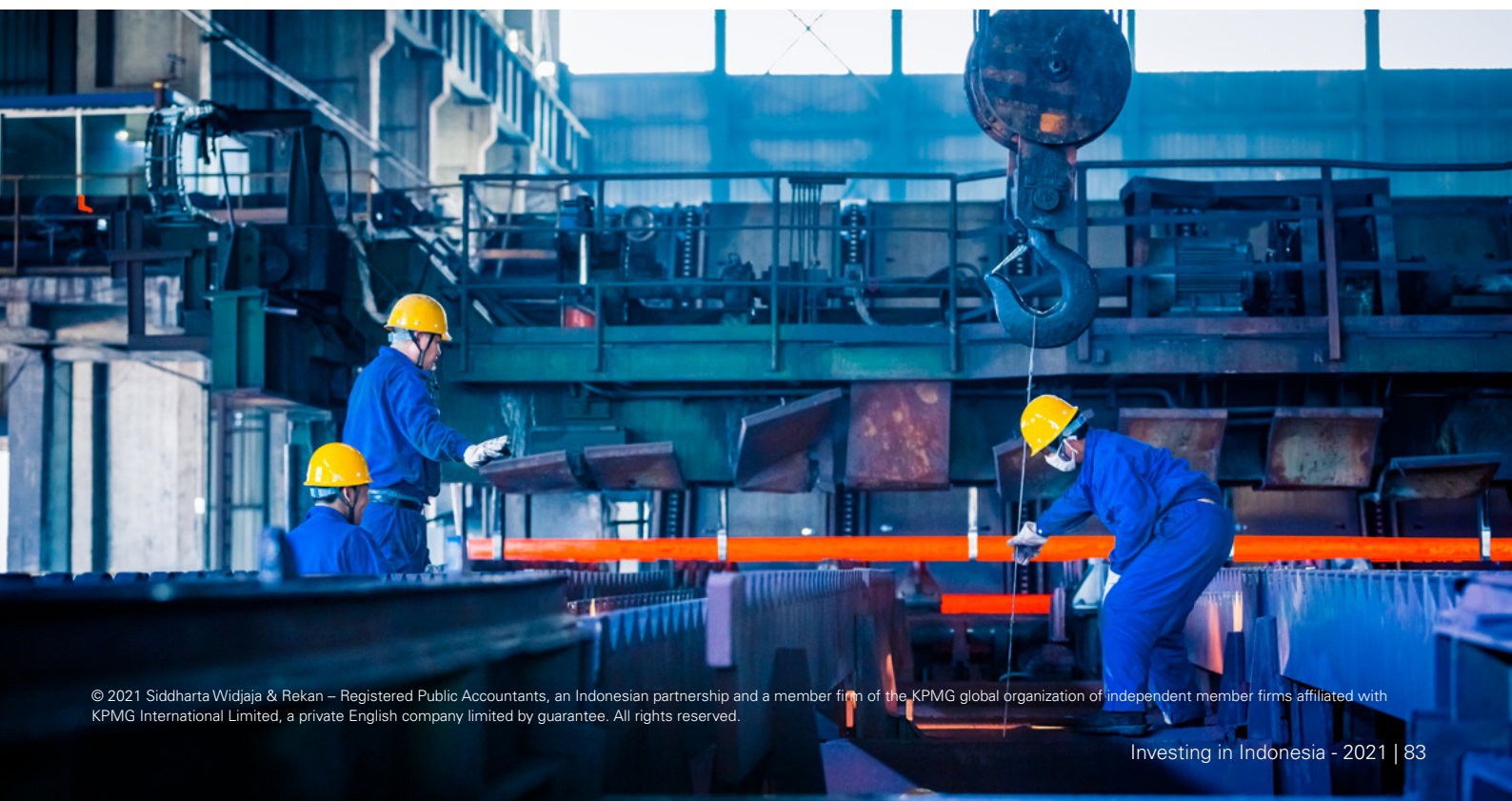
- ・ インドネシアの2020年の月間最低平均賃金レベルである183米ドルは、他の近隣の労働集約型製造国であるバングラデシュ(96.15米ドル)およびインド(76米ドル)の対応する賃金レベルよりも高い水準となっていました。
- ・ 前述のとおり、インドネシアの労働法は国際基準に従って厳格であり、平均して年収の20%を超える可能性のある非自発的解雇に関して、雇用主に厄介な義務を課しているとして、長年にわたって批判を受けてきました。

- ・ 外国人投資家は、市場参入および立地評価戦略の主要な決定要因として労働者の生産性を考慮しています。GDP成長率と労働生産性のインプットベースの測定の観点からはベトナムはインドネシアよりも高い位置にいます。

労働法の下では、雇用主は給与の75%を構成する基本給と固定手当をカバーする最低賃金を下回ることを禁じられています。

労働時間は、週に5日または6日勤務のどちらであるかに応じて、1日あたり7時間または8時間であり、加えて、法で定められた算定式に基づいて計算される残業時間があります。オムニバス法は、残業時間を最大1日3時間、1週間14時間から最大1日4時間、1週間18時間に拡大しています。オムニバス法はまた、特定の事業部門または事業に適用される労働時間規定の免除を導入しています。会社での労働時間の実施は、雇用契約、会社規制、または集団雇用契約で規制されるものとされています。

2016年3月、MOMは、企業の従業員に対する宗教大祭手当に関する Regulation No.6/2016を発行しました。これは、1994年発行の Regulation No.PER-04/MEN/1994(Regulation 4)に代わるものです。当該手当は一般的に「THR」と呼ばれ、従業員により認識されている宗教上の祝祭日にあわせて、すべての従業員に支給が義務付けられているものです。すべての従業員は、1か月の給与相当のTHRを受け取る権利があります。Idul Fitri(イスラム教)、Christmas(キリスト教)、Seclusion(ヒンドウー教)、およびVesak・Waisak(仏教)の他、Chinese New Yearが宗教上のイベントとして認識されました。THRを提供しなかった雇用主は、行政処分の対象となり、2015年の賃金に関するGR No.78に規定されているとおり、書面による警告から事業活動の停止までさまざまです。





労働法は他にも、労働者の社会保障、年次休暇、および病気、結婚、出産および死亡を含む他のさまざまな有給休暇を取り扱っています。これらは法規制よりも、社則(PP)または人事(HR)規定の方がより充実したものになっているかもしれません。病気を患った労働者と病気休暇を規定した労働法のArticle 153は、従業員が医師の診断書を持っており、欠勤期間が連続12か月を超えない限り、雇用主が病気休暇を理由として従業員を解雇することを禁じていることに注意してください。12か月の期間中、雇用主は全額の給与と福利厚生100%から25%を支払う義務があります。

労働法は、主に正社員と契約社員の2つのタイプの雇用を中心に構成されています。

## 正社員(無期限雇用)

正社員としての雇用形態は、多くの業界でより一般的なものとなっています。労働法のArticle 153に基づき、会社は下記のとおり正社員に退職金等を支払う義務があります。

- 一般的に想定される従業員の自主退職。ただし、会社としての規定がある場合に限りです。2005年に発行された Ministerial Letter によると、雇用主はもはや支給の法的義務を負いません。
- 従業員が解雇された場合、会社が通常の定年前に解雇することを約束した場合、または、希望退職を奨励し、その申出の結果としての退職

退職金は、労働法、会社規則、または労働協約(CLA)に定められた金額のいずれか高い金額で支給される必要があります。一般的に、最低退職金は、勤続年数ごとの1か月から最大9か月の給与相当額になります。

オムニバス法導入により、退職金や報奨金の計算は、すべての退職基準で同様になります。

補償の対象範囲から、退職金等の15%と決定される住宅手当および医療手当は除外となります。

従業員の退職は慎重に対応する必要があります。ほとんどの雇用契約では、最初の3か月は試用期間として規定されており、その後、スタッフは強い理由でのみ、通常は数回の警告書通知後に雇用を終了することになります。インドネシアでは、通知または通知の代わりに給与支給による退職は認められていません。ただし、終了には、二者間での交渉、調停または和解、および最後の措置として労働裁判所の承認が必要です。従業員には、労働省(MOM)に控訴する権利もあります。実務上は、交渉は通常、従業員が解雇条件と福利厚生に書面で同意することを目的として行われます。

MOMはまた、景気後退または事業活動の中止による差し迫ったスタッフの削減についても考慮しなければなりません。

オムニバス法は、雇用終了の目的と理由に関する主なステップ

として、それぞれの労働者および労働組合への通知に基づくことにより、雇用終了のプロセスを簡素化しています。

二者間交渉は、労働者が雇用主から通知を受けた後、雇用の終了を拒否した場合にのみ必要になります。労使関係紛争和解機関の規定は、解雇にはもはや必要ありません。

オムニバス法は、雇用終了の根拠として債務返済の停止を追加しました。オムニバス法はまた、会社清算に従うか従わないかについての効率性の観点から雇用を終了することを認めています。

以前は、効率性は、会社清算に従う場合にのみ、雇用の終了の理由とみなすことができました。

オムニバス法は、2年間継続的に損失を計上したことを理由に雇用を終了する会社が公認会計士による監査済財務諸表を証拠として持つ義務を削除しました。

## 契約社員、日雇い労働者(有期雇用)と外部委託労働者

### イントロダクション

正社員と比較して、契約社員、日雇い労働者、外部委託労働者は解雇や契約を更新しないことについて柔軟性があり、従業員や人件費の管理の観点から、特定の業界の雇用主にとって魅力的なものとなっています。

### 契約社員

契約社員は、指定された期間、労働契約に基づいて雇用されます(Work Contract)。労働法は下記のように規定しています(そのうちのいくつかはオムニバス法により更新されました)。

- 「一定期間の雇用契約」または労働契約は、活動の種類と特性に応じて、指定された期間内に完了する特定の仕事に対してのみ適用されます。
- 例えば、短期間に完了すると予想される仕事、季節的な仕事、トライアルまたは初期段階にある新製品または活動に関連する仕事、その種類および性質またはその活動が非永続的なもの等です。
- 労働契約は、非中核的またはサポート業務のためのものであり、通常、正社員が保持する必要がある仕事には適用できません。
- 労働契約で見習い期間を定めることは許可されていません。
- 労働契約の特定作業の期間または完了は、雇用契約に基づいて決定されます。指定された期間の労働契約は、長期間ではないと推定される作業に対しては延長および更新ができません。
- 雇用主は、有効期間の終了後または特定の作業の完了後に、契約労働者に金銭的補償を提供するものとします。金銭的補償額は、労働者の雇用期間に応じて計算されるもの



とします。この金銭的補償の支払いに違反すると、行政処分が課される可能性があります。金銭的補償に関しては、GRで規定されています。

MOMが契約社員の適切な雇用に関する労働法の違反を確認した場合、その従業員は正社員として分類され、正社員に与えられるすべての権利と利益を享受できる可能性があります。

### 日雇い労働者

一定期間雇用契約の細則であるMOM No.Kep.100/MEN/VI/2004において、日雇い労働者の雇用は、仕事量と特定の仕事の期間が本質的に不規則であり、変化します。賃金は、職場での毎日の業務の成果に基づいて支払われます。

比較的短期間(3か月)で完了し、1か月あたり最大20営業日です。日雇い労働者は、会社に適用されるような一般的な労働時間に拘束されず、職場での日々のプレゼンスに基づいて給与を受け取ります。

日雇い労働者は、プランテーションや他の農業分野でよく見られます。

### 外部委託労働者

オムニバス法は、以前は労働法で規制されていた外部委託に関連する条項のほとんどを削除しています。オムニバス法の下では、外部委託できる仕事の種類に関する基準はありません。雇用主は、主要な事業活動または生産プロセスに直接関連するその他の活動を行うために外部委託労働者を雇用することが許可されています。

オムニバス法は、外部委託会社と外部委託労働者との関係に焦点を当てています。オムニバス法は、外部委託労働者と雇用主との関係をもはや規定していません。現在、外部委託労働者保護、賃金と福利厚生、雇用要件、および発生する紛争が外部委託会社の責任になることが明示されています。外部委託された労働者は、外部委託会社とのみ雇用関係を持ちます。外部委託会社は外部委託労働者の権利移転を保護することが求められます。

労働法のArticle 64は、会社がその業務の一部を次の方法で他の法人(またはサービスプロバイダー)に委任することを規定しています。具体的には下請けまたは外部委託です。

Article 65は、下請け業務は以下の要件を満たさなければならないと規定しています。

- ・ 業務はメインアクティビティとは別に行うことができ
- ・ 業務は、業務を委託する当事者からの直接または間接の監督の下で行われるものとする
- ・ 業務は企業の完全に補助的な活動とする
- ・ 業務は生産プロセスを直接阻害するものではないこと

Article 66 (1)に基づき、外部委託は、企業の生産プロセスに直接関係しない活動にのみ適用されます。その解釈としては、下記のような支援活動を挙げています。

- ・ クリーニングサービス
- ・ ケータリング
- ・ セキュリティ
- ・ 石油および鉱業支援サービス
- ・ 労働者のための輸送サービス

2012年11月19日に、他の会社に業務を外部委託するための条件に関するRegulation No.19/2012(Regulation 19)が施行されました。Regulation 19は、以前の2つのMOM Decrees 101および220に取って代わりました。

Regulation 19は労働法の規定を反映しており、すでに規制されている2種類の外部委託を維持しています。

- ・ 業務の外部委託: サービスプロバイダーに委託する業務作業は「補足的」でなければなりません。
- ・ 労働者の外部委託(または労働供給): 労働の外部委託は、上記の5つの「支援活動」に限定されます。

また、請負業務は企業の主な活動とは別に行う必要があります。業務の外部委託に関与するすべての企業は、2013年11月19日までに規制を遵守している必要があります。

Article 66 (1)に違反した場合、外部委託された人員が委託会社の従業員になります。外部委託された労働者は、退職金を含む、労働法に基づく正社員のすべての権利と福利厚生の権利を得る可能性があるため、偶発債務と支出のトリガーになり得ます。





労働供給の外部委託契約も、最低限の内容が規定され、現地のMOM事務所に登録されている必要があります。労働供給会社と利用者企業に配属された労働者との雇用は、有期雇用契約または無期限雇用契約に基づくことができましたが、労働供給会社は、現地のMOM事務所にも登録されている労働者と書面による契約を結ばなければなりません。2012年1月17日、憲法裁判所は、外部委託に関するDecision No.27/PUU-IX/2011 (Decision 27) を発行しました。Decision 27は、労働法のArticle 65 (7) と Article 66(2b) の「一定期間の雇用契約」という表現を無効にしました。ただし、無効化には制限があります。これは、外部委託された労働者の一定期間の雇用契約に、労働者の供給者/外部委託会社に従事する会社がサービスプロバイダーを変更した場合に労働者の権利を保護する条項が含まれていない場合にのみ適用されます。

2012年1月20日に労使関係と労働者社会保障を担当する事務局長は、Decision 27 に関するCircular Letter No. B.31/PHIJSK/I/2012を発行しました(Circular Letter 31)。

Circular Letter 31は次のとおり規定しています。

- ・ 労働供給者(外部委託会社)と受託労働者との間の雇用契約に受託労働者の権利を保護する条項が含まれておらず、労働供給業者に従事する会社がサービスプロバイダーを変更する場合、関連する受託労働者の雇用は無期限になります。
- ・ 労働供給者と受託労働者との間の雇用契約にそのような条項が含まれている場合、受託労働者は一定期間雇用されることができません。

業務を外部委託し、または、労働供給者を雇う企業は、サービスプロバイダーに、次のことについて説明を求めることをお勧めします。

- ・ 提供される受託労働者は、一定期間の労働者であるかどうか
- ・ その場合、期間労働者の雇用契約に、契約期間中にサービスプロバイダーが変更された場合の労働者権利の保護に関する条項が含まれているかどうか

## 労働者の社会保障制度

労働者の社会保障に関するLaw No. 3/1992に基づき、月額100万ルピアを超える給与支払が生じる企業、または10人以上のスタッフを雇用している企業は、従業員をJAMSOSTEKプログラムに登録する必要があります。



JAMSOSTEKは、法律で義務付けられている政府の社会保障制度であり、従業員と雇用主は、基本給の割合に基づいて下記について毎月の拠出を行います。

- (i) 従業員労働災害保険
- (ii) 退職給付基金
- (iii) 生命保険
- (iv) 医療給付の補償

最初の3つは必須でしたが、医療給付は、雇用主が同等以上の医療給付を提供しなかった場合にのみ支払われました。

Government Decree No.14/1993の標準規定に準拠するために拠出金が必要とされていました。料金は職種や業界によって異なりますが、一般的に基本給の4.24%から5.74%の範囲でした。従業員拠出は、従業員拠出の退職給付を除いて、雇用主によって行われました。

正社員、契約社員、日雇い労働者社員はJAMSOSTEKの対象となる必要がありました。駐在員は、母国で同等の制度が適用されない限り、登録する必要がありました。

#### **2014年1月1日発効 - BPJS Ketenagakerjaanおよび BPJS Kesehatan**

GOIは、国家社会保障制度(SJSN)に関するLaw No.40/2004に基づいて設立された社会保障機関に関するLaw No.24/2011を施行し、2014年1月1日より新しい「BPJS」社会保障制度を導入しました。BPJS Ketenagakerjaanは、新しい社会保障局または労働者の社会保障機関になりました。

新しい社会保障制度(労働者の社会保障と医療の両方)に適用を受けるための必須要件は、インドネシアで6か月以上働いている駐在員を含むすべての従業員(外部委託された人員ではない)を対象としています。2014年1月1日以降、BPJS Ketenagakerjaanは労働災害、老齢、死亡、年金給付を含む労働者の社会保障を対象とし、BPJS Kesehatanは医療給付を対象とします。

JAMSOSTEKに基づく労働災害、老齢および死亡保障を構成する労働者社会保障制度の適用を受けるすべての者は、2014年1月1日より自動的にBPJS Ketenagakerjaanの適用対象者となります。既存の労働者の社会保障制度は、インドネシアがBPJS Ketenagakerjaan (BPJS Pensiun)として新たな社会保障制度を導入した2015年7月1日より退職給付が含まれるよう拡充されています。

給与拠出は、基本給の3%と、月額700万ルピアまでの固定手当が追加拠出として求められていました(雇用主から2%、従業員から1%)。

医療保障給付に関するPR No.111/2013によつての修正として規定された、PR No.12/2013は2014年1月1日に施行されました。

- ・ JAMSOSTEKの医療給付の対象となるすべての従業員は、BPJS Kesehatanの医療保険(Jaminan Kesehatan NasionalまたはJKN)に移行されます。
- ・ 自己管理プランまたは健康保険プログラム、あるいはその2つの組み合わせを通じて、従業員とその扶養家族にすでに医療保障給付を提供している企業に対しては、「脱退オプトアウト」条項はありません。中小企業、大企業、国営企業は、2015年1月1日までに従業員をJKNに登録する義務がありました。企業は引き続き民間医療保険を提供できますが、BPJS Kesehatanにも対応する必要があります。



民間企業の雇用主と従業員は、以下に基づいて計算されたそれぞれの社会保障プログラムに応じて毎月の拠出を行う必要があります。

管理者	社会保障プログラム	通常賃金に占める割合	
		雇用主負担	従業員負担
BPJS Ketenagakerjaan	労働災害保障	0.24 - 1.74%	-
	老齢保障	3.7%	2%
	死亡保障(生命保険)	0.3%	-
	年金保障	2%	1%
BPJS Kesehatan	医療保険(JKN)	4%	1%

JKNの計算には、多くて月額12,000,000ルピアの賃金が適用されます。当該限度額は将来変更される可能性があります。必須の保険料は、夫、妻、および3人の扶養家族を対象としています。

オムニバス法は、新しい社会保障プログラム、すなわち失業保険を導入しています。雇用関係を終了した労働者は、失業保険を取得する権利があります。失業保険はBPJS Ketenagakerjaan と中央政府が管理し、保険料は中央政府が負担します。

失業保険は、現金、雇用市場情報へのアクセス、および職業訓練として適用されます。給付の最大額は6か月分の給与であり、参加者は一定の会員期間に達した後に受け取るものとします。詳細はGRで規定されています。

BPJSは現在、以下の内容で構成されています。

BPJSの概要		
No	名称	カバレッジ
1	BPJS Ketenagakerjaan	老齢、労働災害、年金、死亡、失業
2	BPJS Kesehatan または JKN	医療

2015年7月1日以降、BPJSは、インドネシアで事業を行う企業を監視して、スキームへの従業員の強制登録が遵守されていることを確認し、法律を施行して訴訟を進める権限を持っています。罰則やその他の制裁も適用される可能性があります。

BPJSの雇用主登録および保険料拠出義務を遵守しない場合、次のような形で行政罰から刑事罰までさまざまな制裁につながる可能性があります。

- i) 書面による警告
- ii) 最大10億IDRの罰金
- iii) 特定の公共サービスを受けるための障害(事業許可、建築許可(Ijin Mendirikan BangunanまたはIMB)および土地所有権証明書の剥奪)
- iv) 最長8年間の懲役

実際には、制裁が課される前に法令遵守が要求され、我々の経験では、歴史的に、これらの制裁がJAMSOSTEKの前身のスキームの下で課されることはめったにありませんでした。





## 株主の変更に関連する従業員の資格と福利厚生

労働法の下では、雇用主は、雇用主の株主が変更された場合に雇用を継続しないことを選択した従業員に、退職金およびその他の報酬を支払う義務があります。これは通常、株式の取得を伴う取引の一部として発生しますが、他にも考慮すべき事項が生じる可能性があります。

オムニバス法は、雇用主が従業員に退職金および権利の補償等を支払うことを要求しています。労働法のArticle 156 (2) と (3)に基づいて規制されていた退職金および長期勤続年数の最低支給額は、現在、オムニバス法に基づき最大額になっています。権利の補償については、オムニバス法は、その構成要素の1つとして15%に設定されていた住宅手当、医療および健康手当を除外しています。

労働法では、退職手当、勤続功労金、権利補償金の額を次のように計算する必要があります：

- ・ シナリオ(a)：自己都合による退職 - 従業員は、退職手当、勤続功労金それぞれ1回、および退職手当、勤続功労金の合計の15%の補償金を受け取る権利があります。
- ・ シナリオ(b)：会社都合による退職 - 従業員は、2回の退職手当、1回の勤続功労金、および退職手当と勤続功労金の合計の15%の補償金を受け取る権利があります。

MOMTは、先般、Article 163 (1) に基づき株主変更の解釈に関するガイドラインを発行しました。

- ・ 会社法 No.40/2007で定義されているターゲットの「乗っ取り」
- ・ 株主変更が結果として下記に影響を与えること  
-労働力の再編成、労働条件の変更、従業員の権利と義務
- ・ 株主が変更しても労働力の再編成がない場合、従業員は Article 163 (1)を行使する権利を有しません。

退職手当、勤続功労金、補償金の乗数は、労働法に定められた勤続期間に基づいています。

上記のガイドラインに関係なく、KPMGの経験に基づく近年の動向では、一部の従業員や労働組合は、支配権、人事方針、または労働力の再編成に変更が生じない場合でも、Article 163 (1) に基づき株主変更に伴う自主退職を選択していました。

実際には、ほとんどの業界では、通常、株主の変更によって大量の退職が引き起こされることはありません。これらの退職は、比較的多額の報酬の支払いが魅力的であると考えられる長期勤続の従業員にのみ限定される可能性があります。また、優秀な従業員ほど、一般的に会社都合退職の対象になる可能性は低くなります。希少で質の高い人材に対する強い需要がある業界では、問題が生じる場合があります。経験豊富で有能な中間管理職は、多くのセクターで維持および採用することが難しい場合があります。

上記に関連する訴訟が起こされた場合、インドネシアでは通常、判決が報告されないため、判例は優先されません。

労働組合はこのプロセスに介入し、法律の解釈と支払われる法定給付に関して従業員に代わって過度に積極的な立場をとることが知られています。

## 労使関係と労働組合

インドネシアの労働政治の改革は、労働組合登録に関する Ministerial Regulation No.5/1998の施行によって開始され、これにより、全インドネシア労働組合総連合(KSPSI)の独占が終了しました。労働組合に関する Law No.21/2000の制定に続いて、多くの異なる産業を代表する地方の労働組合が出現し、MOMIに登録されました。

メンバーシップは必須ではありません。インドネシアの労働者の大多数は組合に加入していません(これは、書面による合意または辞任によって受け入れられた場合を除き、寛大な退職および退職手当、ならびに会社都合退職に対する労働裁判所の承認を規定するインドネシアの労働法の機能の一部である可能性があります)。

インドネシア労働者評議会(MPBI)は、インドネシアの労働/労働者の問題と搾取に対する強力な抵抗運動を開始するために2012年5月に設立されました。これは、KSPSI、KSPI、インドネシア福祉労働組合総連合(KSBSI)、という3つの主要な労働組合で構成されています。

政府は、会社規則の作成と批准、および労働協約(CLA)の作成と登録の手順に関する Ministerial Regulation No. Per.16/MEN/XI/2011を発行しました。少なくとも10人の労働者を雇用している会社は、その労働方針と要件を文書化したPPを登録する必要があります。CLAは、労働、賃金支払、健康と安全の福利厚生およびシステムを対象とする二者間協定です。

労働者、雇用主、労働組合の違反と制裁に関する規制も同様です。会社に労働組合が1つしかない場合、全労働者の50%以上がサポートしていれば、組合はCLAを交渉する権利を持っている可能性があります。複数の労働組合が存在する場合、全労働者の最低10%を占める最大3つの労働組合がCLAを交渉する権利を有する可能性があります。両当事者は、有効期限の遅くとも30営業日前にPPとCLAの更新をする必要があります。

Labor Law (労働法)に従い、労働ストライキは合法であり、労働者とその組合の基本的権利として認められており、合法的に、秩序正しく平和的に、交渉の失敗の結果として実施されなければなりません。

Labor Law Article No.140 (1)は、意図されたストライキが行われる7日以上前に、労働者および労働組合は雇用主と地方MOMIにその意図を書面で通知する義務があると規定しています。MOMIはインドネシアでの突然の違法ストライキの発生を防ぐことを目的とした違法ストライキの法的効果に関する Ministerial Decree No.232/MEN/2003が施行されています。

契約社員の不適切な使用、労働者のアウトソーシング、安価な労働政策に関連して全国的なデモが行われたものの、労働争議とストライキは歴史的に簡素で工場特有の傾向がありました。雇用主はまた、最低賃金の引き上げと生活費との比較に関連する労働問題の発生を報告しています。労働法は非常に従業員に優しいものであり、公式に規定されているように、年間の最低法定賃金の引き上げが存在することは妥当なものと認識されています。

## 外国人労働者の雇用

政府は、外国人の就業が認められていない仕事、インドネシア国民が訓練されている間だけ認められている仕事、およびその他に分類しています。MOMは、外国人従業員の制限された職位に関する Ministerial Decree No.40/2012で決定および特定されている場合にのみ、特定の職位および特定の期間の外国人の雇用を規制しています。したがって、駐在員の雇用には政府の承認が必要であり、外国人は、スポンサーとなる雇用主を通じて、一時滞在ビザ(VITAS)、一時滞在許可カード(KITAS)、および労働許可(Izin Mempekerjakan Tenaga AsingまたはIMTA)を取得する必要があります。通常、他の特定の書類も必要となります。外国人労働者がKITASを取得すると、その配偶者と子供もインドネシアに同行することができます。

オムニバス法は、IMTAを取得する必要性を排除しています。外国人労働者の雇用主は、中央政府によって批准された外国人労働者雇用計画(RPTKA)を所持している必要があります。

このRPTKAは、外国人労働者の労働許可証として機能します。さらに、雇用主は、RPTKAが付与された後、外国人労働者の雇用についてMOMに通知する必要があります。外国人労働者の職位、雇用主が必要とする人数、雇用期間、雇用開始日、およびカウンターパートとして任命されたインドネシア人労働者の詳細(職位、学歴および実務経験)が含まれます。

理論的には、政府は、組織内の外国人労働者の数が時間の経過とともに減少すると予想し、外国人労働者の雇用主に次のことを要求する場合があります。

- ・ 知識、技術、専門知識の移転を促進するために、外国人労働者のパートナーとしてインドネシア人労働者を任命する。
- ・ インドネシア人労働者を、現在の外国人労働者の地位を引き継ぐために必要な資格を得るまで教育し、訓練する。

### 外国人労働者に関するMOM規則: Regulation No.10/2018

2018年7月、MOMは、外国人労働者の利用手続きに関する Regulation No.10/2018)を発行しました。これにより、2015年に発行された Regulation No.35/2015が取り消されました。Regulation No.10/2018は、外国人労働者の労働許可の取り決めに関する新しい手順を定めています。

- ・ 外国人労働者の労働許可は、RPTKAと通知で構成されるようになりました。個人駐在員を雇用するためにIMTAは不要になりました。RPTKAの有効期間は、労働契約に従います。
- ・ RPTKAはオンラインシステムを通じて提出する必要があります。通知申請書は、MOM傘下の当局に提出する必要があります。外国人の個人データと一緒に省庁からの通知は、VITASまたは一時滞在許可(Izin Tinggal TerbatasまたはITAS)を発行するために使用されます。
- ・ 外国人労働者を雇用するには、雇用主は次のことも義務付けられています。
  - 1) 外国人労働者の使用に対して、退職まで各外国人労働者の職位ごとに月額100米ドルの補償金(DKP-TKA)を支払う。
  - 2) 外国人労働者を保険プログラムに登録する。
  - 3) 外国人労働者からの技術と技能の移転のためにインドネシア人従業員を任命し、訓練する。
- ・ インドネシアで雇用されるすべての外国人労働者は、次のことを義務付けられています。
  - 1) その職位のための資格のある学歴を有する。
  - 2) 関連する最低5年の実務経験を有する。
  - 3) インドネシアの納税者番号を有する(インドネシアで6か月以上働く駐在員)。
  - 4) 認可された機関によって発行された一時滞在許可を有する。
  - 5) インドネシア従業員に知識を移転する。
- ・ オムニバス法で規定されているように、RPTKAは次の場合には免除されます。
  - ・ 一般的な法律および規制に従って、特定の株式保有基準を満たすBOD、BOCまたは株主
  - ・ 外国駐在員事務所の外交および領事館スタッフ
  - ・ 緊急事態、職業活動、技術ベースの新興企業、企業訪問、および一定期間の調査のために停止した生産活動で雇用主が必要とする外国人労働者

外国人労働者は、インドネシアで特定の職位・期間および職位に応じた能力の関係でのみ雇用することができます。特定の職位・期間については、GRIによってさらに規定されています。



## 外国人労働者のためのトレーニング

Regulation No.10/2018はまた、雇用主にインドネシア語の教育と取締役、コミサリスではない長期労働者のためのトレーニングを促進することを義務付けています。

取締役、コミサリス、短期または緊急のための外国人労働者には、語学研修は必要ありません。インドネシア語の教育と訓練は、雇用主が実施することも、インドネシア語の訓練機関と協力して実施することもできます。インドネシア語の教育とトレーニングを促進しなかった場合、外国人労働者のライセンスプロセスが一時的に停止されます。

オムニバス法は、新しいタイプの職業訓練提供者、すなわち Company Job Training Institution を導入しています。Company Job Training Institutionは、会社内のトレーニングユニットとして定義されていますが、職業訓練活動を実施するために特定の事業免許を取得する必要はなく、そのような活動を、県、市レベルで人事を担当するそれぞれの政府機関に登録するだけで済みます。

## 新しい外国人労働者の職位の提案

Labor Lawは下記のとおり規定しています。

- (i) 駐在員は、特定の職位で特定の期間のみ雇用される場合があります。
- (ii) これらは、省令で指定されます(Labor Law, Article 42 (4)および(5))。

2019年8月27日、MOMはDecree No.228/2019 (Decree 228)を施行しました。これは、インドネシアで外国人を雇用できる新しい職位リストを示しています。外国人労働者雇用ガイドラインに関する PR No.20/2018は、上記細則の前に施行されました。

MOMは以前、ビジネスセクターに応じた、外国人に開放されている特定の職位に関していくつかの規定を施行していました。Decree 228はそれらの規制を廃止し、Decree 228に添付されているリストに置き換えられました。

Decree 228の概要は下記のとおりです。

### 1. 国際標準職業分類

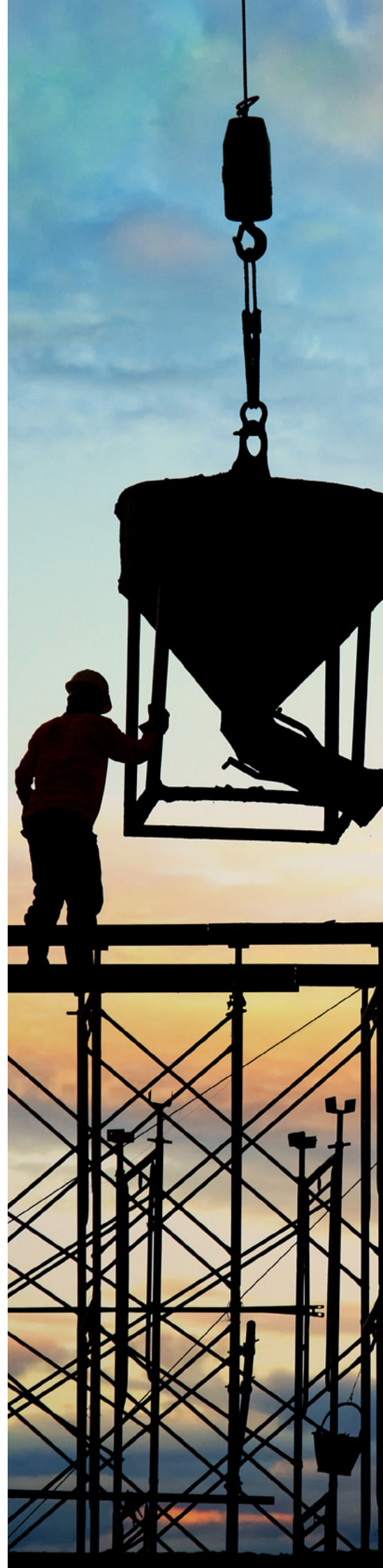
Decree 228 に基づき駐在員が就くことのできる職位は、International Labor Organization が発行した International Standard Classification of Occupation (ISCO)による特定のセクターに分類されます。ISCOは、インドネシアの標準的な職業分類(Klasifikasi Baku Jabatan Indonesia, KBJI)に基づき、GOIによって採用されました。

### 2. 取締役およびコミサリス

外国人労働者は、取締役またはコミサリスの職位に就くことが明確に許可されています。人事に関するものではなく、また、法律や規制に違反しない範囲に限られます。Decree 228の施行まで明確な規定がなく論点になっていたため、これにより明確になったといえます。

### 3. リストにない職位

想定している外国人労働者の職位が Decree 228 の Attachment 1 に記載されていない場合でも、MOMまたは当局は関連する外国人に雇用許可を与える余地はあります。それにもかかわらず、MOMは、従来の慣行にしたがい、当該裁量権の行使においてかなり保守的であると予想しています。





#### 4. 定期的な評価

外国人が就くことのできる職位のリスト、およびそのような職位の要件 (Decree 228 の Attachment 1 に記載) は、定期的に (少なくとも2年ごとに)、または必要に応じてより定期的に評価されます。

#### 5. 既存の外国人労働者雇用許可の有効性

Decree 228の前に発行された外国人労働者雇用許可は、それぞれ当初の期限まで有効です。

#### 6. 外国人労働者が就くことのできる職位リスト

Decree 228の Attachment 1 には、18のビジネスセクターにわたって駐在員が就くことのできる職位 (および対応する要件) のリストが含まれています。

- 1) 建設
- 2) 不動産
- 3) 教育
- 4) 加工産業
- 5) 水管理、廃水管理、廃棄物管理・リサイクル、および修復活動
- 6) 輸送および倉庫保管
- 7) 芸術、娯楽、およびレクリエーション
- 8) 宿泊施設の提供および飲食物の提供
- 9) 農林水産業
- 10) オプション権、雇用、旅行代理店およびその他の支援事業なしでの賃貸およびリース
- 11) 金融および保険
- 12) 健康活動と社会活動
- 13) 情報通信
- 14) 鉱業および採掘
- 15) 電気、ガス、温水/蒸気および冷気の調達
- 16) 自動車およびオートバイの卸売および小売、修理および保守
- 17) 他のサービスを含む活動
- 18) 専門、科学、技術分野での活動



Decree 2281には、以前は規定されていなかった外国人労働者向けのいくつかの新しいセクターが含まれています。すなわち、不動産、他のサービスを含む活動、専門職、科学、技術セクターです。不動産については、外国人が就くことのできる職位はごくわずかであることに注意してください(ゼネラルマネージャー、副ゼネラルマネージャー、小売開発マネージャー、経営企画マネージャー、マーケティングマネージャーおよびマーケティングスペシャリスト)。これは、これらの職位に法的確実性が伴うため、前向きな進展として見ることができます。

外国人を雇用している(または雇用を希望している)企業で、これら18のセクターのいずれかに従事している企業は、今後の展開に注意する必要があります。外国人が占める予定の職位が Attachment 1 に記載されていない場合、雇用主は当局へ、その職位が実際に外国人に開放されているかどうかを確認する必要があります。

インドネシアで雇用されている外国人の数は、2つの競合する考慮事項の間の適切なバランスの観点から、長い間、政府の懸念事項でした。まず、政府は、インドネシアの失業/不完全雇用という固有の問題を考慮して、インドネシア労働者のためにより多くの雇用機会を創出したいと考えています。一方、政府は次のことも認識しています。

- (i) インドネシア労働者は、企業が必要とするスキルと経験を常に持っているとは限らない(外資か否かを問わず)。
- (ii) 当然のことながら外国人投資家は信頼する母国の従業員をインドネシア子会社の重要な職位に置きたいと考えています。適切なバランスを見つけることは、とらえどころのないことが証明されています。

しかし、疑う余地のない傾向は、外国人の雇用に対する制限がますます厳しくなり、その結果、ほんの数年前の状況と比較して、現在インドネシアで雇用されている外国人労働者がはるかに少なくなっています。

---

Sources:

- (1) KPMG Research and Intelligence
- (2) BPS. Labor Force Situation in Indonesia August 2019. <https://www.bps.go.id/publication/2020/11/30/307a288d678f91b9be362021/keadaan-angkatan-kerja-di-indonesia-agustus-2020.html>
- (3) KPMG IES Bulletin, February 2014: BPJS Kesehatan: a new medicare system?
- (4) BKPM "Monitoring Investment Climate in Indonesia" Seminar 20 May 2015
- (5) The Permit House website: [www.thepermithouse.com](http://www.thepermithouse.com)
- (6) English First. EF English Proficiency Index 2020. <https://www.ef.co.id/epi/regions/asia/indonesia/>
- (7) Katadata. <https://databoks.katadata.co.id/datapublish/2020/11/09/dki-jakarta-masih-memimpin-dengan-ump-tertinggi>
- (8) Centre for Public Policy Transformation, Jakarta
- (9) EIV, Viewswire Data Tool, February 2016
- (10) Trading Economics website: [www.tradingeconomics.com](http://www.tradingeconomics.com), February 2016
- (11) ASEAN Briefing. Minimum Wage Levels Across Asean. <https://www.aseanbriefing.com/>
- (12) Bangladesh – Minimum Wage. <https://countryeconomy.com/national-minimum-wage/bangladesh>
- (13) [https://paycheck.in/salary/minimumwages/Minimum\\_wages\\_in\\_India](https://paycheck.in/salary/minimumwages/Minimum_wages_in_India)
- (14) <https://www.ceicdata.com/en/indicator/indonesia/monthly-earnings>
- (15) <https://www.ceicdata.com/en/indicator/labour-productivity-growth>
- (16) Global Business Guide. New Indonesian Manpower Regulation Changes Rules for Foreign Workers [http://www.gbgingonesia.com/en/main/legal\\_updates/new\\_indonesian\\_manpower\\_regulation\\_changes\\_rules\\_for\\_foreign\\_workers.php](http://www.gbgingonesia.com/en/main/legal_updates/new_indonesian_manpower_regulation_changes_rules_for_foreign_workers.php)
- (17) Presidential Regulation No. 12/2013 regarding Health security
- (18) Presidential Regulation No.111/2013 regarding 1st amendment of Presidential Regulation No.12/2013
- (19) Presidential Regulation No. 19/2016 regarding 2nd amendment of Presidential Regulation No.12/2013
- (20) Presidential Regulation No. 75/2019 regarding amendment of Presidential Regulation No. 82/2018
- (21) Law No 11/2020 regarding Job Creation









# 10 税務

## 概要

### 法人税率

税率 (%)	適用年
22% (一律)	2020年以降

一定の条件を満たす上場企業は上記税率から3%が軽減されます。

総売上高が500億ルピア未満の企業に対しては、48億ルピアまでの課税所得について法人税率の最大50%減額が適用されます。

総売上高が48億ルピア未満の場合、売上高を課税標準として0.5%の最終分離課税が適用されます。

Article 31E Law Number 36/2008.

### 個人所得税率

税率 (%)	適用年
5	< 6,000万ルピア
15	6,000万ルピア-2億5,000万ルピア
25	2億5,000万ルピア-5億ルピア
30	5億ルピア-50億ルピア
35	> 50億ルピア

Harmonization Law in 2021

## 一般

インドネシアでは1983年12月に導入された3つの法律に基づいて税金が課されます。

- ・ 一般的な税務管理を規定する国税一般通則法
- ・ 所得税法
- ・ 物品とサービスに対するVAT法

特定の例外を除いて源泉税(WHT)は、国内又は国外への配当、利子、ロイヤルティ、サービスの支払いに対して課税する税金です。インドネシア政府は、土地や建物への税金および印紙税、関税も徴収します。地方自治体はそれ以外の様々な税金を徴収します。

企業は定款において異なる会計年度を採用することもあり、その場合はインドネシアの税務当局の事前の承認を得て会計年度を変更します。会計年度は12か月を超えることはできません。

インドネシアの税務申告は自己申告制度であり、5年以内に税務調査が実施されない場合、申告書は時効を迎えます。



## 居住

インドネシアで設立されたすべての法人組織は税金が課税されます。法人組織には、有限責任会社、その他の会社、パートナーシップ、協同組合、財団、年金基金および協会が含まれます。

インドネシアに年間183日以上滞在している個人、およびインドネシアから収入が生じたあるいは受領した海外の法人組織も課税の対象です。法人組織でインドネシアにPEがある場合、納税者登録が義務付けられます。居住者である納税者が非居住者に対して支払う特定の所得は源泉税の対象です。

外国企業の駐在員事務所もPEに該当せずとも納税者としての登録が求められます。従業員や第三者への支払いに対する税金を源泉徴収し申告を行うためです。

VAT登録は承認された納税者に対して有効です。

## 恒久的施設(PE)

PEは通常、駐在員事務所、管理拠点事務所、支店、オフィス、工場、倉庫、従属機関を対象とし、建設プロジェクト、鉱山、その他の天然資源の採掘場所、およびインドネシアでサービスを提供するコンサルタントも含まれます。

PEの定義は広く、外国企業のためにインドネシア国内で業務を行う従業員の存在は、PE認定される可能性があります。外国企業は気づいたらPEの定義に該当していたということにならないよう注意し、必要に応じてインドネシアで許認可を得るなど事前に対策を取ることが重要です。

## 重大な経済的影響力のある恒久的施設とeコマース取引への課税

インドネシアで大きな経済的影響力のある海外のeコマース企業は、税務上PEがあるとみなされます。重大な経済的影響力とは以下の要件に基づいてMOFによって決定されます。

- ・ 連結総収入
- ・ インドネシアにおける売上高
- ・ インドネシアにおける利用者数

租税条約の適用によりPEとしてみなされない場合、電子取引税(ETT)がインドネシアの購買者/利用者への売上に課されます。

## キャピタルゲイン

資産の売却の理由を問わず、キャピタルゲインは課税対象となります。不動産を除き、課税対象となる譲渡益は、収入から処分時の調整後の税務簿価を控除して算出します。法人税の税率は22%、個人所得税の税率は累進課税率です(この所得は、年次の確定申告で通常の所得と一緒に申告します)。

最終分離課税の対象とならない限り、収入を得るために事業で

使用した資産または権利の売却・譲渡によって生じた損失は法人税上損金算入することができます。

土地および建物の売却には、売却者には取引価額またはみなし時価のいずれか高い方に対して、2.5%の最終分離課税が課されます。また、取得者には取引価額に対して5%の不動産取得税(BPHTB)が課税されます。

IDXに上場する株式の売却によるキャピタルゲインには、売却額の0.1%の最終分離課税が課税されます(さらに、創設者保有株式の場合は0.5%が追加されます)。ただし、ある特定の種類のベンチャーキャピタル会社の株式売却の場合、一定の条件下、課税はありません。

また、外国人株主が保有する非上場株式の売却の場合、租税条約(DTA)に基づく免税が適用されない限り、売却額に対しての5%の源泉税が課されます。

## 配当

居住者の有限責任会社、協同組合、SOE、またはBUMD企業がインドネシアに設立された企業に出資して得た配当およびその他の利益は益金不算入となり、国外から得た配当は一定の条件下で免税となります。また、国外から得た配当の源泉税に対して外国税額控除が認められます。

## 損失

税務上の欠損金は5年間にわたり繰越することができます。特定の地域や産業に対する優遇措置を利用することで最大10年間の延長が認められます。欠損金の繰戻しは認められません。また、株主の変更は繰越欠損金の有効性に影響を与えません。

通常の市場取引で合理的に生じたキャピタルロスも損金算入として取扱います。法人税の算出において国外で生じた損失を含めることはできません。

## 連結納税制度

インドネシアでは連結納税制度の規定はありません。

## 減価償却

償却資産とは1年以上の耐用年数があり、事業で所有し使用されている、または収益の稼得、回収、維持のために所有されている有形資産です。特定の業種以外、土地は減価償却されません。

建物等の不動産は定額法で減価償却を行います。建物等の不動産以外のすべての資産については会社の選択により定率法または定額法のいずれかを使用して減価償却費を算出します。これらの資産は税法で定められた分類に応じて区分し、それ



それぞれに適用される耐用年数に応じて減価償却費を算出しなければなりません。

一度採用した減価償却方法はITOの承認なしに変更することはできません。また、石油・ガスおよび鉱業部門には別途規定が適用されます。

#### 無形資産等の償却

耐用年数が1年を超える無形資産の取得原価は、有形資産の減価償却率に従い、定額法または定率法のいずれかを使用して耐用年数に応じて償却します。

鉱業、林業、その他の天然資源事業の納税者は年間最大20%の生産高比例法を使用します。2016年7月1日から2017年3月31日まで実施されたTax Amnesty Programに基づいて新たに申告された資産(後述)は、税務上減価償却できませんのでご注意ください。

#### 利息

収益の稼得、回収、維持を目的として会社が借り入れた資金の利息は、過少資本制度に従って損金算入することができます。ただし、最終分離税の対象となる所得(国内銀行預金の利子など)のために借入金を利用される場合は損金算入できません。

金利が市場レートより大幅に高い等、一定の基準を超過していると見なされる場合、利息の損金算入が認められない可能性もあります。株主からの無利子ローンは、場合によっては、借手に対してみなし利息および源泉税徴収の義務が生じるリスクがあります。

## 税務管理

### 登録

すべての納税者は、所得税の申告のため納税者登録をすることが求められます。非居住者の外国企業は、国内税法または該当のDTAで定義されているPEを持っている場合に納税者登録義務が生じます。登録が完了するとNPWPを取得できます。ITOは、納税者として登録すべきと判断する任意の事業体または個人を登録することもできます。登録後、その事業体または個人は法律に記載されているすべての税務義務を果たさなければなりません。

納税者は、インドネシアの納税者ではなくなった場合、NPWPの登録を抹消する必要があります。ITOは納税者がすべての税務義務を果たしていることを確認するために税務調査を実施します。法人の納税者の場合、ITOが登録の抹消を完了するまで税法に記載されているすべての税務義務が引き続き適用されます。

### 予納

法人および個人の納税者は、毎月の所得税の予納を行う必要があります。ほとんどの納税者の場合、月次予納額は前年度の年次所得税申告書で申告した未払所得税に基づいて計算されます。定期的に財務報告を提出する義務がある銀行等の納税者は、その財務報告に基づいて税額調整をした予納額を納付します。



## 税務申告

法人は自己申告方式に基づき年次法人税申告書を提出します。連結納税制度は認められていません。年次法人税申告書は会計期末から4か月以内に管轄のITOIに提出しなければなりません。ITOIに通知することで2か月の申告期限を延長することができます。

## 源泉税—居住者間の取引

源泉税は、インドネシア法人、外国企業のPE、または納税者として義務がある特定の個人等が他の居住者に支払う際に生じる税金であり、定められた税率を適用して課されます。ほとんどの場合、支払いが行われたときではなく、費用が発生したときに申告義務が生じます。通常、税金の前払い（最終分離課税を除く）となり、年次の未払税金と相殺されます。この前払税金が年次税金より多くなりその結果過払いとなった場合、納税者は還付申請をすることができます（これにより自動的に税務調査が実施されます）。

源泉税の規定は多数ありますが、対象となる主な取引とそれに関連する税率は下記のとおりです。

### 個人の居住者への支払い：

- ・ 給与等またはサービスの報酬：5～35%（年金には別途税率が適用されます）
- ・ 配当：10%（最終分離課税）あるいは一定の条件を満たせば免税
- ・ ロイヤルティ：15%
- ・ 利息：
  - 銀行利息：20%（国内銀行からの受取利息の場合。最終分離課税）
  - 債券およびその他の特定の証券：15%（最終分離課税）
  - その他利息：15%
- ・ 不動産の賃貸等：10%（最終分離課税）
- ・ 賞金および宝くじ：25%

### 国内法人およびPEへの支払い：

- ・ ロイヤルティ：15%
- ・ 利息：
  - 銀行利息：20%（国内銀行からの受取利息の場合。最終分離課税）
  - 債券およびその他の特定の証券：15%（最終分離課税）
  - その他利息：15%
- ・ 不動産の賃貸等：10%（最終分離課税）
- ・ 機械類と車両の賃貸：2%
- ・ サービス：2%（技術サービス、経営サービス、その他サービスを含む）
- ・ 国内銀行に支払う手数料は免税
- ・ 国内法人への配当：免税（PEへの配当は外国企業への支払いとみなされます）

ITOが規定する特定の商品を除き、商品の購入は源泉税の課税対象ではありません。

## 資産譲渡

資産の譲渡に対しても税金が課税されます。

- ・ IDXに上場されている株式 - 0.1% (最終分離課税)
- ・ 創設者が保有する上場株式の譲渡は、0.5%が追加 (最終分離課税)
- ・ 土地と建物の所有権譲渡 - 譲渡者には2.5%の課税 (最終分離課税)、譲受者には5%の不動産取得税 (BPHTB) が課税
- ・ 外国人株主が保有するインドネシア企業の非上場株式の売却 - DTAによる免税が適用されない限り、譲渡価格の5% (最終分離課税)

## 免税

受取人の未払税金の前払いである場合、受取人は一定の条件のもと、源泉税の免除を申請することができます。

## タックスアムネ스티 (租税特赦)

2016年6月28日、インドネシア議会はタックスアムネ스티法 (TA法) を承認し、2016年7月1日から2017年3月31日までの期間に発効しました。TA法は、税収の増加、課税基盤の拡大による公正な税制改革の実現、経済成長の加速を目的としています。

TA法では以下が免除されます。

- i. 未払税金
- ii. 行政処分
- iii. 未申告の資産に対する犯罪行為の処分

租税特赦は、2016年に終了する会計年度 (遅くとも2016年12月31日) までに納税者によって支払われなかった、または完全に決済されなかった納税義務に対して付与されました。租税特赦の範囲は所得税、VATおよびSTLGであり、申告期間は2016年7月1日から2017年3月31日まででした。個人だけでなく、法人 (PMA企業を含む) も利用が可能でした。

実際には、多くの企業がこのプログラムに参加しました。特赦の利点の1つは、直近の課税年度までの、税務調査が実施されないことでした。さらに、通常の法人税率である25%よりも大幅に低い税率が適用されました。特赦を申請するにあたり、納税者は租税特赦のためのいわゆるDeclaration Letter (資産申告書) を提出しなければなりません。

租税特赦は申告書で申告されたインドネシア国内外のすべての未申告の純資産 (資産から負債を差し引いたもの) に付与されました。上記のように、未申告資産については、定められた税率に基づく税金を支払う必要がありました。定められた税率は2%か

ら10%まであり、いくつかの条件に基づき適用されました。(例えば、国外の資産かインドネシア国内の資産か、あるいは申告期間など)。また、課税対象は未申告資産の純資産価値に基づいて計算されました。

2022年にも第2回タックスアムネ스티として、2022年1月1日から6月末までに未申告資産を申告することで通常より低い税率が適用される「自己開示制度」が実施されました。

## 税制上の優遇措置

### 買収、合併

組織再編の一貫として合併する場合、ITOから事前承認を得ることで簿価を用いて資産を譲渡することができます。また合併の場合VAT免税も適用されます。さらに、土地と建物の譲渡にかかるの5%の譲渡税の部分的免税、および土地と建物の取得に対する2.5%の取得税に対して免除が適用される場合があります。

### タックスホリデー

「パイオニア」産業への投資でありかつ重要な投資とみなされる場合、一定期間免税となります。

- ・ 統合上流基礎金属
- ・ 統合石油・ガス精製所
- ・ 石油、ガス、または石炭由来の統合石油化学製品
- ・ 統合無機基礎化学品
- ・ 農業、林業生産物由来の統合有機基礎化学品
- ・ 統合医薬品原料
- ・ 照射、医療用電気または電気療法装置
- ・ 電子機器またはテレマティクス機器の主要部品
- ・ 機械および機器の主要部品
- ・ 製造機械の製造を支援するロボット部品
- ・ 発電用機械の主要部品
- ・ 自動車等の主要部品
- ・ 船舶の主要部品
- ・ 列車の主要部品
- ・ 航空機の主要部品と航空宇宙産業を支援する活動
- ・ パルプ生産用の農業、プランテーションまたは林業ベースの加工業
- ・ 経済インフラ
- ・ データ処理、ホスティング、および関連活動を含むデジタル経済

適用できる産業は、BKPMが作成したKBLIのリストに明記されて



います。現在のリストには185のKBLIが含まれています。記載されていない産業であっても他のすべての要件が満たされている場合、免税を申請することができます。免税を適用するには申請者は最低1,000億ルピアを投資する必要があります。適用できる免税期間は投資額によって異なります。1,000億ルピアから5,000億ルピアの投資の場合、5年間で50%の減税が適用され、その後の2年間25%の減税が適用されます。

5,000億ルピアから30兆ルピア以上までの投資については、5年から20年の間は100%の減税が適用され、その後2年間50%の減税が適用されます。免税期間は生産が開始された時点から起算します。これはITOによる実地調査で判断されます。申請書の提出は、OSSシステムを通じて行う必要があります。記載されていない産業の免税を申請する納税者は、BKPMに申請しなければなりません。その後、BKPMは、関連するさまざまな省庁と適格性について協議します。適用される場合、BKPMの責任者はOSSシステムを通じてITOに申請を転送します。ITOは、OSSを通じて申請を受領してから5営業日以内に決定を下します。

タックスホリデーの申請は、2024年10月8日まで可能です。

### 新規企業に対する税制上の優遇措置

外国投資法に基づいて設立された新規企業は資本財および原材料の輸入に対する免税を申請することができます。新規企業は管轄のITOから免税証明書を取得して免税を享受することができます。免税はBKPMマスターリストに示されている資本財に関するものであり、毎年申請しなければなりません。

### 特定の事業および特定の地域への投資(タックスアローワンス)

2019年12月13日より、地域に関係なく33の選択された指定事業(166のサブセクター)への投資に対して所得税が免税になります。さらに、様々な地域(主にジャカルタ以外)の特定の場所において免税が適用される7つの指定事業(17のサブセクター)があります。免税が適用される事業および地域は随時変更される可能性があるため、投資家はITOまたは税務コンサルタントと相談してください。

指定事業および地域の免税は、4つのインセンティブで構成されています。

- 資本投資(減価償却資産および非減価償却資産)に対する毎年5%の税額控除を最大6年間適用(適用期間中に資産が譲渡された場合、減税は取り消し)
- 加速償却及び/又は償却控除
- 税務上の繰越欠損金の期間が最大10年に延長(通常は5年)
- 非居住者株主への配当に対する源泉税を10%へ引下げ(またはDTAの税率のいずれか低い税率の適用)。

指定事業は、特に輸出、雇用創出、または現地調達比率の向上に関して優先度の高い事業です。指定された地域は、経済的に

かつ潜在的に開発に有力であるが経済インフラが不十分あり公共交通機関によるアクセスが困難な遠隔地域であり、海底に天然ガスを含む鉱物が埋蔵されている深さ50メートルを超える海域を含みます。

優遇措置を適用するためには、OSSシステムを通じて事業識別番号の申請書と共に申請、または投資および/または事業拡張のためにOSSが事業許可を発行してから1年以内に申請書を提出します。

### 経済特区

SEZで事業を行う企業は、免税期間や税控除などタックスホリデーやタックスアローワンスと同等の優遇措置を利用できます。SEZについては主にGRで規定されています。

### 特定の機能を備えた産業への投資

2019年6月26日より、労働集約型産業への投資、特定の技能における人材育成、およびインドネシアにおける特定の研究開発活動のための優遇措置があります。一定期間に有形固定資産に投資された金額の60%相当額を純利益から控除、または要件を満たす一定の活動のために支出した費用総額の最大300%相当額を所得から控除することができます。

### 自由貿易圏と自由港区

FTZおよび自由港区(FPA)は、インドネシアの税関地域外にあると同等に取り扱われます。製品輸入の関税やその他の税金はかかりません。インドネシア税関地域内の場所に輸送された製品は輸入品として扱われ、通常の関税およびその他の税金の課税対象となります。

関連規定では、FTZおよびFPAの範囲エリアの地図を含み、該当エリアの緯度・経度および境界が明記されています。

FTZおよびFPAで実施される事業活動には、貿易、海事、産業、運輸、銀行、観光およびその他の活動が含まれます。その他の活動は、GRによるさらなる個別の規定の対象となります。規定では、FTZとFPAの経済開発は、地域のマスタープランに従って実施する必要があるとしています。

これらのGRは、2007年のGRの規定以前に付与された契約、協議事項、協力、およびライセンスや措置を取り消すことはなく、それぞれの有効期限が切れるまで引き続き適用されます。

### 援助資金によるプロジェクト

外国の融資または助成金によって資金提供され承認された政府プロジェクトに関して、請業者によって輸入された製品、原材料、および建設機械は、以下の優遇措置を受ける権利があります。

- 輸入関税の免税
- VATおよびSTLGの徴収なし

- ・ 所得税はこのような援助プロジェクトを実施する一次請負業者、コンサルタント、およびサプライヤーに代わり政府が負担

## 輸入品

製品の輸入において利用できる関税の免税にかかる規定は、「間接税およびその他の税」に要約されています。

## 国際税務

### 二重課税防止

インドネシアでは、外国で受け取ったまたは発生した収入に対して直接支払った源泉税を控除することができます。全世界所得の一部としてインドネシアで所得が課税される場合、税額控除を利用できます。税額控除は、外国所得に対するインドネシアの所得税または外国税額のいずれか少ない方、または関連するDTAに記載されている最大税率まで控除することができます。

外国税額が減額または還付された場合、税額控除額は減額され、インドネシアで支払われる税金はその還付または減額金額分が増額されます。

### 源泉徴収税

#### 非居住者との取引

非居住者がインドネシアにPEを持っていない限り、非居住者への様々な支払いに対して20%の税率が適用されます。外国人居住者がDTAにより免税あるいは減税率が適用される場合、それに応じて源泉税は減免されます。

非居住者は、関連する租税条約に基づく減免を適用するには、ITOが指定するフォーム(DGTフォーム)を使用して、居住国の税務当局からの証明書を提出する必要があります。外国の税務当局は、DGTフォームのパートIIIに署名するか、標準の居住証明書をを使用して居住を証明します。

源泉税は以下の項目に課税されます。

- ・ 配当
- ・ 保険料、割引、ローン保証の補償を含む利息(2021年8月以降、債券の利息にかかるWHTの税率は20%ではなく10%となりました)
- ・ ロイヤルティ
- ・ 不動産の使用に関連する賃貸料およびその他の収入
- ・ クロスボーダーリース
- ・ 賞金や賞品
- ・ 個人による仕事または海外法人によるサービス活動に対する報酬(サービスがインドネシア国外または国内で行われるかどうかに関係なく適用されます)

- ・ 保険料(取引の性質に応じて税率が引き下げられます)
  - 被保険者 - 10%
  - 保険会社 - 2%
  - 再保険会社 - 1%

非上場のインドネシア企業の株式譲渡。実効税率は5%。外国人が会社の株式を購入する際、所有権の譲渡が記録される前に、会社は源泉税を支払う必要があります。

### 支店利益税

外国企業のPEは、DTAによる減税率の対象とならない限り、税引き後の所得に対して20%の源泉税が課税されます。

### 二重課税防止協定

2021年7月、インドネシアは70か国とDTAを締結しています(航空輸送のみを規定するサウジアラビアとの条約を除く)。さらに、2017年6月17日にインドネシアはBEPS防止措置実施条約(MLI)に署名しました。MLIは、経済協力開発機構(OECD)の税源浸食と利益移転(BEPS)のプロジェクトの重要な構成要素であるBEPSを防止するための措置のうち、租税条約に関連する措置を既存の租税条約に迅速に取り込む仕組みです。これは、2019年11月12日にインドネシアで批准されました。MLIは、源泉税については2021年1月1日、その他の規定については2020年11月1日に発効しました。

## 租税回避防止規定

### イントロダクション

所得税法には特定の租税回避防止規定が含まれています。当事者間に「特別な関係」が存在するために独立企業間取引が行われていないとITOが判断した場合、支払われる対価は調整される場合があります。ITOの権利はすべての国内および国外取引にまで及びます。

移転価格に加えて「過少資本税制」と外国子会社合算税制も考慮すべき点です。詳細は下記のとおりです。

### 移転価格

移転価格に関して発行された規制/ガイドラインは、現在、OECDの移転価格ガイドラインにほぼ準拠しています。

「特別な関係」とは次のとおりです。

- ・ 納税者が他の納税者を支配しており、直接的又は間接的を問わず、複数の納税者が同一支配下にある関係
- ・ 納税者が他の納税者の株式を直接的又は間接的に25%以上を保有している場合、複数の納税者の株式の25%以上保有を通じた納税者間の関係、又は後述する複数の納税者間の関係



- ・ 血縁又は婚姻関係を通じて一親等以内の近親者と見做されるもの

上記の移転価格税制は、国内取引およびクロスボーダー取引に適用されることに注意することが重要です。

2013年、ITOは移転価格にかかる質問のための書式(PER-22フォーム)を発表しました。この広範にわたる書式は、税務調査を受けている納税者だけでなく他の納税者にも作成が求められることがあります。

移転価格による調整が二重課税につながる場合、納税者は相互協議(MAP)を要求することができます。

ITOは、企業やその他の管轄税務当局との間で価格設定に関する事前確認(APA)を締結することもあります。ITOは、2020年にAPAの手順を明記した最新の規定を発行しました。ITOのウェブサイト公開されたデータは、インドネシアが多くのAPAとMAPの交渉を実施していますが、まだ多くの案件が保留中であることを示しています。

## ローカルファイル、マスターファイル、および国別報告書

2016年12月30日、インドネシアのMOFは、OECDのBEPS行動13を実施するMOF Regulation No.213/PMK.03/2016(PMK-213)を発行しました。

PMK-213では、関連当事者の取引に関する3つの文書を作成する必要があります。

- グループに関する一般的な情報を含むマスターファイル(MF)
- インドネシアでの業務に関する特定の情報を含むローカルファイル(LF)

- iii. グループの各メンバーに関する詳細な財務情報およびその他の情報を含む国別報告書(CBCR)

MFとLFは、各会計年度末の4か月以内にインドネシア語で準備する必要があります(英語での会計記帳を承認されている納税者の場合は英語で作成できますが、インドネシア語の翻訳を添付する必要があります)。CBCRの準備期限は各年度末から1年以内です。

## マスターファイルとローカルファイルの作成義務の基準

納税者が次のいずれかの基準を満たした場合、当会計年度のMFとLFの作成が義務付けられます(説明の一部はこの規定に関する弊所の見解を含んでいます)。

1. 関連者取引があり、前課税年度における総収入が500億ルピア(約340万米ドル)を超えている。関連者取引の合計額に基準はない。
2. 前課税年度の有形固定資産の関連者間取引(製品、原材料等の取引)が200億ルピア(約140万米ドル)を超えている。
3. 前課税年度の無形資産取引(利息、ロイヤルティ、および/またはサービス等)の関連者間取引が50億ルピア(約345千米ドル)を超えている。
4. 金額を問わず、当課税年度に法人税率がインドネシアの法人税率(現在22%)よりも低い国・地域に所在する関連者との取引がある。関連者間取引の取引金額の基準がないため、たとえ小規模額の取引であってもこの規定の対象となる。インドネシアより低い法人税率を適用する国のリストは、ITOによって公開されている。



## CBCR(国別報告書)の作成義務の基準

納税者が会計年度に次のいずれかの基準を満たしている場合にCBCRの準備が義務付けられます(一部この規定に関する弊所の見解を含んでいます)。

1. 親会社がインドネシアに所在する場合で11兆ルピア(約7億5,900万米ドル)を超えるグループ総収入がある
2. 親会社がインドネシア国外に所在する場合は下記のとおり。
  - i. 海外親会社が国別報告書の提出義務のない国・地域に所在している。
  - ii. インドネシアとの間で情報交換協定を締結していない国・地域に所在している。
  - iii. ITOが情報交換協定を通じてCBCRを入手できない。

ITOはインドネシアと情報交換協定を締結する国のリストを公開しています。

PMK-213には、CBCRで開示すべき広範囲な情報のリストが含まれています。なお、ほとんどの多国籍企業のインドネシア子会社はCBCRに関する通知書をオンラインで提出するだけで済みます。

## ペナルティ

上記の要件に該当する納税者は、2016年度以降の法人税申告書において、各会計年度末から4か月(CBCRの場合は12か月)以内に、MF/LFの準備ができていないことを申告する必要があります。年次法人税申告書(CITR)にはMF/LFの要約を添付し、また翌年の年次所得税申告書にはCBCRを添付します。

ITOに要求されたときにMF/LFを準備あるいは提出できなかった場合罰則が適用されます。MF/LFを準備しなかった場合は、PMK-213 Article 3 (3)に基づき、独立企業間価格原則を適用していないものとして扱われます。要求されたときにMF/LFを提供できなかった場合、同Article 5 (3)に基づき納税者は移転価格文書を保有していないと見なされます。

ITOは、コンプライアンスチェック、税務調査、異議申し立て、行政処分の緩和など様々な状況で上記の書類を要求することができます。

### 「過少資本税制」の適用

特別な関係において、市場金利を超える金利など、借入コストが過剰であると見なされる場合、利息の損金算入が認められない場合があります。株主からの無利息ローンは、場合によってはみなし利息が課されるリスクを含み、借手に源泉税の徴収義務が生じる可能性があります。

2016年度以降、インドネシアは過少資本制度を導入しています。この制度では負債と資本の比率(DER)を4:1と規定しています。下記の一部の法人納税者はDERが適用されません。

1. BIを含む銀行
  2. 資金または資本財を提供する金融機関およびリース会社
  3. シヤリアを含む保険・再保険会社
  4. 政府との間で、特定の負債資本比率が別途定められている鉱業事業契約(Contract of Work)または生産物分与契約、およびその他の契約に基づき操業する石油・ガス会社、鉱業会社(特定の負債資本比率が定められていない場合は、4:1の負債資本比率に従う)
  5. Final Tax適用会社
  6. インフラに従事する会社
- 企業がDERに準拠していない場合、超過債務部分に関連する資金調達コストは法人税上損金算入できません。

### 外国子会社合算税制

2019年の課税年度からインドネシアの居住者株主がみなし配当に課税される可能性があるという被支配外国法人(CFC)の規定が変更されました。CFCは、インドネシア納税者が単独もしくは集団で少なくとも50%を所有する非上場の外国法人を指します。上場企業はCFCに該当しません。インドネシアの株主は年次申告後4か月以内、または年次確定申告の義務がないあるいは国内での特定の申告期限がない場合は会計年度期末から7か月以内にCFCの居住地で配当金を受け取るものとみなされます。みなし配当の対象となるCFC所得は受動的所得に限定されます。

## 個人に対する税務

### イントロダクション

雇用者は雇用に関して従業員が受け取った所得に対する税金を源泉徴収し申告納税する義務があります。インドネシアの税務上の居住者(下記詳細を記載)に該当する個人は、手取りの所得が課税対象となる基準を下回らない限り、個人のNPWPを取得し、個人所得税を申告する必要があります。

### 居住者

税法では居住者と非居住者の納税者を区別しています。

居住者は次のように定義されます。

- ・ インドネシア国民
- ・ 連続する12か月の間に183日以上インドネシアに滞在している者
- ・ インドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

インドネシア国民は、外国税の対象として承認を得るか、インドネシアを永久に離れてNPWPを抹消しない限り、出生時から居住



者と見なされます。駐在員はインドネシアから本帰国する日まで居住者とみなされます。

居住者は全世界所得から控除額と非課税所得を差し引いた課税所得に対して通常の税率で課税されます。

## 課税所得

総所得は、インドネシア国内外を問わず、納税者が受け取ったまたは発生した経済的利益として広く定義されています。総収入には賃金、給与、ボーナス、労働によって得た報酬、謝礼金、宝くじの当選金、賞金、事業からの粗利益、資産の売却または譲渡からの利益、配当、利子、ロイヤルティ、賃貸収入、および債務免除による収益が含まれます。

2020年11月2日に承認されたオムニバス法に基づき、以下の個人は全世界所得の申告義務が免除される可能性があります。

- インドネシア国外に183日以上居住するインドネシア国民で外国税の対象としての承認を得るための「一定の条件」が満たされている場合、非居住者の納税者として取り扱われます。
- 「一定のスキル」の要件を満たす外国人は、インドネシアに最初に到着したときから4年間、全世界所得の申告義務が免除され、インドネシア国内所得のみに課税されます。

個人納税者が利用できる控除額は次のとおりです。

- ・ 基礎控除、扶養控除
- ・ 社会保障への拠出金
- ・ 承認された宗教団体に支払われる特定の宗教的供物

インドネシアで保有されている定期預金から個人が得た受取利息は支払銀行が20%の最終分離課税を源泉徴収し、受取人側では再度課税されることはありません。

土地や建物の賃貸による収入には10%の最終分離課税が課税されます。法人の賃借人は賃借人に支払う金額から10%の税金を差し引きます。

インドネシアの税金は、同じ年度に個人が海外で受け取ったまたは発生した所得に対して海外で支払ったあるいは支払われるべき税金を控除することができます。その年に利用できる外国税額控除は、源泉国/管轄区域で支払われる実際の税額と、実効税率または租税条約税率から算出される税額のいずれか少ない方に制限されるものとしてします。

## キャピタルゲイン税

法人と同様に、個人から得られるキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。

## 配当

配当は個人に対して課税されます。国内納税者から受け取った配当金は10%の最終分離課税の対象となり、一定の条件を満たした場合免税が適用される場合があります。

外国税額控除は国外から受け取った配当に対して支払った外国税に適用できる場合があります。

## 雇用による所得/従業員給付

特例として、インドネシア国民は非課税所得控除と一時期の雇用所得に対して低い税率の適用が認められています。すべての場合において、職業支援控除は、総所得の5%または月額50万ルピアのいずれか低い方に制限されます。

## 従業員への現物支給

原則として、現物給付の全費用は従業員個人の課税所得の対象となり、雇用者の法人税では損金算入することができます。

現物支給とは、従業員またはその家族が雇用者から現金以外の形式で受け取る給付のことです。たとえば雇用者が従業員の医療費を病院に直接支払った場合、従業員の課税所得には含まれます。このような給付には、住宅(孤立した地域を除く)、一時帰国休暇費用、車、子供の教育費、従業員に代わって雇用者が負担する税金も含まれます。

石油・ガスおよび鉱業の請負業者の場合、現物給付の費用は課税所得から差し引かれる場合があります。

## 所得控除

居住者に該当する個人納税者は、課税所得を算出するにあたり下記を控除することができます。

- ・ 基礎控除 - 54,000,000ルピア/年
  - ・ 配偶者控除 - 4,500,000ルピア/年
  - ・ 血縁または結婚による直系の家族にかかる扶養控除
  - ・ (最大3人まで) - 被扶養者一人あたり4,500,000ルピア/年
- 上記に加え、次の税額控除も認められます。
- ・ 職業支援の場合、総所得の5%で最大6,000,000ルピア/年
  - ・ 適格年金基金およびBPJSへの拠出

## 税率

居住者の年間課税所得に適用される税率は次のとおりです。



税率 (%)	課税所得
5	< 6,000万ルピア
15	6,000万ルピア-2億5,000万ルピア
25	2億5,000万ルピア-5億ルピア
30	5億ルピア-50億ルピア
35	> 50億ルピア

#### Harmonization Law in 2021

NPWPを取得していない場合、20%が追加で適用され、その最大税率は36%になります。

関連するDTAに拠って、非居住者がインドネシア国内における業務やサービスの提供によって受領または稼得した所得でかつインドネシア国内法人から支払われた場合、20%の源泉税が課税されます。所得の支払者であるインドネシア国内法人が、この源泉税の申告義務があります。

非居住者への配当、利息、ロイヤルティ、不動産の賃貸料、サービスの報酬、賞金と表彰金、年金およびその他の定期的な支払い、リース、保険料、またはインドネシアの非上場インドネシア企業の株式譲渡に対するみなし譲渡益は、DTAによって減税または免税が適用されない限り、20%の源泉税が課税されます。これは非居住者が税務上の居住者となったときに前払税金として取り扱うことができます。

課税年度は1月1日から12月31日までの暦年です。

#### 税務管理

##### 税金の納付

個人の納税者は年次個人所得税については翌年3月31日までに納付し、申告する義務があります。また、前年の年次個人所得税申告で申告した税額を基に算出した月次予納額を翌月15日までに納付します。

雇用者が賃金、給与、賞与等、従業員への支払いから源泉徴収した所得税は毎月翌月10日までに納付し、翌月20日までに、報酬総額と源泉所得税の概要を明記した月次申告書を提出します。1月20日に申告する12月分の月次申告では、各従業員毎に従業員の当年の所得と納税した源泉所得税の詳細を記載します。この12月分の申告書における未納額は1月20日の申告日までに納付します。

個人所得税は税務調査の対象になります。税務調査の結果によりITOが発行した更生通知書に基づく納付期限は、更生通知書の発行から1ヵ月以内です。

時効は5年です。

#### その他

##### 標準給与ガイドライン

駐在員を含む税務上の居住者は原則、全世界所得に対して課税されます。ITOは給与水準のガイドラインを発行しており、その最新版は2002年4月に発行されたものです。このガイドライン



は、従業員が従事する産業、国籍、役職別に設定され、従業員の給与が適切に申告されているかを確認する目安としてITOによって使用されます。

暦年の途中で雇用が開始または終了する駐在員の場合、年度の所得に対する納税額を計算するには、所得の年換算が必要です。これにより控除額と累進課税率が適切に按分されるため、駐在員のインドネシアへの到着またはインドネシアからの本帰国のタイミングは税務上大きな影響はありません。

掘削会社の駐在員にはみなし給与ベースで源泉徴収税が課されるという別の規定が適用されます。にもかかわらず従業員が税務上の居住者である場合、その従業員は年次の個人所得税申告書で全額の給与およびその他の全世界所得を自己申告しなければなりません。

## 間接税およびその他税金

### 付加価値税(VAT)

#### 概要

課税対象となる物品の生産、輸出入、売買または課税対象サービスを提供する個人または法人は、ITOに「VAT課税業者」として登録する必要があります。ただし、VAT登録をできるのは居住者またはPEのみであり、非居住者による登録は認められていません。

VATの税率は11%ですが、法律に基づき政府はこの税率を5%から15%の間で調整することができます。輸出(特定のサービスの輸出を含む)に対するVATは0%が適用されます。

### VAT課税対象となる物品とサービス

VATは下記において課税されます。

- ・ 課税登録業者による(有形・無形の)課税物品の引き渡し
- ・ 課税対象物品の輸入
- ・ インドネシア国内における課税対象サービスの提供
- ・ インドネシア国外から提供された無形の課税物品の使用と消費
- ・ インドネシア国外から提供された課税サービスの国内での使用と消費
- ・ 課税登録業者による課税対象物品の輸出
- ・ 組織再編における課税登録業者による固定資産の譲渡(取得時のVATが控除対象とならなかった場合を除く)

タバコ、収録済みのカセットテープ、コンパクトディスクの販売には別途規定が適用されます。

#### VATの申告納付

VATは販売、取引または輸入価格に定められた税率を適用して算出されます。販売価格は商品の配送、設置、保険、維持および保守、手数料、保証、利息などのすべての費用を含んだ金額です。サービスの報酬は、サービスの提供に関連するすべての費用を含む金銭的価値です。

請求書に割引および割戻しが明記されている場合、それらは販売価格から除きます。



輸入品の場合、課税となる輸入価額は、VATおよびSTLG以外で関税法の規定に基づいて課税される輸入関税等を算出するための基礎として使用される値です。

取引の当事者間に特別な関係が存在する場合、ITOはVATの課税標準額に市場価格を用いることもあります。

当月の取引においてのOutput VATの額がInput VATを超える場合、差額を納付します。Output VATは、課税登録業者が物品やサービスを販売する際に生じるVATです。一方、Input VATは、事業に関連する物品やサービスの購入にあたり生じるVATです。

Input VATの額がOutput VATを超える場合は翌月に繰り越すか、特定の取引のInput VATを除いて還付を請求できます。還付請求は税務調査が開始されるきっかけとなります。法に従った有効なインボイスが発行されているInput VATは、インボイス発行日の月末から起算して3ヵ月以内に申告された場合に控除対象となります。

非居住者が居住者のために提供した海外サービスのInput VATに関してはサービスの利用者である居住者が自己申告する義務があります。

月次VAT申告書は翌月末までに申告し、VATの納付は申告前に行います。

特定の政府機関、生産分与契約者および鉱業会社は、VAT徴収者に指定されており、別途規定の対象となります。この場合、購入に際し生じたVATをITOに直接納付する義務があります。

#### 非課税および免税

VATの非課税対象となるのは次のとおりです。

- ・ 生活必需品: 米、とうもろこし、サゴ、大豆、塩
- ・ 貨幣、金、交換手形

- ・ 宗教
- ・ 公共交通機関
- ・ エンターテインメントサービス
- ・ ホテルおよびケータリングサービス
- ・ 政府による公共サービス

戦略的物品、サービスとしてVAT課税対象であるが免税が認められるものは下記のとおりです。

- ・ 人材サービス
- ・ 銀行、保険、リースサービスおよび証券
- ・ 社会、医療、教育サービス
- ・ 公共交通機関

#### 輸出入業者への免除優遇措置

輸出入業者が実質的にVAT免除を享受できる優遇制度がいくつかあり、このようなスキームには保税区、経済統合開発地域(KAPET)、FTZが含まれます。政府はインドネシア全土にある多数の保税地域を承認しています。

FTZとFPAはインドネシアにあります。関税区域外と見なされているため、これらの地域に持ち込まれた物品は、輸入税、VAT、STLGが免除されます。FTZで実施できる事業活動には、貿易、サービス、鉱業、輸送、銀行業、製造業が含まれます。

輸入インセンティブは、製品の加工、組立て、据付に使用する原材料を輸入する製造業者に与えられますが、それらの製品が100%輸出される場合に限りです。このインセンティブを享受するために製造業者として登録しなければなりません。輸入関税、VATおよびSTLGの全額に対して銀行保証または税関支払保証が必要であり、製品が輸出されると保証が解除されます。後に輸出される製品に使用する目的の輸入品に対して支払った輸入関税やその他税金については還付を行うことができます。

#### 海外のeコマース事業者へのVAT課税

2020年7月1日以降、DGTはインドネシア国内顧客と取引を行う海外のeコマース事業者を特定の条件が満たされた場合VAT徴収者として認定することができます。認定され海外のeコマース事業者はインドネシアの顧客との取引に対して11%のVATを請求し申告納付する必要があります。認定されたeコマース事業者はVAT徴収者ですが、インドネシアのVAT納税者とは見なされないためご注意ください。11%のVATを課す義務は、企業間取引(B2B)と企業・一般消費者間取引(B2C)の両方に適用されます。登録されたインドネシアのVAT納税者は月次VAT申告書でInput VATとして徴収されたVATを控除することができます。



## 奢侈品販売税

VAT法はインドネシアの製造業者による奢侈品の引き渡しと奢侈品の輸入に対してSTLGを課することを規定しています。税率は製品・商品の種類によって異なります。現在の税率は10%から75%の範囲ですが法律では最大で200%まで規定されています。原則、この税金は1回だけ課税されます。STLGは、VATを除く販売価格または輸入価格に対して該当する税率を乗じて算出されますが、VATと同様にSTLGは奢侈品の輸出に対して0%が適用されます。奢侈品の購入時に支払われるSTLGは、その後その奢侈品を販売する際に生じるOutput VATIに対して控除することはできません。

この規定は複雑で変更される可能性があるため、STLGの適用については状況に応じて判断する必要があります。公共利用目的の品目についてはSTLGが免除されます。

## 関税

インドネシアに輸入される品目には関税が課せられます。一般的に、関税はその輸入品の取引価格に基づき課せられます。

関税はHSコード分類に基づいて納付しますが、「CIF」価格と言われる輸入品のコスト、保険、運賃を含んだ価格を基に、一般的な製品・商品で0%から20%、自動車で25%から80%、アルコール飲料用で170%の関税率が課せられます。

インドネシアの通関手続きは、関税と貿易に関する一般協定(GATT)の原則に基づきます。

現在の関税システムの重要なポイントは次のとおりです。

- ・ 港では物品の検査に対して「レッドチャネルとグリーンチャネル」というシステムがあります。レッドチャネルに該当する物品は輸入にあたりすべて検査が実施されます。グリーンチャネルに該当する場合、正当な理由がない限り通常は検査は実施されません。
- ・ 輸入申告書に記載される関税と税金について指定銀行を通じて納付します。
- ・ 物品の価格はGATT条約に基づきます。
- ・ 申告額と物品の価格については関税の税務調査において調査されることがあります。

保税地域に納入された物品は簡略された手続きを適用することができます。石油、ガスに関連する輸入、およびODA等政府融資プロジェクトによる輸入は別途規定が適用されます。

次のような特定の状況において輸入税は免税となります。

- ・ 製造業者が保税地域またはFTZに所在し、輸出品の生産のために輸入する製品
- ・ 石油、地熱、鉱業にかかる特定の輸入

その他下記も減税・免税になります。

- ・ 一時輸入のための特定の物品について、輸入者はその物品の使用期間中2%の輸入関税とVATを毎月納付します。物品が再輸出されない場合は、輸入関税とその他税金の全額に加えて、輸入関税の100%のペナルティを支払う必要があります。
- ・ マスターリストを使用して承認された国内外の投資会社が物品を輸入する場合、輸入関税が5%に引き下げられます。

## 物品税

消費が制限または管理されている特定の製品、例えばアルコール飲料やタバコ製品には物品税が課せられます。

## 印紙税

領収書、契約書、成年後見制度、その他の法的文書などの特定の文書には1万ルピアの印紙税が課せられます。

## 固定資産税(土地建物税)

インドネシア国内の不動産の保有にかかり税金が課せられます。ITO、または委任された地方当局がまず納税者を特定しその不動産の課税対象に関する通知書を発行します。通常所有者に納税義務が生じます。

## 税率と課税額算出方法

原則、不動産課税評価額から非課税額を差し引いた金額の20%が不動産課税対象額でありこれの0.5%が毎年支払う税金になります。しかし実際の税率は0.1%または0.2%が適用されています。

この土地・建物税は1月1日時点の土地と建物の状態に基づいて暦年毎に決定されます。プランテーション業、鉱業、林業の不動産に対しては別途定められている算出方法が適用されます。

## 不動産取得税

不動産の所有権を譲渡するにあたり不動産取得税が発生します。納税者は権利の取得者です。

「譲渡」の定義は広く定義されており、次のものが含まれます。

- ・ 売買取引
- ・ 資産の交換
- ・ 助成金または贈与
- ・ 遺言信託
- ・ 恒久的な法的効力を伴う司法判決の執行
- ・ 事業の合併、清算または拡大

## 免税

次の特定の譲渡には税金は課されません。

- ・ 公益目的による所有権の国への譲渡
- ・ 外交官および特定の国際機関への譲渡
- ・ 特定の宗教およびコミュニティへの寄付

## 税率と税額算出方法

税率は譲渡価額の5%であり控除額は6,000万ルピアです。課税額は取得原価に含みます。譲渡価額よりも政府が公表する課税評価額の方が高い場合、不動産取得税は課税評価額を基に算出されます。

次の場合は減額されます。

- ・ 特定の近親者への贈与 - 50%減額
- ・ 適格合併による譲渡 - 50%減額

## 納付

不動産取得税は譲渡が法的に認証される前に納付します。弁護士または公証人は税金が納付されていない場合、譲渡に関連する法的文書を認証することはできません。ITOには不動産取得税を調査する権限があり、過少納付が発覚した場合ITOは更生通知書を発行することができます。

## 給与税

インドネシアには従業員の源泉所得税以外に給与にかかる追加の税金はありません。ただしBPJSは給与に基づいて算出されるほとんどは雇用主が負担します。

## 地方税

地方自治体は地方税を徴収します。地方税には次のものが含まれます。

- ・ エンターテインメント税
- ・ 広告税
- ・ 自動車税
- ・ ホテルおよびレストラン税
- ・ 街路照明税
- ・ 地下水と表流水の使用に対する税金





# 付録 1

## 投資リスト

(Law No.11/2020, President Regulation No.44/2016 and President Regulation No.10/2021)

投資が禁止されている事業分野リスト(Law No.11/2020)	
セクター	事業分野
農業	第一級麻薬の栽培及び関連産業。
林業	ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)の付録Iに記載されている魚種の捕獲。
海運と水産業	自然界からの珊瑚の収集(採取):建設資材/石灰/カルシウム、水族館、土産/装飾品、および自然界の珊瑚(生死を問わず)。
製造業	<ol style="list-style-type: none"><li>工業用化学薬品の製造およびオゾン層破壊物質の製造</li><li>化学兵器の製造</li><li>アルコールおよび麦芽を含む酒類および飲料の産業*</li></ol> <p>*) 2021年3月、ジョコ・ウィドド大統領は、国民の懸念に配慮し、酒類及びアルコールと麦芽を含む飲料業界への投資開始に関するポジティブ・インベストメント・リストの撤回を発表しました。したがって、この業界への投資は閉鎖されています。</p>
観光と創造経済	全ての形態のギャンブルおよび/またはカジノ関連の活動



投資リスト			
セクター	サブセクター	2016年 ネガティブリスト	2021年 新投資リスト
航空輸送	空港サービス	外国資本は最大49%(MOT No.45/2015による最小投資要件)	制限なし。ただし、政府が発行したプロジェクトベースのコンセッション契約条件に従う必要あり
	空港関連サービス	外国資本は最大67%	制限なし
	定期航空輸送	外国資本は最大49%	変更なし
海上輸送	港湾施設の提供	外国資本は最大49%(MOT No.45/2015による最小投資要件)	制限なし
	ターミナル支援事業	外国資本は最大67%(MOT No.45/2015による最小投資要件)	制限なし
	定期航空輸送	外国資本は最大49%	変更なし
飲料水	飲料水事業	外国資本は最大95%	制限なし(特定の税控除あり)
電力	配電	外国資本は最大95%(コンセッション期間中はPPP協約により100%の外国資本可)	制限なし
	送電	外国資本は最大95%(コンセッション期間中はPPP協約により100%の外国資本可)	制限なし
	電気設備コンサルティングサービス	外国資本は最大49%	MSMEのパートナーシップが必要
	1MW未満の電力の供給	100%の国内資本が必要	MSMEのために留保
	小規模発電所(1-10 MW)	外国資本は最大95%(コンセッション期間中はPPP協約により100%の外国資本可)	制限なし
	発電所(> 10 MW)	外国資本は最大95%(コンセッション期間中はPPP協約により100%の外国資本可)	制限なし
	地熱発電所(</ = 10 MW)	外国資本は最大67%	制限なし
	発電所の運営・維持管理	外国資本は最大95%	制限なし
建設サービス	高度な技術を含む高リスクおよび/または高価値の建設実施サービス	外国資本は最大67%、またはプロジェクト価値が500億ルピアを超えるASEAN諸国からの投資の場合は70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> <li>建設サービス法に基づく合弁事業の現地要件に従う</li> <li>MSMEパートナーへの追加要件は、建物および工業用建物の建設に適用</li> </ul>
	ハイテクを含む高リスクおよび/または高価値の建設コンサルティングサービス	外国資本は最大67%、またはプロジェクト価値が100億ルピアを超えるASEAN諸国からの投資の場合は70%	
鉱業	金鉱業*	制限なし	制限なし
	石炭鉱業*	制限なし	制限なし
	ニッケル鉱業*	制限なし	制限なし
	鉱業サービス*	制限なし	制限なし
	その他の鉱業サービス*	制限なし	制限なし
石油とガス	石油とガスの建設(プラットフォーム)	外国資本は最大95%	制限なし
	オンショアおよびオフショアの石油およびガス掘削サービス	100%の国内投資(オンショア)と75%の外国資本(オフショア)	制限なし

\*) 鉱業活動は新規投資リストに含まれていませんが(理論的には外国投資に対して100%オープンです)、インドネシアの鉱業法および規制(特に、Law No.4/2009(改正)およびGR No.23/2020)は、外国所有の鉱業会社が徐々に地元の株主に売却することを要求し続け、商業生産事業を開始してから10年目までに、鉱業会社の株式の少なくとも51%がインドネシアの株主によって所有されるようになります。



投資リスト			
セクター	サブセクター	2016年 ネガティブリスト	2021年 新投資リスト
通信 & 通信塔	固定通信ネットワーク	外国資本は最大67%	制限なし
	モバイル通信ネットワーク		
	電気通信サービス統合ネットワーク		
	コンテンツ提供電気通信サービス		
	インターネットプロバイダー		
	データ通信サービス		
	公共インターネットサービス		
	相互接続サービス		
	その他の電話関連サービス(コールセンター、インフォメーションセンター)		
	通信塔のサプライヤー、そのオペレーター(運用およびリース)、およびビルサービスプロバイダー	100%の国内投資が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> <li>MSMEのために留保されている単純または中間のテクノロジーを使用するタワー建設サービスプロバイダーの例外</li> </ul>
マーケットプレイス、Eコマース	商用Webポータルおよび/またはデジタルチャネル(マーケットプレイス、デジタル広告、オンデマンドオンラインサービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額が1,000億ルピアを超える場合は制限なし</li> <li>投資額が1,000億ルピア未満の場合、外国資本は最大49%</li> </ul>	制限なし
	デジタル注文システム(eコマース)を利用した小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>MSMEとのパートナーシップが必要</li> <li>100%外国資本のオンライン小売業者が販売できるのは、食品、ノンアルコール飲料、タバコ、化学薬品、医療製品、化粧品、実験装置、布地、衣服、靴、私物、台所用品を含む家庭用品のみ</li> <li>前のセクションのカテゴリのいずれにも該当しない製品を提供するオンライン小売業者は、国内投資家が完全に所有している必要あり</li> </ul>	制限なし
メディア	印刷された出版物(例:新聞、雑誌、会報)	100%の国内投資が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立時に100%の国内投資が必要だが、外国人所有者は事業の拡大と成長のために最大49%を所有可能とする(上場対象企業を対象)</li> <li>外国投資の制限は、経済特区への投資には適用なし</li> </ul>
	定期契約放送機関	設立には100%の国内投資が必要(最大20%になる可能性あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> <li>外国投資の制限は、経済特区への投資には適用なし</li> </ul>
	民間放送機関(ラジオ・テレビ)		
防衛とセキュリティ	主な設備産業	100%の国内投資と国防省からの推薦が必要	資本保有には国防大臣の承認が必要
医薬品製造	医薬品の原材料製造	制限なし	変更なし
	完成した医薬品の製造	外国人の株式保有は最大85%	制限なし
医薬品の流通	医薬品の原材料流通	100%の国内投資が必要	制限なし
	完成した医薬品の流通	制限なし 保健省(MOH)およびインドネシアの国家医薬品食品監督庁(BPOM)の書面によるポリシーに基づくセクター	制限なし
医薬品小売	小売医薬品事業(薬局、ドラッグストア、医療機器店、眼鏡店)	100%の国内投資が必要	MSMEのために確保
伝統医薬品の製造	完成品伝統医薬品製造	100%の国内投資が必要	変更なし
	伝統医薬品の原料	制限なし	100%国内投資が必要
	伝統医薬品の完成品のための小規模および零細企業のカテゴリー	100%の国内投資が必要	MSMEのために確保

投資リスト			
セクター	サブセクター	2016年 ネガティブリスト	2021年 新投資リスト
伝統医薬品の流通	伝統医薬品の完成品の流通	制限なし(ただし、MOHおよびBPOMの慣習のもとで閉鎖されたセクターあり)	制限なし(ただし、MOHおよびBPOMの慣習のもとで対象となる場合あり)
健康機器製造	クラスA医療機器	外国人の株式保有は最大33%	MSMEのパートナーシップが必要
	クラスB、C、およびDの医療機器	制限なし(MOHの特別ライセンスは必要)	制限なし
健康機器の流通	医療機器の流通	外国人の株式保有は最大49%	制限なし
病院	一般病院および専門病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大67%の外国投資、またはASEAN投資家は70%に制限</li> <li>Hospital GRを含む追加のセクター基準が適用</li> </ul>	制限なし(最低ベッド数の追加基準が適用)
クリニック	主なクリニック	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の株式保有は最大67%</li> <li>追加のセクター基準が適用</li> </ul>	制限なし
	プライマリークリニック	100%の国内投資が必要	MSMEのために確保
臨床検査クリニック	健康研究所のクリニック	制限なし(MOHおよびBPOMでは67%の外国人所有制限があり、特定の状況では書面によるポリシーが適用)	MSMEのパートナーシップが必要
貿易、流通(卸売)	提携している製造販売業者	制限なし	制限なし
	提携していない製造販売業者	外国人の株式保有は最大67%	制限なし
	倉庫保管		
小売店およびセルフサービス店	400平方メートル未満の面積を持つミニマーケット	100%の国内投資が必要	MSMEのために確保
	スーパーマーケット	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が1,200平方メートル以上のスーパーマーケットには制限なし</li> <li>面積が1,200平方メートル未満のスーパーマーケットは、100%国内株主による所有が必要</li> </ul>	制限なし(GR29/2021に基づく追加のセクター標準が適用)
	デパート	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が2,000平方メートルを超えるデパートには制限がなし</li> <li>面積が400平方メートルから2,000平方メートルのデパートは、最大67%の外国人所有権を持つことが可能</li> <li>追加のセクター基準が適用</li> </ul>	制限なし(GR29/2021に基づく追加のセクター標準が適用)
	百貨店の外で販売する主な商品が食品、飲料、タバコ製品ではないもの(化粧品、家庭用品、宝飾品、おもちゃ、衣料品など)	100%の国内投資が必要	MSMEのために確保
	これらの製品の特定タイプの販売: <ul style="list-style-type: none"> <li>車両、そのスペアパーツおよび付属品</li> <li>テキスタイル(例:テキスタイルから作られた家庭用品)</li> <li>水回り品</li> <li>化粧品</li> <li>骨董品、ジュエリー</li> <li>おもちゃ</li> <li>エレクトロニクス</li> </ul>	100%の国内投資が必要	制限なし
	酒類または酒類の小売取引(路上販売を含む)	酒類取引事業免許(SIUP-MB)と流通ネットワークが必要	指定された流通ネットワークと場所で許可
	これらの製品の特定タイプの販売: <ul style="list-style-type: none"> <li>ノンアルコール飲料</li> <li>パン、クッキー、ケーキ、コーヒー、豆醬とオンチョム、加工肉と魚、米、精製砂糖、赤砂糖、豆腐、テンペ、その他の食品</li> <li>履物</li> </ul>	100%の国内投資が必要	MSMEのために確保



## 投資リスト

セクター	サブセクター	2016年 ネガティブリスト	2021年 新投資リスト
物流	全国または万国郵便サービス	外国人の株式保有は最大49%	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の株式保有は最大49%</li> <li>郵便法(改正)およびGR No.46/2021に基づく追加の所有権基準および補足的なセクター要件が適用される場合あり</li> </ul>
	宅配業者	外国人の株式保有は最大49%	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> <li>MSMEのパートナーシップが必要</li> <li>郵便法(改正)およびGR No.46/2021に基づく追加の所有権基準および補足的なセクター要件が適用される場合あり</li> </ul>
	宅配便サービス	制限なし(郵便法に基づく追加の所有権基準と補足的なセクター要件が適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> <li>郵便法(改正)およびGR No.46/2021に基づく追加の所有権基準および補足的なセクター要件が適用される場合あり</li> </ul>
	貨物輸送サービス	外国人の株式保有は最大67%、またはASEAN投資家の場合は最大70%	制限なし
	倉庫保管	外国人の株式保有は最大67%	制限なし
接客と観光	プロパティのプロカーサービス	100%の国内投資が必要	制限なし
	エコツーリズム	ASEAN投資家の外国株式保有は最大51%または最大70%	制限なし
	ゴルフ場	外国人の株式保有は最大67%、またはASEAN投資家の場合は最大70%	制限なし
	ウムラと特別なメッカ巡礼のための旅行局の活動	この事業部門は、2016年のネガティブリストには含まれていませんでした。	100%の国内投資が必要であり、宗教はイスラム教でなければなりません。
	旅行代理店	100%の国内投資が必要で、MSMEのために確保	制限なし
プランテーションと農業	パーム油種子のプランテーション	最大95%の外国株式保有	制限なし
	プランテーション(サトウキビ、タバコ、飲料植物(コーヒー、ココアなど)、ゴム植物、ココナッツ、パーム油のプランテーションなど)	最大95%の外国株式保有(20%のプラズマ要件)	技術規制が改正されることを条件として、100%の外国投資(25ヘクタール以上)に開放
	主食農業(すなわち、米、トウモロコシ、サツマイモ、豆)	最大49%の外国株式保有	技術規制が改正されることを条件として、100%の外国投資に開放
	特定の果物と農業	最大30%の外国株式保有	技術規制が改正されることを条件として、100%の外国投資に開放
その他の業界	コミッションエージェント	100%の国内投資が必要	制限なし
	害虫駆除/燻蒸サービス	最大67%の外国株式保有	制限なし
	伝統的な化粧品	この事業部門は、2016年のネガティブリストには含まれていませんでした。	100%国内投資が必要
	バティックの産業(手描きのバティック、印刷されたバティック、手描きと印刷されたバティックの組み合わせ)		
	船舶産業(フィニシ、アウトリガー、独特の伝統的なデザインの木材で作られた船)		
	コーヒー加工、ルンダン、クラッカー、フレーク、ペエック(工場製および非工場製)	MSMEのために確保	100%国内投資が必要
	彫刻、レリーフ、マスク、ワヤン人形を含む木造建築製品、木彫り(家具ではない)の産業		

# 付録 2

## Omnibus Lawにおける51本の細則

No	雇用創出に関する法律 No.11/2020の細則	部門/トピック
1	投資運用機関の初期資本に関するGR(政府規則)No.73/2020	ビジネスのしやすさ
2	投資運用機関に関するGR(政府規則)No.74/2020	
3	リスクベースのビジネスライセンス機関に関するGR(政府規則)No.5/2021	
4	地方レベルでのビジネスライセンス機関に関するGR(政府規則)No.6/2021	
5	投資事業分野に関するPR(大統領規則)No.10/2021	
6	ビジネスのしやすさを支援するための税務処理に関するGR(政府規則)No.9/2021	
7	ビジネスのしやすさおよび地方サービスを支援する枠組みにおける地方税および課徴金に関するGR(政府規則)No.10/2021	
8	投資運用機関および/またはそれらが所有する事業体が関与する取引の税務上の取り扱いに関するGR(政府規則)No.49/2021	
9	村営企業に関するGR(政府規則)No.11/2021	
10	国家戦略プロジェクトの容易さに関するGR(政府規則)No.42/2021	
11	独占的慣行の禁止と不公正なビジネス競争の実施に関するGR(政府規則)No.44/2021	
12	移民に関する法律No.6/2011の細則に関するGR(政府規則)No.31/2013の第3改正に関するGR(政府規則)No.48/2021	
13	協同組合および中小零細企業の保護、権限付与の容易さに関するGR(政府規則)No.7/2021	協同組合、中小零細企業
14	会社の授権資本と、零細・小企業の基準を満たす会社の設立登録、変更、支出に関するGR(政府規則)No.8/2021	
15	住宅および居住地に関するGR(政府規則)No.14/2016の改正に関するGR(政府規則)No.12/2021	公共事業と公営住宅
16	フラットの実装に関するGR(政府規則)No.13/2021	
17	住宅管理の加速に関するPR(大統領規則)No.9/2021	
18	有料道路に関するGR(政府規則)No.15/2005の第4改正に関するGR(政府規則)No.17/2021	
19	道路交通と輸送に関するGR(政府規則)No.30/2021	



No	雇用創出に関する法律 No.11/2020の細則	部門/トピック
20	建設サービスに関する法律No.2/2017の細則に関するGR(政府規則)No.22/2020の改正に関するGR(政府規則)No.14/2021	建設
21	建築家に関する法律No.6/2017の細則に関するGR(政府規則)No.15/2021	
22	建物に関する法律No.28/2002の細則に関するGR(政府規則)No.16/2021	
23	管理権、土地所有権および土地登記に関するGR(政府規則)No.18/2021	土地利用と空間計画
24	公益開発のための土地調達の実行に関するGR(政府規則)No.19/2021	
25	放置された地域と土地の管理に関するGR(政府規則)No.20/2021	
26	空間計画の実行に関するGR(政府規則)No.21/2021	
27	空間計画、森林地域、ライセンスおよび/または土地所有権に関連する非互換性の解決に関するGR(政府規則)No.43/2021	
28	地理空間情報の導入に関するGR(政府規則)No.45/2021	
29	基本的な地理空間の導入における中央政府と国営企業間の協力に関するPR(大統領規則)No.11/2021	
30	環境保護と管理の実施に関するGR(政府規則)No.22/2021	環境と林業
31	林業の実施に関するGR(政府規則)No.23/2021	
32	行政処分を課すための手続きおよび林業部門の行政罰金に由来する非課税歳入のための手続きに関するGR(政府規則)No.24/2021	
33	エネルギーおよび鉱物資源部門の組織に関するGR(政府規則)No.25/2021	エネルギーと鉱物資源
34	農業部門の実施に関するGR(政府規則)No.26/2021	農業
35	海洋および水産部門の実施に関するGR(政府規則)No.27/2021	海洋および漁業
36	産業部門の組織に関するGR(政府規則)No.28/2021	産業
37	貿易部門の組織に関するGR(政府規則)No.29/2021	貿易
38	ハラル製品保証の組織に関するGR(政府規則)No.39/2021	
39	海運部門の実施に関するGR(政府規則)No.31/2021	交通
40	航空部門の実施に関するGR(政府規則)No.32/2021	
41	鉄道部門の実施に関するGR(政府規則)No.33/2021	
42	外国人労働者の利用に関するGR(政府規則)No.34/2021	労働と雇用
43	特定の時間枠、アウトソーシング、労働時間と休憩時間、および雇用終了についての労働協定に関するGR(政府規則)No.35/2021	
44	賃金に関するGR(政府規則)No.36/2021	
45	失業保険プログラムの実施に関するGR(政府規則)No.37/2021	

No	雇用創出に関する法律 No.11/2020の細則	部門/トピック
46	経済特区の組織に関するGR(政府規則)No.40/2021	経済特区
47	自由貿易地域と自由貿易港の実施に関するGR(政府規則)No.41/2021	
48	郵便、電気通信および放送に関するGR(政府規則)No.46/2021	郵便、電気通信、放送
49	入院の実施に関するGR(政府規則)No.47/2021	健康
50	商品/サービスの政府調達に関するPR(大統領規則)No.16/2018の改正に関するPR(大統領規則)No.12/2021	政府行政
51	ウムラ(メッカへの小巡礼)旅費の付随勘定に関するGR(政府規則)No.38/2021	宗教関連





# 用語集

2016 Negative List	投資ネガティブリストに関する大統領規則 No.44/2016
ADB	アジア開発銀行
AEC	アセアン経済共同体
AEO	認定事業者
AHU	一般法務行政総局
AML	マネーロンダリング防止
AoA	定款
AP I	アンカサブラ I
AP II	アンカサブラ II
APA	移転価格に関する事前確認
APBN	国家予算
API	輸入業者番号
API-P	製造業輸入業者番号
API-U	一般輸入業者番号
ASEAN	東南アジア諸国連合
B2B	企業間取引
B2C	企業・一般消費者間取引
BAPEPAM-LK	資本市場金融機関監督庁
BAPPEBTI	商品取引管理庁
BAPPENAS	インドネシア国家開発庁
BCBS	バーゼル銀行監督委員会
BEPS	税源浸食と利益移転
BHI bank	法人銀行
BI	インドネシア中央銀行
BI Regulation 18	インドネシア中央銀行規則 No.18/40/PBI/2016
BKPM	インドネシア投資調整庁
BOC	コミサリス委員会
BOD	取締役会
BOO	建設、所有、運営
BOOT	建設、所有、運営、移転
BP Migas	石油・ガス事業上流部門執行機関
BPH Migas	石油・ガス事業下流部門規制機関
BPHTB	不動産取得税
BPJS	社会保障機関
BPJS Kesehatan	医療保険
BPJS Ketenagakerjaan	社会保険
BPJS Pensiun	年金保険
BPJT	有料道路規制機関
BPLJSKPB	自動車性能試験センター
BPM	投資委員会
BPN	国家土地庁
BPOM	国家医薬品食品監督庁
BPP	電力供給コスト
BPS	中央統計庁
BRT	バス高速輸送システム
BUMD	地方自治体所有の事業体
CAGR	年平均成長率

CBCR	国別報告書
CBD	中央ビジネス地区
CBU	完成車
CCOW	石炭鉱業事業契約
CEP	包括的経済連携
CFC	被支配外国法人
CFT	テロ資金供与防止
CIF	運賃保険料込み条件（海上運送を利用する商品の売買に際し、売り主が船積費用・保険料・運賃を合わせて負担する契約）
Circular 31	OJK 回状 No.31/SEOJK.05/2015
Circular Letter 31	労働省回状 No.B.31/PHIJSK/I/2012
Circular Letter 17	回状 No.17/11/DKSP
CITES	ワシントン条約（絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）
CITR	法人税申告書
CLA	労働協約
Company Law	会社法 No.40/2007
COW	鉱業事業契約
Currency Law	通貨法 No.7/2011
Customs Office	税関事務所
CV	有限会社
DDI	国内直接投資
Decision 27	憲法裁判所決定 No.27/PUU-IX/2011
Declaration Letter	租税特赦適用のための資産申告書
Decree 228	労働省令 No.228/2019
DER	負債資本比率
DGCE	関税および物品税局長
DGT	税務総局
DKP-TKA	外国人労働者の使用に対する補償基金
DPD	地方代表議会
DPR	国民議会
DTA	租税条約
DWT	載貨重量トン数
EDI	電子データ交換
EPI	英語能力指数
ERP	電子ロードプライシング
ETT	電子取引税
FA	無限責任組合
FCPA	海外腐敗行為防止法
FDI	海外直接投資
Forex	外国為替
FPA	自由港区
FTA	自由貿易地域
FTZ	自由貿易圏
G20	20の世界の主要な先進国と新興国を結ぶ戦略的多国間プラットフォーム
GATT	関税と貿易に関する一般協定
GCG	優れたコーポレートガバナンス
GDP	国内総生産
GESF	一般歳出支援基金
GFC	世界的な金融危機
GMS	株主総会
GOI	インドネシア政府



GR	政府規則
GR 1/2019	政府規則 No.1/2019
GRR	グラスルーツ製油所
GT	総トン数
GW	ギガワット
HGB	建設権
HP	使用权
HR	人事
IBC	保険事業会社
ICAAP	内部自己資本比率評価プロセス
IDR	インドネシアルピア
IDX	インドネシア証券取引所
IFRS	国際財務報告基準
IIF	インドネシアインフラファイナンス
IIGF	インドネシアインフラ保証基金
IMB	建築許可
IMD	国際経営開発研究所
IMF	国際通貨基金
IMTA	外国人労働者の雇用許可または労働許可
INSW	インドネシアナショナルシングルウィンドウ
Investment Law	投資法 No.25/2007
IO	営業許可
IPO	新規株式公開
IPP	独立系発電事業者
ISCO	職業の国際標準分類
ISRM	インドネシアの単一リスク管理
ITAS	一時滞在許可
ITO	インドネシア税務署
IUP	鉱業事業許可
IUPK	特別鉱業事業許可
JAMSOSTEK	労働者の社会保障
JKN	国民医療保険
JO	ジョイントオペレーション
JV	ジョイントベンチャー
KAPET	経済統合開発地域
KBJI	インドネシア標準職業分類
KBLI	インドネシア標準産業分類
KBMI	コア資本に基づく銀行グループ
KITAS	一時滞在許可カード
KPBU	官民連携
KPIIP	優先インフラ整備促進委員会
KSBSI	インドネシア福祉労働組合総連合
KSPI	インドネシア労働組合総連合
KSPSI	全インドネシア労働組合総連合
l/s	毎秒リットル
Labor Law	労働法 No.13/2003
Lao PDR	ラオス人民民主共和国
LF	ローカルファイル
LKPP	政府調達庁
LLL	法的貸付限度額

LMAN	国家資産管理会社
LPI	ロジスティクスパフォーマンスインデックス
LRT	軽量軌道交通
M&A	合併と買収
MAP	相互協議
MDB	多国間開発銀行
MEMR	エネルギー鉱物資源省
MF	マスターファイル
MINT	メキシコ、インドネシア、ナイジェリア、トルコ
MITA	通関優先パートナー
MLI	多国間協定
MOF	財務省
MOH	保健省
MOLHR	法務人権省
MOM	労働省
MOT	貿易省
MPBI	インドネシア労働者評議会
MPR	国民協議会
MRT	大量高速輸送鉄道
MSME	中小零細企業
New Insurance Law	新保険法 No.40/2014
NIA/INA	ヌサンタラ投資公社/インドネシア投資公社
NIB	事業基本番号
Non-PDAM	非地域水道会社
NPWP	納税者番号
NRE	新再生可能エネルギー
OECD	経済協力開発機構
Oil & Gas Law	石油ガス法 No.22/2001
OJK	金融サービス庁
Omnibus Law	オムニバス法 No.11/2020
OSS	オンラインシングルサブミッション
PBAS	パフォーマンスベースのアニュイティスキーム
PBI 17/2015	インドネシア中央銀行規則 No.17/3/PBI/2015
PDAM	地域水道会社
PE	恒久的施設
PEB	輸出申告書
PERTAMINA	プルトamina(国営石油ガス会社)
PIB	輸入申告書
PIP	優先インフラプロジェクト
PLN	国営電力会社
PMA	外国資本企業
PMDN	国内投資
PMK-213	財務大臣規則 No.213/PMK.03/2016
POJK 45	金融サービス庁規則 No.45/POJK.03/2020
POJK 67	金融サービス庁規則No.67/POJK.05/2016
PP	社則
PPA	電力販売契約
PPP	官民パートナーシップ
PPU	民間電力会社
PR	大統領規則



PSC	生産物分与契約
PSIP	決済システムインフラプロバイダー
PSN	国家戦略プロジェクト
PSP	決済サービスプロバイダー
PSSP	決済システムサービスプロバイダー
PT	有限責任会社
PUPR	公共事業・国民住宅省
RBC	リスクベース資本
RCEP	地域的な包括的経済連携
RDTR	空間設備詳細計画
Reg 21/2019	インドネシア中央銀行規則 No.21/1/PBI/2019
Reg. No. 16/20	インドネシア中央銀行規則 No.16/20/PBI/2014
Reg. No. 16/21	インドネシア中央銀行規則 No.16/21/PB/2014
Reg No. 16/22	インドネシア中央銀行規則 No.16/22/PBI/2014
Reg. No. 5/2019	大臣規則 No.5/2019
Regulation 10	大統領規則 No.10/2021
Regulation 12	インドネシア投資調整庁規則 No.12/2013
Regulation 19	法律 No.19/2012
Regulation 4	法律 No.PER-04/MEN/1994
Regulation 41	政府規則 No.41/2021
Regulation 85	政府規則 No.85/2015
Regulation No. 23/2020	インドネシア中央銀行規則 No.22/23/PBI/2020
RITJ	ジャボデタベック交通マスタープラン
RDMP	製油所開発マスタープラン
RPJMN	国家中期計画
RPTKA	外国人労働者雇用計画
RUEN	国家エネルギー総合計画
RWA	リスクアセット (risk-weighted assets )
SAFE FoS	世界的に安全な貿易を確保、促進するための基準フレームワーク
SAK	財務会計基準
SEZ	経済特区
SIPB	岩石鉱業許可書
SIPT	統合ライセンス情報システム
SIUP-MB	酒類取引事業免許
SJSN	国家社会保障制度
SKK Migas	石油・ガス事業上流部門担当特別局
SKSP Migas	石油・ガス事業上流部門の一時的な作業ユニット
SME	中小企業
SMI	サラナ マルチ インフラストラクチャー社
SOE	国営企業
SREP	監督上のレビューおよび評価プロセス
STLG	奢侈税
Supporting Providers	決済システムサービスを組織するためにPSPとPSIPをサポートする当事者
TA Law	2016年7月1日から2017年3月31日までの期間に発効する2016年租税特赦法第11号
Taxable Entrepreneur	課税事業者
TDP	会社登録証明書
TEU	20フィートの海上コンテナに換算した荷物の量を表す単位
THR	宗教大祭手当
UK	英国
UKBA	英国贈収賄防止法

UMK	県・市別最低賃金
UMP	州別最低賃金
UNCTAD	国連貿易開発会議
UPPKB	自動車計量ユニット
USA/US	アメリカ合衆国
USD	米ドル
VAT	付加価値税
VITAS	一時滞在ビザ
WG4	ワーキンググループ4
WHT	源泉徴収税
WIUP	鉱業許可区域
WIUPK	特別鉱業許可区域
Work Contract	指定された期間の労働契約
WtE	廃棄物発電





# Contact us

**Address:**

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210

**Siddharta Widjaja & Rekan  
Registered Public Accountants**

**T:** +62 (0) 21574 2333 / 2888  
**F:** +62 (0) 574 1777 / 2777

**KPMG Advisory Indonesia**

**T:** +62 (0) 21 570 4888  
**F:** +62 (0) 21 570 5888

**KPMG Siddharta Advisory**

**T:** +62 (0) 21 574 0877  
**F:** +62 (0) 21 574 0313

**Tohana Widjaja****Managing Partner,  
Head of Japanese Desk**

Tohana.Widjaja@kpmg.co.id

## 三竿 祥之

**Country Deputy Head of  
Japanese Desk**

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

**Budi Susanto****Head of Audit & Assurance Services**

Budi.Susanto@kpmg.co.id

**Abraham Pierre****Head of Tax Services**

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

**Irwan Djaja****Head of Advisory Services**

Irwan.Djaja@kpmg.co.id

## ジャパンデスク

## 尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

## 足立 陽子

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

## 佐藤 仁一

Jinichi.Sato@kpmg.co.id

## 榎本 真吾

Shingo.Enomoto@kpmg.co.id

## 小迫 敬靖

Noriyasu.kozako@kpmg.co.id

有限責任 あずさ監査法人  
インドネシアデスク

## 西本 弘

Hiroshi.Nishimoto@jp.kpmg.com

## 井上 優

Masaru.M.Inoue@jp.kpmg.com

## 伊吹 謙吾

Kengo.Ibuki2@jp.kpmg.com

[kpmg.com/id](http://kpmg.com/id)

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 Siddharta Widjaja & Rekan – Registered Public Accountants, an Indonesian partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.